

第 4 部 果樹対策事業関係資料集

1. 中央果実協会をめぐる45年の歩み

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
昭和47	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)中央加工原料用果実価格安定基金協会設立(9月1日) ・果汁用うんしゅうみかん、なつみかん及びりんごについて業務開始 ・(社)県加工原料用果実価格安定基金協会設立(既存基金の果実事業開始を含む。13県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新植抑制、改植・園地転換促進等実施 ・農蚕園芸局果樹花き課設置 ・食管法関係政省令改正(米小売業新規参入規制緩和)
48	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん調整保管実施(30万t) ・価格安定事業の対象に缶詰用うんしゅうみかんを追加 ・8府県で基金協会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹農業振興基本方針の変更(パインアップルの追加) ・みかん問題研究会の開催 ・市街化区域内農地の宅地並み課税(地方税法改正) ・新土地改良長期計画閣議決定
49	<ul style="list-style-type: none"> ・果汁需要拡大対策(施設整備)事業の実施 ・うんしゅうみかん摘果推進特別事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん新規栽植抑制通達 ・みかん問題研究会開催 ・生活物資関連安定対策本部設置(農林省) ・「生産緑地法」制定
50	<ul style="list-style-type: none"> ・(財)中央加工原料用果実価格安定基金協会の改組拡充により(財)中央果実生産出荷安定基金協会発足(9月1日、県基金協会も同様に改組・拡充) ・果実計画生産出荷促進事業、改植等農家経営改善資金利子補給事業の追加 ・1県で基金協会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・みかん生産量最高(367万t) ・「長期見通し」閣議決定(農産物自給率75%、穀物自給率35%) ・農用地利用増進事業開始(農振法改正) ・全国及び府県果実生産出荷安定協議会発足
51	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかんの計画生産発動(改植の強化と30万tの摘果) ・りんご改植に係る経営改善資金の利子補給開始 ・50年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(16事業体、10,478t) ・果実加工品海外宣伝事業開始 ・1県で基金協会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹農業振興基本方針の公表(60年の生産目標、みかん454万t、りんご121万t) ・水田総合利用対策(減反から水田の高度利用へ)の開始 ・野菜供給安定基金設立
52	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかんの計画生産(摘果)発動 ・「中央果実基金通信」創刊 ・北海道で基金協会設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農政特別対策事業開始 ・試験研究機関のつくば移転開始(55年度完了)
53	<ul style="list-style-type: none"> ・52年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(15,000t) ・おうとうを価格安定制度の対象品目に追加 ・学校給食用みかん果汁の導入に対する助成制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国産さくらんぼ輸入解禁決定(植物防疫法施行規則改正) ・日米農産物交渉最終決着(自由化は回避、輸入枠拡大) ・「種苗法」成立(新品種保護制度創設) ・水田利用再編対策(3期9年間)開始
54	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん園転換促進事業(昭和54~58年、29,600haの計画、実績は29,755ha) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京ラウンド実質的に決着(レモン、ぶどう、グレープフルーツ等関税引下げ) ・生産総合対策開始 ・第1回日米農産物定期会合(ワシントン、毎年交互に開催)
55	<ul style="list-style-type: none"> ・54年産うんしゅうみかん果汁、缶詰の調整保管(果汁30,000t、缶詰500,000ケース) ・加工用ももを価格安定対象品目に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹農業振興基本方針の公表(65年度のみかん需要量354万t) ・「長期見通し」閣議決定 ・統制小作料廃止 ・(社)日本果樹種苗協会設立 ・全国落葉果樹協議会発足 ・農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
昭和 56	<ul style="list-style-type: none"> 55年産うんしゅうみかん果汁の調整保管(20,000 t) みかん高果汁化対策事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日米貿易小委員会の開催(牛肉、かんきつ輸入制限撤廃等) 食管法改正(米穀通帳廃止、贈答米自由化) 水田利用再編第2期対策開始 農林水産省創立100周年
57	<ul style="list-style-type: none"> 56年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(20,000 t) 果実基金制度創設10周年記念式典 	<ul style="list-style-type: none"> 農政審「80年代の農政の基本方向の推進について」報告 農産物輸入自由化反対決議(衆・参農林水産委員会) 非かんきつ果汁枠拡大、最低輸入量保証の58年度からの実施を決定
58	<ul style="list-style-type: none"> 57年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(補助対象10,000 t、自主保管10,000 t) うんしゅうみかんの大摘果、組織的生産出荷促進等を内容とする特別調整緊急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 日米農産物交渉専門家協議不都合 残存輸入制限13品目をガット違反として提訴(米国) 食生活懇談会「私達の望ましい食生活ー日本型食生活のあり方を求めてー」を報告
59	<ul style="list-style-type: none"> 初めてのりんご果汁の調整保管計画(1/5濃縮900 t) うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(17,000 t) 果実等新製品開発特別事業の実施(～6年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 日米合意によるオレンジ輸入枠拡大(オレンジ11,000 t増/年、ジュース500 t増/年、グレープフルーツジュース3年後自由化、期間は4年間) 「果樹対策研究会」の開催(中長期の需給安定のための課題と今後の方向検討) 「地力増進法」の制定 農水省「消費者の部屋」開設
60	<ul style="list-style-type: none"> 果樹緊急特別対策基金の造成と本資金による需給調整、需要拡大事業の実施 改正果振法に基づく生産出荷安定指針による計画生産出荷促進事業や調整保管事業の実施とこれらを全国的に実施する機関(指定法人)として中央果実基金を指定 果汁用いよかん、はっさくを価格安定の対象品目に追加 果汁工場経営合理化対策事業(工場の統廃合、合理化資金の利子補給)開始(～6年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹農業振興特別措置法の改正(うんしゅうみかんを特定果実に指定、生産出荷安定指針の策定等) 60年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画出荷)公表 ニュージーランド産さくらんぼ輸入解禁 農水省「新しい構造政策の展開」公表 第1回食を考える全国会議開催
61	<ul style="list-style-type: none"> 中央果実基金「果実基金制度検討会」を開催 特例措置として60年産中晩かん果汁の調整保管(1,265 t) 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹農業振興基本方針(70年度目標)の公表 農政審議会「21世紀へ向けての農政の基本方向」を答申 沖縄県のみかんコミバエ根絶宣言
62	<ul style="list-style-type: none"> 安定指針の公表に伴う特定果実計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規定、事業実施細則の策定) 果汁、缶詰用パインアップルを価格安定の対象品目に追加 2県で基金協会設立 	<ul style="list-style-type: none"> 62年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画生産)公表 農水省「日本経済と農業の役割」公表 水田農業確立対策の実施 奄美大島、宮古群島のウリミバエ根絶宣言
63	<ul style="list-style-type: none"> 62年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(30,000 t以内) 中央果実基金「うんしゅうみかん計画生産検討委員会」(計画生産技術、収穫予測方法等)を設置 安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規定等の策定) 国内緊急対策の一環として果樹緊急特別対策基金による「国産みかん果汁消費拡大対策」の実施(中央果実基金) 	<ul style="list-style-type: none"> 日米農産物(牛肉・オレンジ)交渉合意 ①自由化(非かんきつ果汁、パインアップル調製品1990年、オレンジ1991年、オレンジ果汁1992年) ②移行期間の輸入枠拡大(オレンジ148→192千t、濃縮オレンジ果汁15→40千t、その他オレンジ果汁15千kl→需要に応じて設定) 農水省「輸入自由化に伴う国内対策」取りまとめ 農水省「米国向けうんしゅうみかんの輸出促進について」発表 63年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画生産)公表 チリ産ぶどう、米国产ネクタリン輸入解禁 「集落地域整備法」の制定 農水省「農地転用の規制緩和について」発表

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成元	<ul style="list-style-type: none"> 中央果実基金の業務範囲の拡大(かんきつ園緊急再編対策、パイナップル産業活性化特別対策事業、いも類及び落花生の農産物特別対策、果樹緊急特別対策資金の造成等)と体制の強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 「かんきつ園地再編対策実施要領」通達(63～平成2年度、うんしゅうみかん22,000ha、中晩かん4,000ha転換) 国内対策予算として、かんきつ園地再編対策費537億円、原料用果実価格対策(特別補てん)費207億円、果汁・パイナップル工場整備費62億円等、総額880(うち63年度補正744)億円を計上 「果実輸出に関する懇談会」の開催(海外情報提供の必要性強調) 日本パイナップル缶詰協会発足 農政審議会「今後の米政策及び米管理の方向」報告 大田市場開設 「予約取引」導入決定
2	<ul style="list-style-type: none"> 中央果実基金「果実に関する海外・輸出情報整備検討会」の発足(果実輸出関連等特別調査を開始) 海外情報収集委託調査(米国)及び現地調査(香港、米国)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 果樹農業振興基本方針(12年の需給見通し)の公表 非かんきつ果汁、パイナップル調製品の輸入自由化(牛肉調整品等12品目の自由化) 自主流通米価格形成機構発足 「市民農園整備促進法」制定
3	<ul style="list-style-type: none"> 中央果実基金による海外情報収集機能の充実(海外果樹情報収集提供緊急対策事業の開始)、情報収集、現地事情調査網の整備(現地調査員の設置)、基金通信「海外果樹農業情報」及びニュース速報の発行 台風19号等被害対策の一環として、果樹改植農家に対する利子補給事業対象果樹の拡大(なし、もも、びわ、かき、くり、他のかんきつ、キウイフルーツ)、落果果実の有効利用を図るための加工利用促進緊急対策事業、落果果実・果汁の消費宣伝等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生鮮オレンジ輸入自由化(牛肉自由化) 台風19号等に伴う被害(2,100億円)対策として、果樹被災園復旧対策事業(改植・補植、共同育苗事業への助成等)の実施、技術対策チームの派遣、調査研究(みかん塩害樹対応、落果りんご貯蔵・加工)の実施 ドンケル・ガット事務総長「例外なき関税化」ペーパー提示
4	<ul style="list-style-type: none"> 台風被害による過剰りんご果汁の調整保管(1/4濃縮2,200t実施) 果実基金制度創設20周年記念式典 	<ul style="list-style-type: none"> オレンジ果汁輸入自由化 「新しい食料・農業・農村政策の方向」(新政策)の公表 有機農産物のガイドライン公表
5	<ul style="list-style-type: none"> 安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規程等の策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意(果実及び加工品の関税引下げ) 5年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表 ニュージーランド産りんご輸入解禁 冷夏と長雨による凶作(農産物被害1兆70億円) 米緊急輸入90万t発表(その後追加80万t) 農業経営基盤強化促進法(認定農業者制度の創設等)の制定
6	<ul style="list-style-type: none"> 安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規定等の策定) 5年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(12,000t) 	<ul style="list-style-type: none"> ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱の決定 平成6年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表 米国産りんご輸入解禁 農政審「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」報告 国産米の単品販売禁止措置(緊急輸入総量264万t) 農水省「環境保全型農業推進の基本的な考え方について」発表
7	<ul style="list-style-type: none"> ウルグアイ・ラウンド関連対策の一環として、果樹等緊急対策資金の造成(果樹緊急特別対策資金の拡充)と本資金による果樹特別対策事業及びみかん等果樹園転換、果実緊急需給調整等の果樹緊急対策事業並びに特定畑作物緊急対策事業の開始(総事業費目標466億円、～12年度) 計画生産出荷促進事業の対象にりんごを追加 	<ul style="list-style-type: none"> ウルグアイ・ラウンド農業合意関連果樹対策の実施(事業費総額747億円、～12年度、関連対策総額6兆100億円) 果樹農業振興基本方針公表(うんしゅうみかん17年度需要量140万t) 「農業基本法」に関する研究会の設置 「容器・包装リサイクル法」成立 「食糧管理法」を廃止し、「主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律」の制定

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成8	<ul style="list-style-type: none"> 加工原料用果実価格安定対策の特別補てん終了 	<ul style="list-style-type: none"> うんしゅうみかん生産量大幅減（115万t） みかん果汁工場基本指針の策定（果汁向け15万t） 野菜5品目の原産地表示義務化 豚肉でセーフガード発動 BSE侵入防止のための英国からの牛肉製品輸入禁止
9	<ul style="list-style-type: none"> 果実緊急需給調整特別対策事業の実施（うんしゅうみかん加工仕向けへの転用96,848t） 	<ul style="list-style-type: none"> みかん、りんご、かき市場価格大幅低落 フランス産りんご輸入解禁 「食料・農業・農村問題調査会」の設置 日本の植物防疫制度をWTO提訴（米国）
10	<ul style="list-style-type: none"> 9年産うんしゅうみかん果汁の調整保管（1/5濃縮11,151t、ストレート2,492t） 落果果実の加工利用促進対策の実施（りんご、西洋なし9,000t一時貯蔵） 果実基金制度創設25周年記念誌に「海外の果樹産業・果樹関連制度等の状況」を特集（別冊として「海外の果樹産業」を発刊） 海外果樹農業情報発刊50号 	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申 農水省「農政改革大綱」、「農政改革プログラム」の決定 米の関税化決定 稲作経営安定対策（稲経）の導入
11	<ul style="list-style-type: none"> 安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施 果実緊急需給調整特別対策事業の実施（うんしゅうみかん加工仕向けへの転用83,785t） 全国果樹技術・経営コンクール開始（参加25県） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成11年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表 「食料・農業・農村基本法」の制定 品種ごとの植物検疫措置の廃止決定 所沢ダイオキシン問題
12	<ul style="list-style-type: none"> 11年産うんしゅうみかん果汁の調整保管（1/5濃縮10,882t） 	<ul style="list-style-type: none"> 「食料・農業・農村基本計画」の制定（供給熱量ベース食料自給率45%目標） 果樹農業振興基本方針公表（うんしゅうみかん22年度需要量124万t） 農水省「食生活指針」発表 緊急野菜対策策定（輸入増による安値対策） のり不作に伴う諫早湾干拓の是非問題化 口蹄疫の発生
13	<ul style="list-style-type: none"> ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策終了（果汁工場合理化対策終了） 「新たな果樹対策」の一環として、需要に見合った計画的な生産出荷を促進する計画生産出荷促進事業（～18年度）、生果の価格補てんを行う果樹経営安定対策事業（～18年度）のほか新たな需要拡大対策（果実のある食生活推進事業等）の開始 「毎日くだもの200g運動」の推進（～18年度） 	<ul style="list-style-type: none"> うんしゅうみかん、りんごについて全国規模の自主的な需給調整への取組の促進と生果を対象とした価格補てんを柱とする「新たな果樹対策」の開始 平成13年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針（計画的生産）の公表 野菜のセーフガード暫定発動 BSE（牛海綿状脳症）の発生と行政対応問題化 産地等不正表示事件の多発
14	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的に無登録農薬問題に対する果樹農家への支援対策として「果樹農家経営維持安定利子補給事業」を実施したが果樹農家からの貸付希望はなく、事業実績はなし。 加工原料用果実価格安定対策事業の実施（～23年度） 「毎日くだもの200g運動」の推進（ホームページの開設） パインアップル栽培管理改善促進対策事業等の導入（～18年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 「食」と「農」の再生プラン（消費者に軸足を置いた農政展開）の公表 果樹栽培におけるダイホルタン等の無登録農薬使用問題が発生し、りんごや日本なし等で出荷停止や廃棄処分を実施 うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（14年産うんしゅうみかん適正生産量115万トン、14年産りんご適正生産量89万トン）

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成		
15	<ul style="list-style-type: none"> ・果実計画生産出荷促進事業の実施 ・果樹経営安定対策事業の実施 ・加工原料用果実価格安定対策事業の実施 ・「毎日くだもの200g運動」の推進 ・パインアップル栽培管理改善促進対策事業等の実施 (上記5事業を以下「果実需要調整対策等5事業」という。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法の制定 ・食の安全・安心を確保するための施策（JAS法の厳正運用、トレーサビリティシステムの導入、食育の推進、ブランド・ニッポン戦略等）を展開 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（15年産うんしゅうみかん適正生産量115万トン、15年産りんご適正生産量89万トン）
16	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需要調整対策等5事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成16年うんしゅうみかん適正生産量111万トン、平成16年産りんご適正生産量87万トン）
17	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需要調整対策等5事業」の実施 ・極早生みかんの価格低迷により生食用から加工原料用に仕向ける緊急出荷調整の実施 ・かんきつ園地転換特別対策事業の開始（～20年度） ・国産果汁競争力強化事業の開始（～22年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな食料・農業・農村基本計画」（新しいニーズに対応したJAS規格の制定、トレーサビリティシステムの確立、食育の推進等）を閣議決定。それに合わせて「果樹農業振興基本方針」の策定 ・「食事バランスガイド」の策定 ・「経営所得安定対策等大綱」の策定 ・「食育推進基本計画」の決定 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成17年産うんしゅうみかん適正生産量111万トン、平成17年産りんご適正生産量87万トン）
18	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需要調整対策等5事業」の実施 ・果実輸出戦略検討委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回食育推進全国大会開催 ・食事バランスガイドと日本型食生活の普及・啓発 ・我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略として「21世紀新農政2006」の策定 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成18年産うんしゅうみかん適正生産量107万トン、平成18年産りんご適正生産量86万トン）
19	<ul style="list-style-type: none"> ・18年度まで取り組んできた果樹経営安定対策に代わり、新たに果樹経営支援対策・果実需給安定対策の実施 ・果実計画生産推進事業の開始 ・緊急需給調整特別対策事業の開始 ・果汁特別調整保管等対策事業の開始 ・加工原料用果実価格安定対策事業の実施 ・にっぽん食育推進事業の実施（事業実施主体が公募により決定されるため米、野菜等の普及・啓発を行っている団体と協議会等を設立して応募し採択され、「食事バランスガイド」及び「毎日くだもの200g運動」の普及・啓発の実施） ・パインアップル構造改革特別対策事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・農政改革三対策の着実な実施 ・我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略として「21世紀新農政2007」の策定 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成19年産うんしゅうみかん適正生産量107万トン、平成19年産りんご適正生産量86万トン）

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> ・果実需給安定対策の実施 ・果樹経営支援対策の実施 ・果実計画生産推進事業の実施 ・緊急需給調整特別対策事業の実施 ・加工原料用果実価格安定対策事業の実施 ・果汁特別調整保管等対策事業の実施 ・にっぼん食育推進事業の実施（果物摂取増進対策事業として応募し採択され、「食事バランスガイド」及び「毎日くだもの200g運動」の普及・啓発の実施） ・パインアップル構造改革特別対策事業の実施（上記8事業を以下「果実需給安定対策等8事業」という。） ・降霜・降雹の影響によるリンゴ被害の補助として自然災害被害果実緊急対策事業の実施（～22年度） ・原油・肥料価格の高騰による果樹農家支援のため、省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業の実施 ・国産果実の中間事業者等の育成支援を通じて、需要の拡大を緊急に図るため、加工・業務用果実需要対応産地育成事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村に関する諸課題への取組を促進するため「21世紀新農政2008」を策定 ・農地面積の減少を抑制して農地を確保する等の「農地改革プラン」を策定 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成20年産うんしゅうみかん適正生産量94万トン、平成20年産りんご適正生産量86万トン）
21	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需給安定対策等8事業」の実施 ・新たに、国産果実の加工品の開発や契約取引の検討・実証を行う果実契約取引等推進事業の開始（～22年度） ・追加経済対策の一環として、新たに果樹産地の競争力強化と果樹農家の経営安定を図るための果樹産業等構造回復緊急支援事業の開始（～23年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村の6次産業化を推進 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成21年産うんしゅうみかん適正生産量100万トン、平成21年産りんご適正生産量86万トン）
22	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需給安定対策等8事業」の実施 ・事業の実施方法が果樹対策資金による基金方式から国からの単年度補助金方式に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「食料・農業・農村基本計画」の制定（供給熱量ベース食料自給率50%目標） ・「果樹農業振興基本方針」を策定 ・六次産業化法の制定 ・戸別所得補償モデル対策の実施 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成22年産うんしゅうみかん適正生産量90万トン、平成22年産りんご適正生産量85万トン）
23	<ul style="list-style-type: none"> ・「果実需給安定対策等8事業」の実施 ・果樹未収益期間支援事業の開始 ・自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の開始 ・果実加工需要対応産地育成事業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・3月11日東日本大震災により岩手県、宮城県、福島県の3県を中心に甚大な被害が発生。更に福島第一原子力発電所において大規模かつ長期にわたる原子力事故が発生 ・「東日本大震災復興基本法」に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定、当該方針を深化させ具体化するものとして「農業・農村の復興マスタープラン」を策定 ・政府の食と農林漁業の再生推進本部は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成23年産うんしゅうみかん適正生産量98万トン、平成23年産りんご適正生産量84万トン）

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人中央果実協会発足 ・果実加工需要対応産地育成事業の再編・実施 ・極早生みかんの出荷集中・価格低迷で緊急需給調整特別対策事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成24年産うんしゅうみかん適正生産量91万トン、24年産りんご適正生産量79万トン） ・うんしゅうみかんに多く含まれるβ-クリプトキサンチンの閉経女性における骨粗しょう症発症リスク低減効果が判明（農研機構）
25	<ul style="list-style-type: none"> ・凍霜害によるなし・りんごについての自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・TPP協定交渉への参加表明 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成25年産うんしゅうみかん適正生産量93万トン、25年産りんご適正生産量80万トン） ・食品表示法の公布 ・農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の公表 ・和食のユネスコ無形文化遺産登録 ・農林水産業・地域の活力創造プラン決定（農地中間管理機構の創設等）
26	<ul style="list-style-type: none"> ・キウイフルーツかいよう病新系統の発生 ・行政事業レビュー公開プロセスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日豪EPA大筋合意 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成26年産うんしゅうみかん適正生産量89万トン、26年産りんご適正生産量80万トン） ・地理的表示法の公布 ・都市に住む若者を中心に「田園回帰」の動き
27	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・果樹農業調査研究等事業の事業実施主体の公募化 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな食料・農業・農村基本計画の策定 ・新たな果樹農業振興基本方針の公表 ・機能的表示食品制度の創設 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成27年産うんしゅうみかん適正生産量90万トン、27年産りんご適正生産量81万トン） ・TPP協定大筋合意 ・総合的なTPP関連政策大綱の策定 ・COP21においてパリ協定採択 ・インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数1974万人）
28	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹対策を果樹農業好循環形成総合対策事業として再編 ・「外食産業等と連携した需要拡大対策事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画の作成 ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成28年産うんしゅうみかん適正生産量89万トン、28年産りんご適正生産量81万トン） ・鹿児島県奄美大島のミカンコミバエ根絶宣言 ・農業競争力強化プログラムの取りまとめ ・シャインマスカット等消費者ニーズに対応した品種の栽培が増加
29	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業において政策の重要度に応じた優先配分を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・米国からTPP協定離脱の通知 ・農業競争力強化支援法等農政改革関連8法の成立 ・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成29年産うんしゅうみかん適正生産量87万トン、29年産りんご適正生産量81万トン） ・日EU EPA大枠合意

2. 果樹対策事業の経緯

平成23年度		平成24年度		平成25年度
果実計画生産推進事業	⇒	果実計画生産推進事業	⇒	果実計画生産推進事業
緊急需給調整特別対策事業	⇒	緊急需給調整特別対策事業	⇒	緊急需給調整特別対策事業
果汁特別調整保管等対策事業	⇒	果汁特別調整保管等対策事業	⇒	果汁特別調整保管等対策事業
自然災害被害果実利用促進等対策事業	⇒	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業
果樹経営支援対策事業	⇒	果樹経営支援対策事業	⇒	果樹経営支援対策事業
果樹未収益期間支援事業	⇒	果樹未収益期間支援事業	⇒	果樹未収益期間支援事業
果実加工需要対応産地育成事業	⇒	果実加工需要対応産地育成事業	⇒	果実加工需要対応産地育成事業
新需要開発型	→	新需要開発型	→	新需要開発型
加工用園地特定型				
果汁競争力強化型	→	果汁競争力強化型	→	果汁競争力強化型
品質向上・産地安定出荷型	→	品質向上・産地安定出荷型	→	品質向上・産地安定出荷型
		加工原料用果実価格安定型	→	加工原料用果実価格安定型
	↗			
加工原料用果実価格安定対策事業				
国産果実需要対応型取引手法実証事業	⇒	国産果実需要対応型取引手法実証事業	⇒	国産果実需要対応型取引手法実証事業
パインアップル構造改革特別対策事業	⇒	パインアップル構造改革特別対策事業	⇒	パインアップル構造改革特別対策事業
調査研究事業	⇒	調査研究事業	⇒	調査研究事業
果樹産業等構造回復緊急支援事業				

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
果実計画生産推進事業	⇒ 果実計画生産推進事業	⇒ 果実計画生産推進事業	⇒ 果実計画生産推進事業
緊急需給調整特別対策事業	⇒ 緊急需給調整特別対策事業	⇒ 緊急需給調整特別対策事業	⇒ 緊急需給調整特別対策事業
果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業
自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業
果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業
果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業
果実加工需要対応産地育成事業	⇒ 果実加工需要対応産地育成事業	⇒ 果実加工需要対応産地強化事業	⇒ 果実加工需要対応産地強化事業
新需要開発型	→ 加工専用果実生産支援事業	→ 加工専用果実生産支援事業	→ 加工専用果実生産支援事業
果汁競争力強化型	→ 国産果汁競争力強化事業	→ 国産果実競争力強化事業	→ 国産果実競争力強化事業
品質向上・産地安定出荷型	→ 加工専用果実流通体制確立支援事業		
加工原料用果実価格安定型		↘ 加工原料安定供給連携体制構築事業	→ 加工原料安定供給連携体制構築事業
		↗	
国産果実需要適応型取引手法実証事業	⇒ 国産果実需要適応型取引手法実証事業		⇒ 果実輸出支援強化事業
パインアップル構造改革特別対策事業	⇒ パインアップル構造改革特別対策事業	⇒ パインアップル構造改革特別対策事業	⇒ パインアップル構造改革特別対策事業
調査研究事業	⇒ 調査研究事業	⇒ 調査研究事業	⇒ 調査研究事業
	↘ 都道府県推進事務費	⇒ 都道府県推進事務費	⇒ 都道府県推進事務費
	⇒ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業	⇒ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業	

3. 道県基金協会への出資金（平成 29 年 3 月 31 日現在）

（単位 千円）

県別	区分	基金事業開始年度	中央果実協会からの出資金
	(公益社団法人) 北海道青果物価格安定基金協会	昭和52	20,000
	(公益社団法人) 青森県青果物価格安定基金協会	47	30,000
	(公益社団法人) 岩手県農畜産物価格安定基金協会	55	15,000
	(公益社団法人) 秋田県青果物基金協会	63	30,000
	(公益社団法人) 山形県青果物生産出荷安定基金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 福島青果物価格補償協会	55	27,500
	(公益社団法人) 山梨県青果物経営安定基金協会	46	15,000
	(一般社団法人) 長野県果実協会	47	17,500
	(一般社団法人) 神奈川県果実協会	47	45,000
	(一般社団法人) 静岡県柑橘振興基金協会	47	52,500
	(公益社団法人) 愛知園芸振興基金協会	48	45,000
	(公益社団法人) 三重県青果物価格安定基金協会	47	28,000
	(一般社団法人) 和歌山県青果物基金協会	47	50,000
	(一般社団法人) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	61	15,000
	(一般社団法人) 広島県果実生産出荷安定基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 山口県青果物基金協会	47	40,000
	(公益社団法人) 徳島県園芸振興資金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 香川県青果物協会	48	50,000
	(公益社団法人) 愛媛県園芸振興基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 高知県青果物基金協会	50	30,000
	(公益社団法人) ふくおか園芸農業振興協会	47	50,000
	(公益社団法人) 佐賀県園芸農業振興基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 長崎県園芸振興基金協会	48	50,000
	(一般社団法人) 熊本県果実生産出荷安定基金協会	47	62,000
	(公益社団法人) 大分県果実協会	47	50,000
	(公益社団法人) 宮崎県果実協会	48	50,000
	(公益社団法人) 鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 沖縄県園芸農業振興基金協会	62	15,000
	計		1,087,500

（注）中央果実協会からの出資金は、公益社団法人等への移行後、各道県基金協会の貸借対照表上では、預り出資金、寄託金、長期預り金等として整理されている。

4. 果実計画生産推進事業

(1) 基本計画

平成24年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	771.0	118,130	164,630	250,715	533,475			533,475
静岡	5,470.0	1,200,000	4,350,000	2,450,000	8,000,000			8,000,000
愛知	648.0	320,000	785,000	320,000	1,425,000			1,425,000
三重	1,280.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	7,452.0	0	2,800,000	2,800,000	5,600,000			5,600,000
広島	2,053.0	200,000	900,000	1,100,000	2,200,000			2,200,000
山口	705.0	0	2,538,000	0	2,538,000			2,538,000
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	4,500.6	0	14,849,420	0	14,849,420			14,849,420
高知	180.0	14,000	50,000	86,000	150,000			150,000
福岡	1,000.0	0	0	343,500	343,500			343,500
長崎	1,970.0	85,050	3,696,408	400,000	4,181,458			4,181,458
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
鹿児島	101.7	0	220,286	0	220,286			220,286
計	26,696.7	2,083,180	36,437,744	8,012,215	46,533,139	0.0	0	46,533,139

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	20,200.0	105,500	296,000	3,598,500	4,000,000			4,000,000
長野	7,610.0	7,015,866	2,236,295	519,839	9,772,000			9,772,000
計	27,810.0	7,121,366	2,532,295	4,118,339	13,772,000			13,772,000

平成25年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	711.0	112,925	161,630	259,215	533,770			533,770
静岡	5,470.0	500,000	4,500,000	1,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	648.0	320,000	785,000	320,000	1,425,000			1,425,000
三重	1,280.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	7,433.0	0	4,200,000	2,800,000	7,000,000			7,000,000
広島	2,021.0	200,000	700,000	900,000	1,800,000			1,800,000
山口	659.0	0	2,372,400	0	2,372,400			2,372,400
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	4,400.3	0	14,586,940	0	14,586,940			14,586,940
高知	180.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	1,031.0	0	0	1,500,000	1,500,000			1,500,000
長崎	1,931.0	85,050	3,647,268	262,500	3,994,818			3,994,818
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
鹿児島	98.4	0	199,802	8,515	208,317			208,317
計	26,428.1	1,377,975	37,287,040	7,348,230	46,013,245			46,013,245

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	20,000.0	100,000	296,000	3,604,000	4,000,000			4,000,000
長野	7,650.0	7,021,875	2,234,304	515,821	9,772,000			9,772,000
計	27,650.0	7,121,875	2,530,304	4,119,821	13,772,000			13,772,000

平成26年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	251.0	70,000	102,675	153,855	326,530			326,530
静岡	5,490.0	1,000,000	3,000,000	2,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	648.0	320,000	785,000	320,000	1,425,000			1,425,000
三重	1,280.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	7,184.0	0	4,200,000	2,800,000	7,000,000			7,000,000
広島	1,992.0	150,000	450,000	600,000	1,200,000			1,200,000
山口	583.0	0	2,098,800	0	2,098,800			2,098,800
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	4,315.9	0	14,262,700	0	14,262,700			14,262,700
高知	180.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	965.0	0	0	300,000	300,000			300,000
長崎	842.0	97,200	3,647,268	0	3,744,468			3,744,468
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
計	24,296.3	1,797,200	34,680,443	6,471,855	42,949,498	0	0	42,949,498

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	20,000.0	100,000	216,000	3,684,000	4,000,000			4,000,000
長野	7,600.0	7,039,971	2,250,399	481,630	9,772,000			9,772,000
計	27,600.0	7,139,971	2,466,399	4,165,630	13,772,000	0	0	13,772,000

平成27年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	250.0	55,000	88,500	142,200	285,700			285,700
静岡	4,443.0	1,000,000	3,000,000	2,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	633.0	320,000	752,000	320,000	1,392,000			1,392,000
三重	1,280.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	7,184.0	0	4,200,000	2,800,000	7,000,000			7,000,000
広島	1,935.0	200,000	500,000	1,000,000	1,700,000			1,700,000
山口	581.0	0	2,091,600	0	2,091,600			2,091,600
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	2,936.1	0	8,839,400	0	8,839,400			8,839,400
高知	180.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	926.0	0	0	1,023,840	1,023,840			1,023,840
長崎	1,685.0	97,200	4,024,888	0	4,122,088			4,122,088
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
計	22,598.5	1,832,200	29,630,388	7,584,040	39,046,628	0	0	39,046,628

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	20,000.0	100,000	326,000	3,574,000	4,000,000			4,000,000
長野	7,550.0	6,884,210	2,328,546	559,244	9,772,000			9,772,000
計	27,550.0	6,984,210	2,654,546	4,133,244	13,772,000	0	0	13,772,000

平成28年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	250.0	31,250	81,000	144,250	256,500			256,500
静岡	4,429.0	1,000,000	3,000,000	2,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	633.0	319,000	754,000	319,000	1,392,000			1,392,000
三重	1,280.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	7,184.0	0	2,500,000	1,700,000	4,200,000			4,200,000
広島	1,868.0	0	400,000	300,000	700,000			700,000
山口	557.0	0	2,005,200	0	2,005,200			2,005,200
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	2,824.1	0	8,440,855	0	8,440,855			8,440,855
高知	165.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	884.0	0	0	1,312,800	1,312,800			1,312,800
長崎	1,750.0	87,480	4,024,888	0	4,112,368			4,112,368
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
計	22,389.5	1,597,730	27,339,943	6,074,050	35,011,723	0	0	35,011,723

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費 (円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	20,000.0	31,000	206,556	4,135,624	4,373,180			4,373,180
長野	7,500.0	6,936,482	2,258,546	576,972	9,772,000			9,772,000
計	27,500.0	6,967,482	2,465,102	4,712,596	14,145,180	0	0	14,145,180

(2) 果実計画生産交付準備金造成実績

平成24年度

(単位：円)

りんご・うんしゅうみかん						
	造成額	中央果実協会 補助金			その他	
			調整額	実交付額		
青森	4,000,000	2,000,000	763,917	1,236,083	2,000,000	
長野	9,772,000	4,886,000	477	4,885,523	4,886,000	
神奈川	530,000	265,000	111,332	153,668	265,000	
静岡	8,000,000	4,000,000	556,894	3,443,106	4,000,000	
愛知	1,425,000	712,500	404,740	307,760	712,500	
三重	1,680,000	840,000	90,458	749,542	840,000	
和歌山	5,600,000	2,800,000	1,096,490	1,703,510	2,800,000	
広島	2,200,000	1,100,000	585,964	514,036	1,100,000	
山口	2,538,000	1,269,000	372,934	896,066	1,269,000	
徳島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛媛	14,849,420	7,424,710	114,591	7,310,119	7,424,710	
高知	150,000	75,000	37,650	37,350	75,000	
福岡	343,500	171,750	3,500	168,250	171,750	
長崎	4,165,502	2,082,751	493,873	1,588,878	2,082,751	
大分	4,500,000	2,250,000	1,325,350	924,650	2,250,000	
鹿児島	218,736	109,368	3,952	105,416	109,368	
計	り	13,772,000	6,886,000	764,394	6,121,606	6,886,000
	み	46,512,158	23,256,079	5,353,728	17,902,351	23,256,079
	計	60,284,158	30,142,079	6,118,122	24,023,957	30,142,079

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

平成25年度

(単位：円)

りんご・うんしゅうみかん						
	造成額	中央果実協会 補助金			その他	
			調整額	実交付額		
青森	4,000,000	2,000,000	124,954	1,875,046	2,000,000	
長野	9,772,000	4,886,000	577	4,885,423	4,886,000	
神奈川	530,000	265,000	75,116	189,884	265,000	
静岡	6,000,000	3,000,000	491,793	2,508,207	3,000,000	
愛知	1,425,000	712,500	712,500	0	712,500	
三重	1,680,000	840,000	90,250	749,750	840,000	
和歌山	7,000,000	3,500,000	1,794,750	1,705,250	3,500,000	
広島	1,800,000	900,000	732,737	167,263	900,000	
山口	2,372,400	1,186,200	318,900	867,300	1,186,200	
徳島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛媛	14,586,940	7,293,470	75,959	7,217,511	7,293,470	
高知	100,000	50,000	26,800	23,200	50,000	
福岡	1,500,000	750,000	15,000	735,000	750,000	
長崎	3,978,268	1,989,134	617,069	1,372,065	1,989,134	
大分	4,500,000	2,250,000	1,895,750	354,250	2,250,000	
鹿児島	206,470	103,235	4,988	98,247	103,235	
計	り	13,772,000	6,886,000	125,531	6,760,469	6,886,000
	み	45,991,078	22,995,539	7,007,612	15,987,927	22,995,539
	計	59,763,078	29,881,539	7,133,143	22,748,396	29,881,539

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

平成26年度

(単位：円)

りんご・うんしゅうみかん						
	造 成 額	中央果実協会 補 助 金			その他	
			調整額	実交付額		
青 森	4,000,000	2,000,000	20,378	1,979,622	2,000,000	
長 野	9,772,000	4,886,000	358	4,885,642	4,886,000	
神奈川	326,530	163,265	95,858	67,407	163,265	
静 岡	6,000,000	3,000,000	265,133	2,734,867	3,000,000	
愛 知	1,425,000	712,500	712,500	0	712,500	
三 重	1,680,000	840,000	90,058	749,942	840,000	
和歌山	7,000,000	3,500,000	2,389,870	1,110,130	3,500,000	
広 島	1,200,000	600,000	561,034	38,966	600,000	
山 口	2,098,800	1,049,400	309,200	740,200	1,049,400	
徳 島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛 媛	14,262,700	7,131,350	69,278	7,062,072	7,131,350	
高 知	100,000	50,000	4,900	45,100	50,000	
福 岡	300,000	150,000	90,000	60,000	150,000	
長 崎	3,737,268	1,868,634	383,601	1,485,033	1,868,634	
大 分	4,500,000	2,250,000	1,877,000	373,000	2,250,000	
計	り	13,772,000	6,886,000	20,736	6,865,264	6,886,000
	み	42,942,298	21,471,149	7,004,432	14,466,717	21,471,149
	計	56,714,298	28,357,149	7,025,168	21,331,981	28,357,149

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

平成27年度

(単位：円)

りんご・うんしゅうみかん						
	造 成 額	中央果実協会 補 助 金			その他	
			調整額	実交付額		
青 森	4,000,000	2,000,000	162,312	1,837,688	2,000,000	
長 野	9,772,000	4,886,000	390	4,885,610	4,886,000	
神奈川	285,700	142,850	41,341	101,509	142,850	
静 岡	6,000,000	3,000,000	114,891	2,885,109	3,000,000	
愛 知	1,392,000	696,000	712,500	-16,500	696,000	
三 重	1,680,000	840,000	90,014	749,986	840,000	
和歌山	7,000,000	3,500,000	1,864,612	1,635,388	3,500,000	
広 島	1,700,000	850,000	440,368	409,632	850,000	
山 口	2,091,600	1,045,800	159,800	886,000	1,045,800	
徳 島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛 媛	8,839,400	4,419,700	2,508,297	1,911,403	4,419,700	
高 知	100,000	50,000	6,650	43,350	50,000	
福 岡	1,023,840	511,920	0	511,920	511,920	
長 崎	4,114,888	2,057,444	451,338	1,606,106	2,057,444	
大 分	4,500,000	2,250,000	2,083,000	167,000	2,250,000	
計	り	13,772,000	6,886,000	162,702	6,723,298	6,886,000
	み	39,039,428	19,519,714	8,628,811	10,890,903	19,519,714
	計	52,811,428	26,405,714	8,791,513	17,614,201	26,405,714

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

平成28年度

(単位：円)

		りんご・うんしゅうみかん				
		造成額	中央果実協会 補助金	調整額	実交付額	その他
青森		4,000,000	2,000,000	146,552	1,853,448	2,000,000
長野		9,772,000	4,886,000	521	4,885,479	4,886,000
神奈川		256,500	128,250	24,285	103,965	128,250
静岡		6,000,000	3,000,000	271,446	2,728,554	3,000,000
愛知		1,392,000	696,000	696,000	0	696,000
三重		1,680,000	840,000	90,037	749,963	840,000
和歌山		4,200,000	2,100,000	608,550	1,491,450	2,100,000
広島		700,000	350,000	795,582	-445,582	350,000
山口		2,005,200	1,002,600	115,800	886,800	1,002,600
徳島		312,000	156,000	156,000	0	156,000
愛媛		8,440,855	4,220,427	108,899	4,111,528	4,220,428
高知		100,000	50,000	4,000	46,000	50,000
福岡		1,255,000	627,500	0	627,500	627,500
長崎		4,105,888	2,052,944	352,506	1,700,438	2,052,944
大分		4,500,000	2,250,000	2,070,500	179,500	2,250,000
計	り	13,772,000	6,886,000	147,073	6,738,927	6,886,000
	み	34,947,443	17,473,721	5,293,605	12,180,116	17,473,722
	計	48,719,443	24,359,721	5,440,678	18,919,043	24,359,722

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

(3) 事業実績

平成24年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の促進		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	4	771.0	62,000	87,500	230,347	379,847			
静岡	14	5,470.0	1,155,000	3,566,167	2,295,247	7,016,414			
愛知	0	0.0	0	0	0	0			
三重	1	414.0	0	1,357,400	142,600	1,500,000			
和歌山	10	7,452.0	0	1,009,159	1,001,341	2,010,500			
広島	2	2,053.0	175,332	147,072	412,360	734,764			
山口	6	648.0	0	1,899,040	1,160	1,900,200			
徳島	0	0.0	0	0	0	0			
愛媛	7	4,449.5	0	14,698,880	0	14,698,880			
高知	1	180.0	15,400	48,000	33,000	96,400			
福岡	1	1,031.0	0	0	313,500	313,500			
長崎	8	1,970.0	54,000	2,877,712	0	2,931,712			
大分	2	136.0	0	708,500	0	708,500			
鹿児島	3	94.6	0	208,761	0	208,761			
計	59	24,669.1	1,461,732	26,608,191	4,429,555	32,499,478			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越金	新規造成額	運用益	計		
神奈川	222,590	279,063	28,347	530,000	379,847	150,153
静岡	1,113,788	6,886,212	0	8,000,000	7,016,414	983,586
愛知	809,480	613,052	2,468	1,425,000	0	1,425,000
三重	180,000	1,499,085	915	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	2,192,979	3,407,021	0	5,600,000	2,010,500	3,589,500
広島	1,212,980	986,326	694	2,200,000	734,764	1,465,236
山口	745,800	1,792,133	67	2,538,000	1,900,200	637,800
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	113,870	14,734,829	721	14,849,420	14,698,880	150,540
高知	37,650	112,350	0	150,000	96,400	53,600
福岡	7,000	336,500	0	343,500	313,500	30,000
長崎	740,620	3,424,694	188	4,165,502	2,931,712	1,233,790
大分	2,650,700	1,849,300	0	4,500,000	708,500	3,791,500
鹿児島	7,904	210,832	0	218,736	208,761	9,975
計	10,347,361	36,131,397	33,400	46,512,158	32,499,478	14,012,680

平成25年度 (うんしゅうみかん)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の促進		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	4	760.0	26,500	78,000	233,837	338,337			
静岡	14	5,490.0	1,014,500	2,697,449	1,757,785	5,469,734			
愛知	0	0.0	0	0	0	0			
三重	1	405.0	0	1,328,000	172,000	1,500,000			
和歌山	10	7,433.0	0	1,354,060	866,200	2,220,260			
広島	1	2,021.0	0	67,119	611,000	678,119			
山口	3	591.0	0	1,754,000	0	1,754,000			
徳島	0	0.0	0	0	0	0			
愛媛	7	4,360.9	0	14,449,910	0	14,449,910			
高知	1	180.0	14,700	44,000	31,500	90,200			
福岡	1	965.0	0	0	1,320,000	1,320,000			
長崎	8	1,931.0	54,000	3,157,810	0	3,211,810			
大分	2	87.0	0	746,000	0	746,000			
鹿児島	3	93.4	0	189,138	8,110	197,248			
計	55	24,317.3	1,109,700	25,865,486	5,000,432	31,975,618			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越金	新規造成額	運用益	計		
神奈川	150,153	379,770	77	530,000	338,337	191,663
静岡	983,586	5,016,414	0	6,000,000	5,469,734	530,266
愛知	1,425,000	-1,707	1,707	1,425,000	0	1,425,000
三重	180,000	1,499,338	662	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	3,589,500	3,410,500	0	7,000,000	2,220,260	4,779,740
広島	1,465,236	334,437	327	1,800,000	678,119	1,121,881
山口	548,160	1,824,240	0	2,372,400	1,754,000	618,400
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	75,270	14,510,981	689	14,586,940	14,449,910	137,030
高知	26,800	73,200	0	100,000	90,200	9,800
福岡	30,000	1,470,000	0	1,500,000	1,320,000	180,000
長崎	925,342	3,052,666	260	3,978,268	3,211,810	766,458
大分	3,791,500	708,500	0	4,500,000	746,000	3,754,000
鹿児島	7,482	198,988	0	206,470	197,248	9,222
計	13,510,029	32,477,327	3,722	45,991,078	31,975,618	14,015,460

平成26年度 (うんしゅうみかん)

	事業者数	実施面積 ha	計画的生産出荷の指導				計画的生産の促進		
			補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	3	226.0	27,500	68,000	148,388	243,888			
静岡	14	5,460.0	1,039,000	2,847,396	1,883,822	5,770,218			
愛知	0	0.0	0	0	0	0			
三重	1	395.0	0	1,380,000	120,000	1,500,000			
和歌山	10	7,500.0	0	1,466,173	1,804,605	3,270,778			
広島	1	1,992.0	0	0	319,400	319,400			
山口	3	543.5	0	1,779,200	0	1,779,200			
徳島	0	0.0	0	0	0	0			
愛媛	7	3,064.1	0	9,247,595	0	9,247,595			
高知	1	180.0	14,700	30,000	42,000	86,700			
福岡	1	926.0	0	0	300,000	300,000			
長崎	8	842.0	0	2,835,732	0	2,835,732			
大分	1	77.0	0	334,000	0	334,000			
計	50	21,205.6	1,081,200	19,988,096	4,618,215	25,687,511			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越金	新規造成額	運用益	計		
神奈川	135,932	190,547	51	326,530	243,888	82,642
静岡	530,266	5,469,734	0	6,000,000	5,770,218	229,782
愛知	1,425,000	-1,707	1,707	1,425,000	0	1,425,000
三重	180,000	1,499,872	128	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	4,779,740	2,220,260	0	7,000,000	3,270,778	3,729,222
広島	1,121,881	77,862	257	1,200,000	319,400	880,600
山口	618,400	1,480,400	0	2,098,800	1,779,200	319,600
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	68,515	14,193,422	763	14,262,700	9,247,595	5,015,105
高知	4,900	95,100	0	100,000	86,700	13,300
福岡	180,000	120,000	0	300,000	300,000	0
長崎	574,844	3,161,866	558	3,737,268	2,835,732	901,536
大分	3,754,000	746,000	0	4,500,000	334,000	4,166,000
計	13,685,478	29,253,356	3,464	42,942,298	25,687,511	17,254,787

平成27年度 (うんしゅうみかん)

	事業者数	実施面積 ha	計画的生産出荷の指導				計画的生産の促進		
			補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	3	226.0	27,500	71,000	138,660	237,160			
静岡	14	5,460.0	980,100	2,724,278	1,752,730	5,457,108			
愛知	0	0.0	0	0	0	0			
三重	1	356.0	0	1,304,000	196,000	1,500,000			
和歌山	8	7,184.0	0	589,820	5,193,080	5,782,900			
広島	1	1,935.0	0	0	109,000	109,000			
山口	3	543.5	0	1,860,000	0	1,860,000			
徳島	0	0.0	0	0	0	0			
愛媛	5	2,870.1	0	8,623,240	0	8,623,240			
高知	1	165.0	12,000	40,000	40,000	92,000			
福岡	1	905.0	0	0	1,023,840	1,023,840			
長崎	8	1,685.0	54,000	3,356,675	0	3,410,675			
大分	1	45.0	0	359,000	0	359,000			
計	46	21,374.6	1,073,600	18,928,013	8,453,310	28,454,923			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越金	新規造成額	運用益	計		
神奈川	82,642	203,018	40	285,700	237,160	48,540
静岡	229,782	5,770,218	0	6,000,000	5,457,108	542,892
愛知	1,425,000	-33,000	0	1,392,000	0	1,392,000
三重	180,000	1,499,972	28	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	3,729,222	3,270,778	0	7,000,000	5,782,900	1,217,100
広島	880,600	819,214	186	1,700,000	109,000	1,591,000
山口	319,600	1,772,000	0	2,091,600	1,860,000	231,600
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	2,507,553	6,331,103	744	8,839,400	8,623,240	216,160
高知	6,650	93,350	0	100,000	92,000	8,000
福岡	0	1,023,840	0	1,023,840	1,023,840	0
長崎	676,152	3,437,881	855	4,114,888	3,410,675	704,213
大分	4,166,000	334,000	0	4,500,000	359,000	4,141,000
計	14,515,201	24,522,374	1,853	39,039,428	28,454,923	10,584,505

平成28年度（うんしゅうみかん）

	事業者数	実施面積 ha	計画的生産出荷の指導				計画的生産の促進		
			補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	3	217.0	26,750	65,000	142,450	234,200			
静岡	14	5,320.0	967,000	2,700,738	2,060,141	5,727,879			
愛知	0	0.0	0	0	0	0			
三重	1	325.0	0	1,363,000	137,000	1,500,000			
和歌山	8	6,998.0	0	945,756	266,655	1,212,411			
広島	2	1,868.0	0	0	328,474	328,474			
山口	3	519.5	0	1,666,750	0	1,666,750			
徳島	0	0.0	0	0	0	0			
愛媛	5	2,767.6	0	8,254,610	0	8,254,610			
高知	1	165.0	12,000	38,000	40,000	90,000			
福岡	1	884.0	0	0	1,255,000	1,255,000			
長崎	8	1,750.0	54,000	3,507,693	0	3,561,693			
大分	1	29.0	0	123,000	0	123,000			
計	47	20,843.1	1,059,750	18,664,547	4,229,720	23,954,017			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越金	新規造成額	運用益	計		
神奈川	48,540	207,910	50	256,500	234,200	22,300
静岡	542,892	5,457,108	0	6,000,000	5,727,879	272,121
愛知	1,392,000	0	0	1,392,000	0	1,392,000
三重	162,000	1,517,934	66	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	1,217,100	2,982,900	0	4,200,000	1,212,411	2,987,589
広島	1,591,000	-891,230	230	700,000	328,474	371,526
山口	231,600	1,773,600	0	2,005,200	1,666,750	338,450
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	108,080	8,331,956	819	8,440,855	8,254,610	186,245
高知	4,000	96,000	0	100,000	90,000	10,000
福岡	0	1,255,000	0	1,255,000	1,255,000	0
長崎	528,160	3,577,196	532	4,105,888	3,561,693	544,195
大分	4,141,000	359,000	0	4,500,000	123,000	4,377,000
計	10,278,372	24,667,374	1,697	34,947,443	23,954,017	10,993,426

平成24年度 (りんご)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青 森	8	20,200.0	31,500	96,190	3,622,805	3,750,495			
長 野	17	7,610.0	6,999,093	2,165,418	607,489	9,772,000			
計	25	27,810.0	7,030,593	2,261,608	4,230,294	13,522,495	0	0	

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青 森	1,527,591	2,472,228	181	4,000,000	3,750,495	249,505
長 野	0	9,771,046	954	9,772,000	9,772,000	0
計	1,527,591	12,243,274	1,135	13,772,000	13,522,495	249,505

平成25年度 (りんご)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青 森	8	20,000.0	24,761	96,190	3,838,453	3,959,404			
長 野	17	7,650.0	6,945,088	2,273,433	553,479	9,772,000			
計	25	27,650.0	6,969,849	2,369,623	4,391,932	13,731,404	0	0	

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青 森	249,505	3,750,195	300	4,000,000	3,959,404	40,596
長 野	0	9,770,846	1,154	9,772,000	9,772,000	0
計	249,505	13,521,041	1,454	13,772,000	13,731,404	40,596

平成26年度 (りんご)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青 森	8	20,000.0	26,000	139,814	3,509,633	3,675,447			
長 野	17	7,600.0	6,967,186	2,271,300	533,514	9,772,000			
計	25	27,600.0	6,993,186	2,411,114	4,043,147	13,447,447	0	0	

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残額 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青 森	8	20,000	26,000	139,814	3,509,633	3,675,447
長 野	17	7,600	6,967,186	2,271,300	533,514	9,772,000
計	25	27,600	6,993,186	2,411,114	4,043,147	13,447,447

平成27年度 (りんご)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青 森	8	20,000.0	24,074	195,370	3,487,583	3,707,027			
長 野	17	7,550.0	6,956,476	2,263,606	551,918	9,772,000			
計	25	27,550.0	6,980,550	2,458,976	4,039,501	13,479,027	0	0	
	交付準備金 円				補給金交付額	補給金残額			
	繰越額	新規造成額	運用益	計	円	円			
青 森	324,553	3,675,382	65	4,000,000	3,707,027	292,973			
長 野	0	9,771,220	780	9,772,000	9,772,000	0			
計	324,553	13,446,602	845	13,772,000	13,479,027	292,973			

平成28年度 (りんご)

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額 円
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青 森	8	20,000.0	28,703	139,814	3,671,055	3,839,572			
長 野	13	7,500.0	6,989,117	2,240,941	541,942	9,772,000			
計	21	27,500.0	7,017,820	2,380,755	4,212,997	13,611,572	0	0	
	交付準備金 円				補給金交付額	補給金残額			
	繰越額	新規造成額	運用益	計	円	円			
青 森	292,973	3,706,915	112	4,000,000	3,839,572	160,428			
長 野	0	9,770,959	1,041	9,772,000	9,772,000	0			
計	292,973	13,477,874	1,153	13,772,000	13,611,572	160,428			

5. 緊急需給調整特別対策事業

平成24年度

県基金	資金造成額 千円	事業に要した経費 千円	補助金交付額 千円	補給金対象数量 トン
静岡	22,440	0	0	0
和歌山	78,370	11,253	5,627	331
広島	14,162	973	487	29
山口	1,020	114	57	3
香川	7,480	1,386	693	41
愛媛	102,646	9,668	4,834	284
福岡	22,100	4,963	2,481	146
佐賀	31,671	11,970	5,985	352
長崎	35,853	16,118	8,059	474
熊本	78,200	18,830	9,415	554
大分	6,290	4,347	2,173	128
うんしゅうみかん計	400,232	79,622	39,811	2,342
青森	23,460	0	0	0
長野	16,065	0	0	0
りんご計	39,525	0	0	0

平成25年度

県基金	資金造成額 千円	事業に要した経費 千円	補助金交付額 千円	補給金対象数量 トン
静岡	21,590	0	0	0
和歌山	76,398	0	0	0
広島	20,587	0	0	0
山口	2,210	0	0	0
香川	8,670	0	0	0
愛媛	102,102	0	0	0
福岡	21,760	0	0	0
佐賀	29,886	0	0	0
長崎	34,000	0	0	0
熊本	84,490	0	0	0
大分	6,460	0	0	0
うんしゅうみかん計	408,153	0	0	0
青森	23,460	0	0	0
長野	14,909	0	0	0
りんご計	38,369	0	0	0

平成26年度

県基金	資金造成額 千円	事業に要した経費 千円	補助金交付額 千円	補給金対象数量 トン
静岡	24,820	0	0	0
和歌山	76,738	0	0	0
広島	15,484	0	0	0
山口	1,190	0	0	0
香川	7,480	0	0	0
愛媛	91,171	0	0	0
福岡	17,000	0	0	0
佐賀	20,944	0	0	0
長崎	37,740	0	0	0
熊本	75,990	0	0	0
大分	4,250	0	0	0
うんしゅうみかん計	372,807	0	0	0
青森	23,460	0	0	0
長野	15,215	0	0	0
りんご計	38,675	0	0	0

平成27年度

県基金	資金造成額 千円	事業に要した経費 千円	補助金交付額 千円	補給金対象数量 トン
静岡	24,820	0	0	0
和歌山	76,738	0	0	0
広島	20,876	0	0	0
山口	2,647	0	0	0
香川	9,860	0	0	0
愛媛	104,074	0	0	0
福岡	19,380	0	0	0
佐賀	21,607	0	0	0
長崎	42,500	0	0	0
熊本	74,290	0	0	0
大分	6,290	0	0	0
うんしゅうみかん計	403,082	0	0	0
青森	23,460	0	0	0
長野	15,691	0	0	0
りんご計	39,151	0	0	0

平成28年度

県基金	資金造成額 千円	事業に要した経費 千円	補助金交付額 千円	補給金対象数量 トン
静岡	32,120	0	0	0
和歌山	99,308	0	0	0
広島	20,876	0	0	0
山口	2,647	0	0	0
香川	11,880	0	0	0
愛媛	128,700	0	0	0
福岡	23,738	0	0	0
佐賀	25,564	0	0	0
長崎	55,440	0	0	0
熊本	93,500	0	0	0
大分	8,140	0	0	0
うんしゅうみかん計	501,913	0	0	0
青森	30,360	0	0	0
長野	20,812	0	0	0
りんご計	51,172	0	0	0

注：平成28年度より単価が変更された。（34円/kg→44円/kg）

6. 果汁特別調整保管等対策事業

[平成28年度]

平成28年度果汁特別調整保管等対策事業

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	摘要 (事業実施主体)	対象数量 トン
果汁特別調整保管 等対策事業	37,682	17,497	JA アオレン、青森県 りんごジュース(株)、 ゴールドバック(株)	(濃縮果汁) 1,320 (ストレート果汁) 630

7. 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

[平成 25 年度]

平成 25 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘要 (事業実施主体)
自然災害被害果実加工 利用促進緊急対策	3,733	1,740	なし りんご	全農栃木県本部、上伊那農業協同 組合、みなみ信州農業協同組合、 松本ハイランド農業協同組合
自然災害被害果実消費 拡大対策	7,836	3,804	なし りんご	全農栃木県本部、上伊那農業協同 組合、みなみ信州農業協同組合、 松本ハイランド農業協同組合
合 計	11,570	5,544		

[平成 28 年度]

平成 28 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘要 (事業実施主体)
自然災害被害果実加工 利用促進緊急対策	12,970	6,005	うめ	紀南農業協同組合

8. 果樹経営支援対策事業

計画採択分の事業の実施状況

平成24年度									
道府県名	整備事業								
	優良品種・品目への転換						廃園		
	改植			高接					
	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
北海道	135	285,214	38,005	0	0	0	0	0	0
青森県	844	1,457,906	403,929	0	0	0	17	39,052	3,124
岩手県	430	307,499	91,175	0	0	0	2	1,726	138
秋田県	41	58,336	16,101	0	0	0	0	0	0
山形県	132	186,267	28,527	0	0	0	0	0	0
福島県	26	28,028	1,741	0	0	0	0	0	0
山梨県	87	81,289	5,387	0	0	0	0	0	0
長野県	618	588,289	166,517	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	371	478,047	105,143	0	0	0	0	0	0
愛知県	32	28,546	4,933	0	0	0	0	0	0
三重県	118	145,744	32,022	5	6,100	437	3	5,660	566
和歌山県	651	809,098	128,922	6	5,319	383	0	0	0
鳥取県	12	18,833	6,168	0	0	0	0	0	0
広島県	165	145,289	31,964	0	0	0	0	0	0
山口県	42	40,503	9,132	0	0	0	0	0	0
徳島県	79	77,004	15,549	0	0	0	0	0	0
香川県	172	156,995	24,659	0	0	0	0	0	0
愛媛県	546	552,119	105,984	0	0	0	0	0	0
高知県	23	20,749	4,545	0	0	0	1	500	50
福岡県	231	387,920	78,020	6	5,899	387	1	4,325	2
佐賀県	367	406,273	88,796	4	4,131	207	8	10,458	956
長崎県	246	243,905	52,715	7	5,800	221	0	0	0
熊本県	852	1,294,818	255,026	6	5,298	550	0	0	0
大分県	138	186,751	36,981	0	0	0	0	0	0
宮崎県	131	227,513	37,218	0	0	0	1	1,000	100
鹿児島県	121	174,819	37,878	0	0	0	2	22,172	2,217
沖縄県	74	127,500	7,664	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	2	2,989	56	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	28	45,397	11,766	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	5	10,406	2,560	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	1,221	206	0	0	0	0	0	0
滋賀県	14	34,806	2,000	0	0	0	0	0	0
京都府	6	14,500	1,667	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	9	18,642	3,550	0	0	0	0	0	0
兵庫県	10	8,432	637	0	0	0	0	0	0
岡山県	4	2,450	67	0	0	0	0	0	0
島根県	32	38,304	2,703	0	0	0	0	0	0
計	6,795	8,692,401	1,839,907	34	32,547	2,185	35	84,893	7,154

整備事業														
小規模園地整備												用水・かん水施設の整備		
園内道の整備			傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備					
園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,572	67	2	3,000	127
15	84,216	8,012	3	7,428	1,545	0	0	0	24	100,460	12,269	1	2,160	928
1	22,788	823	2	3,285	348	0	0	0	3	2,403	1,477	4	5,029	663
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	2,080	115	0	0	0	4	11,456	1,045	18	50,198	4,225
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,173	350	2	2,631	258	8	13,732	1,695
6	14,147	760	3	3,824	313	1	790	12	0	0	0	11	19,530	1,364
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	134,800	21,367	0	0	0	0	0	0	2	5,742	813	25	45,748	4,742
2	17,443	1,589	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	5,000	740	7	18,000	1,640	0	0	0	0	0	0	13	31,030	4,978
17	54,949	11,905	13	31,504	11,837	3	9,259	1,434	0	0	0	92	286,693	95,085
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17,807	1,791
7	22,910	3,567	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	27,489	3,796
1	4,700	1,575	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,500	75
2	1,753	776	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	17,971	2,532	0	0	0	3	4,159	588	0	0	0	6	6,980	1,958
39	158,186	16,606	1	2,756	977	1	800	92	0	0	0	90	169,633	54,387
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	40,482	14,223
16	80,384	7,827	1	2,649	1,365	4	11,305	994	1	800	25	31	62,119	11,158
19	50,880	8,115	1	2,529	1,833	0	0	0	3	7,772	455	27	64,041	12,253
134	298,182	43,592	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8,500	1,769
157	767,018	44,962	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	126,013	16,610
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12,379	416
30	156,188	13,284	0	0	0	17	33,536	1,720	0	0	0	16	28,255	4,106
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15,977	2,663
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,031	274	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	26,155	8,057
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	24,350	1,942	0	0	0	0	0	0	1	1,400	341	3	7,200	831
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1,221	197	0	0	0	0	0	0	2	4,459	1,885
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,292	1,603
6	19,078	2,533	3	4,942	388	2	4,907	341	5	14,278	1,789	2	5,180	814
1	1,408	535	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	18,374	2,531
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9,344	1,988
502	1,936,351	193,041	36	80,218	20,559	32	65,929	5,530	48	153,545	18,813	473	1,112,299	256,721

平成24年度 つづき

	整備事業												整備事業 小計		
	特記事業			防霜設備の整備			防風設備の整備			特記植栽					
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	292,786	38,199
青森県	0	0	0	1	11,660	3,102	28	104,749	24,428	17	38,069	11,122	950	1,845,700	468,459
岩手県	0	0	0	2	3,583	557	1	4,460	415	8	4,141	770	453	354,914	96,367
秋田県	0	0	0	0	0	0	2	6,297	393	0	0	0	43	64,633	16,493
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	250,001	33,911
福島県	0	0	0	1	1,000	177	3	4,103	1,682	0	0	0	30	33,131	3,599
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	98,825	7,690
長野県	0	0	0	11	24,772	6,498	3	3,573	1,000	0	0	0	653	654,925	176,464
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	18	46,046	13,090	0	0	0	21	64,882	8,011	0	0	0	473	775,265	153,165
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	45,989	6,522
三重県	1	5,000	465	0	0	0	0	0	0	0	0	0	148	216,534	40,847
和歌山県	141	502,164	67,620	4	7,575	2,035	9	17,744	1,759	0	0	0	936	1,724,305	320,979
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	36,640	7,959
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	186	195,688	39,327
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	46,703	10,782
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	78,757	16,325
香川県	0	0	0	0	0	0	3	4,137	1,602	0	0	0	192	190,242	31,339
愛媛県	68	126,855	41,828	0	0	0	2	3,972	1,003	0	0	0	747	1,014,321	220,876
高知県	4	21,111	7,255	1	1,800	521	0	0	0	0	0	0	39	84,642	26,594
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,325	140	293	559,726	99,918
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	10,458	897	436	556,542	113,511
長崎県	0	0	0	0	0	0	20	49,502	5,592	0	0	0	411	605,889	103,888
熊本県	0	0	0	0	0	0	1	1,165	399	0	0	0	1,064	2,194,312	317,548
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	186,751	36,981
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	240,892	37,734
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	22,172	1,615	189	437,142	60,819
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74	127,500	7,664
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,989	56
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15,977	2,663
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	47,428	12,040
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	26,155	8,057
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	1	1,002	229	0	0	0	14	44,358	5,903
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6,901	2,288
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	34,806	2,000
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	14,500	1,667
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,292	1,603
奈良県	0	0	0	17	43,488	12,176	1	8,000	668	0	0	0	45	118,515	22,260
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	28,214	3,703
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2,450	67
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	47,648	4,692
計	232	701,176	130,257	37	93,878	25,065	95	273,586	47,180	37	79,165	14,544	8,356	13,305,988	2,560,957

推進事業												推進事業 小計	推 進 事務費 (千円)	補 助 額 計	
労働力調整シ ステムの構築		担い手支援情報 システムの構築		大苗育苗ほの設 置		新技術の導入支 援		販路開拓の推進 強化		輸出用果実の生 産・流通体系の 実証					
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,285	39,484
0	0	0	0	1	9,656	0	0	0	0	0	0	1	9,656	3,625	481,740
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462	97,829
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,050	18,543
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	36,111
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	470	4,069
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	8,190
0	0	0	0	2	16,740	0	0	0	0	0	0	2	16,740	4,441	197,645
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,100	155,265
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400	7,922
0	0	0	0	0	0	1	47	0	0	0	0	1	47	1,100	41,994
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,815	322,793
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	8,199
0	0	0	0	2	2,391	0	0	0	0	0	0	2	2,391	3,610	45,327
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	500	11,282
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	635	16,960
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	760	32,099
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,650	225,526
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390	26,984
0	0	0	0	2	15,591	0	0	0	0	0	0	2	15,591	3,703	119,211
0	0	0	0	1	1,432	0	0	0	0	0	0	1	1,432	1,960	116,903
0	0	0	0	0	0	1	469	0	0	0	0	1	469	2,800	107,157
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,023	320,571
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,990	38,971
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,709	39,443
0	0	0	0	0	0	0	0	3	628	0	0	3	628	2,060	63,508
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	8,019
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,663
0	0	0	0	0	0	1	1,510	0	0	0	0	1	1,510	0	13,550
0	0	0	0	1	1,335	0	0	0	0	0	0	1	1,335	0	9,392
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,903
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,288
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,667
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	1,753
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,260
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,703
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,692
0	0	0	0	9	47,144	3	2,025	3	628	0	0	15	49,798	51,032	2,661,787

平成25年度									
道府名	整備事業								
	優良品種・品目への転換						庭園		
	改植			高接			園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)				
北海道	121	199,768	24,903	0	0	0	2	2,500	137
青森県	724	1,245,553	328,178	0	0	0	27	94,937	7,595
岩手県	535	340,074	106,332	0	0	0	4	9,134	731
秋田県	50	60,290	16,969	0	0	0	2	8,218	657
山形県	165	244,495	30,422	0	0	0	0	0	0
福島県	27	47,375	10,302	0	0	0	0	0	0
山梨県	153	129,970	8,262	0	0	0	0	0	0
長野県	548	535,250	145,022	0	0	0	1	1,862	149
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	432	530,378	116,365	0	0	0	0	0	0
愛知県	50	38,503	7,121	0	0	0	0	0	0
三重県	103	122,021	26,573	16	12,400	919	7	7,205	721
和歌山県	702	843,332	134,548	8	5,894	693	0	0	0
鳥取県	10	18,160	4,014	0	0	0	0	0	0
広島県	142	126,711	26,588	0	0	0	0	0	0
山口県	49	45,588	8,761	0	0	0	0	0	0
徳島県	99	100,657	20,707	0	0	0	0	0	0
香川県	186	168,105	24,136	0	0	0	0	0	0
愛媛県	564	569,194	114,383	0	0	0	0	0	0
高知県	26	27,792	6,112	0	0	0	0	0	0
福岡県	327	592,043	121,353	1	1,200	55	0	0	0
佐賀県	444	503,005	109,402	4	2,340	180	1	3,747	356
長崎県	352	370,969	80,282	20	15,900	617	0	0	0
熊本県	878	1,229,807	247,599	2	1,280	104	0	0	0
大分県	121	160,091	32,246	0	0	0	0	0	0
宮崎県	120	188,562	29,549	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	137	184,537	39,541	0	0	0	0	0	0
沖縄県	54	137,500	6,126	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	5	6,140	92	0	0	0	0	0	0
栃木県	3	11,000	925	0	0	0	0	0	0
群馬県	35	56,134	15,436	0	0	0	2	1,212	97
埼玉県	1	612	18	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	10	18,245	3,115	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	1	1,217	171	0	0	0	0	0	0
滋賀県	7	37,687	1,842	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	2	12,300	1,815	0	0	0	0	0	0
兵庫県	5	4,059	289	0	0	0	0	0	0
岡山県	1	766	35	0	0	0	0	0	0
島根県	24	24,878	1,797	0	0	0	0	0	0
計	7,213	8,932,768	1,851,331	51	39,014	2,568	46	128,815	10,443

整 備 事 業														
小規模園地整備												用水・かん水施設の整備		
園内道の整備			傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備					
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
1	4,497	2,142	0	0	0	0	0	0	3	1,175	28	0	0	0
46	250,325	20,858	34	145,718	11,091	0	0	0	18	74,621	5,089	0	0	0
4	72,339	664	1	1,480	578	0	0	0	2	8,850	581	3	5,671	611
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	17,695	2,240	2	2,752	215	0	0	0	8	17,289	1,979	28	60,098	9,210
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	12,556	3,187
2	4,414	247	1	2,412	242	0	0	0	1	2,568	203	33	65,673	6,401
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	95,343	13,737	3	5,019	878	0	0	0	2	6,109	1,350	26	43,987	6,502
3	13,066	355	0	0	0	1	800	882	1	2,515	27	5	8,655	832
1	3,000	500	9	34,900	1,233	0	0	0	0	0	0	56	117,491	22,339
26	92,428	25,511	2	4,209	849	4	4,896	3,487	0	0	0	191	504,855	168,452
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10,862	1,711
5	15,870	1,311	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	39,014	5,182
1	4,000	147	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,321	1,003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	9,630	1,918
9	29,002	5,051	1	5,767	2,586	5	5,955	1,420	0	0	0	18	40,201	8,027
49	131,457	14,611	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	255,239	73,592
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12,930	4,691
25	125,722	14,546	3	16,461	1,871	1	3,700	98	2	20,771	1,434	48	115,498	21,300
34	110,730	15,821	3	3,442	1,181	0	0	0	0	0	0	30	58,860	9,695
141	300,860	45,917	0	0	0	0	0	0	0	0	0	305	668,507	20,908
83	473,838	26,977	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	116,984	21,747
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,416	339
17	69,882	8,782	3	5,258	1,172	7	21,307	1,518	2	2,660	824	21	30,737	4,400
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11,200	1,073
1	5,330	253	1	1,698	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,900	1,291
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	10,819	1,849	0	0	0	0	0	0	2	3,158	191	2	6,370	1,116
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7,937	4,509
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	14,600	760	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14,200	1,077
1	8,000	1,500	1	4,033	263	0	0	0	0	0	0	4	8,896	1,024
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	11,221	2,022
494	1,854,538	204,782	64	233,149	22,290	18	36,658	7,404	41	139,716	11,705	997	2,242,588	403,157

平成25年度		つづき		整備事業										整備事業小計		
特認事業																
園地管理軌道施設の整備			防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽							
園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)		
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,500	573	128	210,440	27,783		
青森県	0	0	0	0	0	0	30	112,002	21,604	21	57,895	14,808	900	1,981,051	409,223	
岩手県	0	0	0	0	0	0	3	66,425	1,554	10	9,134	2,280	562	513,107	113,330	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8,218	384	55	76,726	18,011	
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206	342,329	44,067		
福島県	0	0	0	5	36,634	9,928	7	25,028	5,595	0	0	39	109,037	25,825		
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	162	142,526	11,450		
長野県	0	0	0	67	138,476	34,203	1	900	286	0	0	654	751,555	186,753		
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
静岡県	14	35,628	8,597	1	1,135	124	44	111,875	17,568	0	0	556	829,474	165,121		
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	63,539	9,218		
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192	297,017	52,285		
和歌山県	171	617,460	81,707	3	5,240	1,613	24	46,206	7,780	0	0	1,131	2,124,520	424,639		
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	29,022	5,725		
広島県	1	2,769	1,297	0	0	0	0	0	0	0	0	169	184,364	34,378		
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	49,588	8,907		
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	111,608	23,628		
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	219	249,030	41,219		
愛媛県	106	181,455	79,723	0	0	0	5	20,495	4,242	0	0	843	1,157,840	286,550		
高知県	2	14,700	2,536	0	0	0	0	0	0	0	0	33	55,422	13,339		
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	407	875,395	160,657		
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,747	328	519	685,871	136,964	
長崎県	0	0	0	6	7,600	1,943	5	10,420	1,016	0	0	833	1,374,256	150,682		
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,002	1,821,909	296,426		
大分県	0	0	0	1	2,480	805	0	0	0	0	0	122	162,571	33,051		
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122	190,978	29,888		
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	314,381	56,237		
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	137,500	6,126		
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6,140	92		
栃木県	0	0	0	193	706,838	199,410	0	0	0	0	0	200	729,038	201,408		
群馬県	0	0	0	15	37,271	10,740	0	0	0	0	0	54	101,645	26,658		
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,512	1,309		
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	38,592	6,271		
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7,937	4,509		
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,217	171		
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	37,687	1,842		
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
奈良県	0	0	0	6	12,689	2,869	0	0	0	0	0	14	53,789	6,521		
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	24,988	3,076		
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	766	35		
島根県	0	0	0	2	5,677	3,098	0	0	0	0	0	33	41,776	6,916		
	294	852,012	173,860	299	954,040	264,732	119	393,351	59,644	38	81,494	18,374	9,674	15,888,143	3,030,288	

推進事業												推進事業小計		推 進 事務費 (千円)	補 助 額 計
労働力調整システムの構築		担い手支援情報システムの構築		大苗育苗ほの設置		新技術の導入支援		販路開拓の推進強化		輸出用果実の生産・流通体系の実証		件数	補助金額 (千円)		
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)			件数	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,285	29,068
0	0	0	0	1	9,461	0	0	0	0	0	0	1	9,461	3,846	422,530
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462	114,792
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,900	19,911
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	46,267
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	660	26,485
0	0	0	0	1	53	0	0	0	0	0	0	1	53	700	12,203
0	0	0	0	2	15,003	0	0	0	0	0	0	2	15,003	4,639	206,394
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	167,121
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400	10,618
0	0	0	0	0	0	1	504	0	0	0	0	1	504	1,090	53,879
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,133	1	1,133	1,834	427,607
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	6,025
0	0	0	0	1	1,109	0	0	0	0	0	0	1	1,109	4,240	39,727
0	0	0	0	1	176	0	0	0	0	0	0	1	176	500	9,584
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	635	24,263
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750	41,969
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,267	290,817
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390	13,729
0	0	0	0	2	13,396	0	0	0	0	0	0	2	13,396	3,750	177,803
0	0	0	0	1	2,117	0	0	0	0	0	0	1	2,117	1,950	141,030
0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,416	0	0	1	2,416	3,000	156,098
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,052	299,478
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,539	35,590
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,320	31,208
0	0	0	0	0	0	0	0	1	529	0	0	1	529	1,985	58,751
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	377	6,503
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92
0	0	0	0	0	0	1	125	0	0	0	0	1	125	0	201,533
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,658
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,309
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,271
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,509
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	150
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,521
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,076
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,916
0	0	0	0	9	41,315	2	629	2	2,945	1	1,133	14	46,021	52,221	3,128,531

平成26年度									
道府名	整備事業								
	優良品種・品目への転換						庭園		
	改植			高接			園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	
北海道	128	251,374	38,811	0	0	0	0	0	0
青森県	657	1,184,900	308,335	0	0	0	37	113,902	9,112
岩手県	519	337,146	100,171	0	0	0	0	0	0
秋田県	125	111,034	18,811	0	0	0	1	1,025	82
山形県	152	213,848	29,136	0	0	0	0	0	0
福島県	14	11,605	4,025	0	0	0	0	0	0
山梨県	524	568,359	22,336	0	0	0	0	0	0
長野県	692	667,101	177,734	0	0	0	1	2,504	200
神奈川県	1	512	113	0	0	0	0	0	0
静岡県	500	667,954	146,465	0	0	0	0	0	0
愛知県	41	39,623	7,342	0	0	0	0	0	0
三重県	91	132,562	30,411	10	6,000	439	4	16,280	1,628
和歌山県	740	946,706	139,797	8	11,600	827	0	0	0
鳥取県	3	5,084	2,656	0	0	0	0	0	0
広島県	121	111,371	24,489	0	0	0	0	0	0
山口県	32	36,990	6,169	0	0	0	0	0	0
徳島県	74	74,034	15,432	0	0	0	0	0	0
香川県	168	142,654	26,080	0	0	0	0	0	0
愛媛県	635	597,017	121,430	0	0	0	0	0	0
高知県	28	36,654	8,028	0	0	0	2	3,684	368
福岡県	337	575,681	118,795	0	0	0	3	9,096	1,711
佐賀県	406	457,458	97,290	0	0	0	3	5,196	504
長崎県	312	314,529	66,819	8	4,300	250	0	0	0
熊本県	771	1,133,109	232,474	3	3,449	374	0	0	0
大分県	86	103,685	19,252	0	0	0	0	0	0
宮崎県	138	233,492	40,104	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	206	246,399	53,120	3	2,817	22	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	33	46,442	2,209	0	0	0	0	0	0
栃木県	39	57,039	1,262	0	0	0	0	0	0
群馬県	50	56,661	16,864	0	0	0	0	0	0
埼玉県	2	2,997	436	0	0	0	0	0	0
千葉県	3	3,000	489	0	0	0	0	0	0
新潟県	43	40,939	3,978	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	3	5,629	554	0	0	0	0	0	0
岐阜県	2	1,581	312	0	0	0	0	0	0
滋賀県	2	20,212	812	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	40	62,697	1,712	0	0	0	0	0	0
奈良県	27	72,909	13,478	0	0	0	0	0	0
兵庫県	2	2,440	376	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	10	12,702	665	0	0	0	0	0	0
計	7,757	9,586,129	1,898,772	32	28,166	1,912	51	151,687	13,606

整 備 事 業														
小規模園地整備												用水・かん水施設の整備		
園内道の整備			傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備					
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
1	7,315	815	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,916	486
23	110,101	8,128	4	19,327	2,872	3	8,998	2,618	45	162,015	14,874	0	0	0
1	2,264	273	4	2,799	2,730	0	0	0	4	8,563	2,528	21	42,134	6,878
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,918	396	0	0	0	1	1,568	165	4	14,977	2,656	42	96,144	12,512
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,096	132
2	4,600	324	0	0	0	1	1,531	328	0	0	0	3	4,067	921
2	9,839	427	3	5,336	548	2	1,178	257	5	17,344	2,032	31	61,384	10,375
1	1,672	324	1	1,672	2,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	176,219	28,839	11	29,380	9,588	0	0	0	4	18,439	1,125	20	36,092	6,276
1	2,769	791	0	0	0	1	8,000	367	0	0	0	6	13,816	1,691
2	3,500	1,973	8	29,945	1,170	0	0	0	0	0	0	30	478,325	11,601
31	130,546	22,830	7	8,504	12,160	9	8,177	2,501	1	1,240	400	148	382,516	102,946
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,450	433	12	34,201	3,735
4	8,200	1,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,751	694
1	3,847	1,754	2	3,158	1,196	0	0	0	0	0	0	4	20,065	2,183
1	2,961	668	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	10,997	897
6	27,122	6,404	1	2,600	432	8	8,525	5,391	0	0	0	14	29,748	4,249
29	113,778	11,618	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	218,402	78,100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8,025	2,791
45	258,543	23,331	3	2,781	1,567	6	21,743	4,312	4	6,316	861	27	58,605	12,624
26	76,417	15,860	3	4,873	503	0	0	0	0	0	0	23	49,697	6,930
126	235,808	39,835	0	0	0	468	789,873	16,331	0	0	0	19	34,200	2,907
157	750,239	48,730	0	0	0	4	4,590	4,271	0	0	0	31	76,156	16,212
0	0	0	2	2,852	2,330	0	0	0	0	0	0	3	93,841	1,670
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	15,312	1,217
34	105,821	15,201	2	4,345	1,112	4	23,946	1,120	2	10,000	1,880	13	48,697	3,448
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6,998	2,059
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	12,459	3,006	0	0	0	0	0	0	2	5,795	253	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	4,306	1,938	0	0	0	0	0	0	1	1,323	815
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	40,198	4,410
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	15,483	1,192	10	26,113	2,471	7	22,043	1,492	7	22,799	1,712	5	25,209	6,938
3	13,000	2,058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7,635	1,348
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,600	860
560	2,074,421	235,868	63	147,991	42,938	514	900,172	39,155	79	268,938	28,753	592	1,909,150	307,905

平成26年度 つづき

	整備事業												整備事業小計		
	特認事業			防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽					
	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130	261,605	40,112
青森県	0	0	0	1	17,800	1,220	26	101,230	25,226	44	123,712	31,627	840	1,841,985	404,011
岩手県	0	0	0	0	0	0	1	11,500	1,836	0	0	0	550	404,406	114,415
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,025	232	127	113,084	19,125
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	328,455	44,865
福島県	0	0	0	0	0	0	25	53,007	12,236	0	0	0	40	68,708	16,393
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	530	578,557	23,909
長野県	0	0	0	20	51,137	12,703	1	2,030	612	2	2,504	231	759	820,357	205,118
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,856	2,759
静岡県	22	64,827	15,917	0	0	0	26	74,520	12,258	0	0	0	638	1,067,431	220,469
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	64,208	10,190
三重県	1	2,400	648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	146	669,012	47,870
和歌山県	381	1,485,342	185,112	8	9,903	3,976	19	43,525	4,516	0	0	0	1,352	3,028,059	475,064
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	40,735	6,824
広島県	2	10,000	1,657	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128	134,322	27,934
山口県	0	0	0	16	55,940	6,024	0	0	0	0	0	0	55	120,000	17,326
徳島県	1	5,016	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	93,008	17,476
香川県	3	7,944	2,640	0	0	0	2	1,850	829	0	0	0	202	220,443	46,026
愛媛県	181	425,723	121,553	1	800	1,232	6	6,645	2,509	0	0	0	951	1,362,365	336,442
高知県	3	16,346	2,029	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	64,709	13,217
福岡県	1	30,696	4,081	0	0	0	0	0	0	5	9,096	446	431	972,557	167,729
佐賀県	0	0	0	0	0	0	1	823	120	4	5,196	447	466	599,660	121,654
長崎県	0	0	0	0	0	0	14	25,898	3,486	0	0	0	947	1,404,608	129,628
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	966	1,967,543	302,061
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91	200,378	23,253
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	145	248,804	41,321
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	22	39,993	11,369	0	0	0	286	482,018	87,272
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	53,440	4,268
栃木県	0	0	0	36	137,609	40,085	0	0	0	0	0	0	75	194,648	41,348
群馬県	0	0	0	1	1,000	1,204	0	0	0	0	0	0	51	57,661	18,068
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,997	436
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,000	489
新潟県	0	0	0	0	0	0	2	4,300	797	0	0	0	51	63,493	8,033
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11,258	3,307
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,581	312
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	60,410	5,222
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	62,697	1,712
奈良県	0	0	0	13	42,598	13,204	0	0	0	0	0	0	73	227,154	40,487
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	23,075	3,782
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	16,302	1,525
計	595	2,048,294	334,117	96	316,787	79,649	145	365,321	75,796	56	141,533	32,982	10,540	17,938,589	3,091,453

推進事業												推進事業 小計	推 進 事務費 (千円)	補 助 額 計	
労働力調整システム の構築		担い手支援情報システ ムの構築		大苗育苗ほの設置		新技術の導入支援		販路開拓の推進強化		輸出用果実の生産・ 流通体系の実証					
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,285	41,397
0	0	0	0	1	10,080	0	0	0	0	0	0	1	10,080	4,415	418,507
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,462	115,877
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,400	21,525
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	47,065
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	827	17,220
0	0	0	0	1	566	0	0	0	0	0	0	1	566	1,120	25,595
0	0	0	0	1	7,277	0	0	0	0	0	0	1	7,277	4,085	216,480
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,759
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,210	222,679
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	955	11,145
0	0	0	0	0	0	1	1,606	0	0	0	0	1	1,606	2,900	52,376
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,141	0	0	1	1,141	1,921	478,126
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	7,014
0	0	0	0	4	4,951	0	0	0	0	0	0	4	4,951	4,310	37,195
0	0	0	0	1	53	0	0	0	0	0	0	1	53	0	17,379
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	690	18,166
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750	46,776
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,537	340,979
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390	13,607
0	0	0	0	1	26,363	0	0	0	0	0	0	1	26,363	4,500	198,592
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,700	123,354
0	0	0	0	1	3,487	0	0	0	0	0	0	1	3,487	5,270	138,385
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,883	304,944
0	0	0	0	1	166	0	0	0	0	0	0	1	166	2,539	25,958
0	0	0	0	0	1,716	0	0	0	0	0	0	0	1,716	1,059	44,096
0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,362	0	0	2	1,362	2,252	90,887
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	526	0	0	0	0	0	0	1	526	500	5,294
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,348
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,068
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	436
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	489
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,033
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,307
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,222
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150	1,862
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,487
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,782
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,525
0	0	0	0	12	55,185	1	1,606	3	2,503	0	0	16	59,294	57,500	3,208,247

第4部 果樹対策事業関係資料集

平成27年度												
道府名	整備事業									小規模園地整備		
	優良品種・品目への転換						鹿園			園内道の整備		
	改植			高接								
園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	
北海道	94	183,903	33,923	0	0	0	1	4,391	351	0	0	0
青森県	485	845,976	213,830	0	0	0	42	118,553	9,484	11	37,406	2,516
岩手県	372	239,888	73,369	0	0	0	1	1,237	99	1	2,294	102
秋田県	43	58,212	12,741	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	91	117,115	19,735	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	15	16,318	4,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	342	288,574	46,159	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	636	665,749	160,725	0	0	0	0	0	0	4	12,658	646
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	373	480,831	105,262	0	0	0	0	0	0	34	98,136	26,016
愛知県	31	26,696	5,448	0	0	0	1	1,008	101	0	0	0
三重県	150	203,125	44,202	7	4,000	292	3	4,500	450	6	50,119	4,646
和歌山県	943	1,235,253	227,824	0	0	0	0	0	0	38	109,080	25,798
鳥取県	2	3,705	1,186	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	135	138,548	29,786	0	0	0	0	0	0	9	21,210	3,322
山口県	12	16,176	3,458	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	45	33,841	7,412	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	193	183,122	35,670	0	0	0	0	0	0	8	14,138	2,101
愛媛県	773	773,958	164,417	0	0	0	0	0	0	41	115,434	18,242
高知県	23	30,605	6,733	0	0	0	2	1,553	155	0	0	0
福岡県	281	476,856	95,332	0	0	0	2	1,479	248	47	247,024	21,922
佐賀県	388	432,757	93,174	12	11,204	742	5	8,693	869	24	103,968	11,863
長崎県	251	273,495	57,875	8	8,300	366	0	0	0	99	190,932	36,161
熊本県	873	1,074,853	216,187	4	2,321	244	0	0	0	98	446,858	38,670
大分県	84	106,991	22,423	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	114	177,884	38,984	0	0	0	5	10,166	1,003	0	0	0
鹿児島県	173	245,569	53,155	0	0	0	8	8,567	857	25	119,005	17,004
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	19	23,742	6,367	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	18	41,831	10,908	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	23	25,407	5,949	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	1,522	487	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	7	6,517	1,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	50	54,177	10,293	0	0	0	0	0	0	4	14,500	1,799
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	3	3,137	502	0	0	0	0	0	0	1	2,573	84
岐阜県	3	3,489	558	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	6	4,089	1,212	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	16	50,013	7,828	0	0	0	0	0	0	3	9,706	1,530
兵庫県	7	11,622	1,910	0	0	0	0	0	0	1	2,651	1,077
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	22	21,046	3,356	0	0	0	3	2,398	11	0	0	0
計	7,097	8,576,592	1,823,678	31	25,825	1,645	73	162,545	13,627	454	1,597,692	213,499

整備事業														
小規模園地整備									用水・かん水施設の整備			特認事業		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備						園地管理軌道施設の整備		
園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	園地数	面積(m ²)	補助金額(千円)
1	900	136	0	0	0	0	0	0	1	4,212	413	0	0	0
12	55,165	9,340	1	1,853	80	27	89,142	9,018	0	0	0	0	0	0
2	5,630	970	0	0	0	1	2,294	152	7	21,161	1,883	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,970	119	0	0	0	0	0	0
1	2,138	37	1	6,067	1,959	3	6,812	1,878	68	117,989	14,835	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	235	600,277	38,127	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,569	427	7	9,277	1,920	0	0	0
2	3,200	497	1	1,500	468	5	17,730	1,672	27	63,547	6,366	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	5,598	2,610	0	0	0	3	7,047	1,955	9	17,404	2,581	11	29,518	5,738
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,037	257	0	0	0
3	34,000	523	0	0	0	0	0	0	15	25,274	4,830	1	800	465
3	8,384	1,913	6	7,067	3,517	2	3,057	620	113	278,949	98,475	248	845,076	125,276
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4,860	1,142	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	14,932	2,396	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,399	286	0	0	0
1	5,000	4,843	5	7,336	4,315	2	3,728	4,764	12	44,589	9,431	1	1,200	935
2	5,935	5,536	0	0	0	1	1,300	78	82	161,012	55,733	168	343,318	111,179
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,634	605	3	43,954	4,106
11	28,027	9,784	4	13,416	1,095	2	3,385	242	29	49,501	8,613	0	0	0
2	4,173	1,387	0	0	0	2	5,186	1,046	25	46,430	4,791	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8,000	554	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	35,516	7,653	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	24,556	7,525	0	0	0
3	7,380	2,250	0	0	0	2	6,000	527	19	50,333	10,691	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	15,400	2,403	0	0	0	0	0	0	1	1,000	278	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6,432	1,057	0	0	0
0	0	0	1	1,044	750	1	2,096	265	6	10,072	1,862	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,851	902	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,500	1,206	1	1,200	289
5	23,106	9,404	0	0	0	2	8,060	740	12	83,927	10,988	0	0	0
1	2,651	2,811	0	0	0	0	0	0	3	6,586	1,539	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	2,398	395	1	1,770	133	5	8,148	1,679	0	0	0
54	206,687	54,443	20	40,681	12,578	56	161,146	23,634	729	1,705,405	298,617	433	1,265,066	247,987

平成27年度		つづき		整備事業											
特認事業													整備事業小計		
防風設備の整備			防風設備の整備			特認植栽			新植			整備事業小計			
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	
北海道	0	0	0	3	16,413	183	1	4,391	650	0	0	0	101	214,210	35,656
青森県	2	16,000	4,226	28	89,722	29,093	34	75,699	14,710	0	0	0	642	1,329,516	292,297
岩手県	0	0	0	4	24,100	2,338	1	1,237	125	13	11,143	1,653	402	308,984	80,690
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	13,588	2,427	51	73,770	15,287
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164	250,121	38,444
福島県	2	9,383	3,175	58	130,253	29,163	0	0	0	1	3,000	650	311	759,231	75,332
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	299,420	48,506
長野県	3	7,613	1,858	2	2,342	565	0	0	0	38	48,025	1,380	718	822,364	174,177
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	16	53,694	5,827	0	0	0	14	19,847	1,584	462	712,075	151,572
愛知県	0	0	0	0	0	0	1	1,008	32	0	0	0	34	29,749	5,838
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	185	321,818	55,408
和歌山県	1	4,407	988	22	40,208	10,104	0	0	0	0	0	0	1,376	2,531,481	494,515
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,850	882	6	11,415	3,209
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	174,690	35,504
山口県	12	58,948	6,115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	75,124	9,573
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	35,240	7,698
香川県	0	0	0	7	16,665	2,496	0	0	0	2	1,969	73	231	277,747	64,627
愛媛県	0	0	0	1	1,535	438	0	0	0	0	0	0	1,068	1,402,492	355,623
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	80,746	11,599
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	1,479	60	1	1,686	75	378	822,853	137,371
佐賀県	0	0	0	0	0	0	3	8,693	627	0	0	0	461	621,104	114,499
長崎県	0	0	0	22	44,904	7,207	0	0	0	0	0	0	383	525,631	102,164
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7,410	353	994	1,566,958	263,107
大分県	4	19,280	3,646	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	126,271	26,068
宮崎県	0	0	0	0	0	0	5	3,490	1,049	0	0	0	140	216,096	48,562
鹿児島県	0	0	0	12	40,380	7,686	7	5,567	318	21	57,255	3,571	270	540,056	96,057
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	23,742	6,367
栃木県	7	31,688	10,359	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	89,919	23,947
群馬県	1	1,360	605	1	1,454	219	0	0	0	0	0	0	25	28,221	6,774
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,522	487
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	12,949	2,136
新潟県	0	0	0	3	5,832	1,961	0	0	0	1	381	74	66	88,102	17,004
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,487	614	7	10,048	2,101
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,489	558
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4,089	1,212
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,700	1,495
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	174,812	30,490
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	23,510	7,337
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	14,226	711	44	49,986	6,284
計	32	148,679	30,972	179	467,502	97,280	53	101,564	17,572	119	183,867	14,045	9,330	14,643,251	2,849,578

労働力調整システムの構築		担い手支援情報システムの構築		推 進 事 業								推 進 事 業 小 計		推 進 事 務 費 (千円)	補 助 額 計
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	大苗育苗ほの設置		新技術の導入支援		販路開拓の推進強化		輸出用果実の生産・流通体系の実証		件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,285	36,941
0	0	0	0	1	10,636	0	0	0	0	0	0	1	10,636	3,869	306,803
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,250	81,940
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,220	17,507
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,355	40,799
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	922	76,254
0	0	0	0	2	614	0	0	0	0	0	0	2	614	1,200	50,320
0	0	0	0	1	925	0	0	0	0	0	0	1	925	4,285	179,387
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,569	1	2,569	2,100	156,242
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	884	6,722
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,090	56,498
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,145	498,660
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	3,399
0	0	0	0	2	15,859	0	0	0	0	0	0	2	15,859	6,140	57,503
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	470	10,043
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	695	8,393
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64,627
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,180	359,803
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	390	11,989
0	0	0	0	1	18,439	0	0	0	0	0	0	1	18,439	5,323	161,134
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	116,299
0	0	1	6,770	2	2,453	0	0	0	0	0	0	3	9,223	5,680	117,067
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,394	267,501
0	0	0	0	3	982	0	0	0	0	0	0	3	982	2,480	29,530
0	0	0	0	2	2,991	0	0	0	0	0	0	2	2,991	1,016	52,568
0	0	0	0	1	1,424	1	338	4	1,327	0	0	6	3,089	1,935	101,081
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	343	0	0	0	0	0	0	1	343	500	7,209
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,947
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,774
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	487
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,136
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,004
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,101
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	558
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,212
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,495
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,490
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,337
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,284
0	0	1	6,770	16	54,667	1	338	4	1,327	1	2,569	23	65,672	60,798	2,976,048

平成28年度												
道府名	整備事業											
	優良品種・品目への転換						廃園			小規模園地整備		
	改植			高接						園内道の整備		
	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
北海道	81	146,308	44,038	0	0	0	0	0	0	13	61,115	3,645
青森県	481	787,761	216,818	0	0	0	28	84,656	6,772	6	28,504	2,105
岩手県	288	209,043	62,963	0	0	0	2	8,853	708	2	53,000	2,166
秋田県	37	38,604	11,640	0	0	0	1	1,257	101	0	0	0
山形県	115	191,626	37,967	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	37	55,628	12,278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	629	567,665	99,284	7	18,992	2,083	0	0	0	1	1,668	105
長野県	866	889,094	220,114	1	245	39	0	0	0	4	13,209	1,766
神奈川県	4	18,239	4,046	0	0	0	0	0	0	1	5,204	382
静岡県	482	617,338	140,471	0	0	0	1	2,872	287	47	136,422	25,568
愛知県	12	10,840	2,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	102	143,692	32,990	5	3,800	277	0	0	0	2	7,000	2,101
和歌山県	1,081	1,251,313	246,793	6	6,050	715	3	10,148	1,015	40	107,236	28,540
鳥取県	4	6,304	2,080	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	164	178,390	40,549	0	0	0	0	0	0	1	4,135	473
山口県	13	14,991	3,448	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	49	58,246	11,465	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	185	161,756	32,951	0	0	0	0	0	0	9	16,260	2,548
愛媛県	735	781,090	173,993	0	0	0	10	11,734	1,173	41	101,091	14,769
高知県	31	20,662	4,752	0	0	0	2	1,610	149	0	0	0
福岡県	260	421,168	85,554	3	2,551	226	0	0	0	30	174,776	25,062
佐賀県	294	340,408	75,130	8	8,873	354	4	4,849	421	9	29,319	6,356
長崎県	194	214,534	46,716	3	4,400	233	1	1,517	152	112	221,316	37,360
熊本県	762	1,116,908	241,631	7	12,065	955	0	0	0	95	527,287	38,007
大分県	78	113,926	24,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	78	123,911	27,883	0	0	0	2	2,483	248	0	0	0
鹿児島県	127	185,203	42,320	0	0	0	1	1,641	164	33	192,251	21,887
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	19	18,247	4,990	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	23	38,249	10,047	0	0	0	2	8,382	1,091	0	0	0
群馬県	29	52,856	11,141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	2	700	231	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	51	52,463	10,203	0	0	0	0	0	0	7	21,803	3,836
富山県	6	4,904	1,618	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	12	13,092	2,226	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	2,268	386	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	7	20,438	3,232	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	1	2,500	425	0	0	0	0	0	0	1	1,100	186
奈良県	12	22,693	3,858	0	0	0	0	0	0	2	8,315	5,017
兵庫県	2	1,640	317	0	0	0	0	0	0	3	19,351	3,911
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	82	89,817	15,589	0	0	0	0	0	0	2	47,170	1,070
計	7,438	8,984,515	2,008,810	40	56,976	4,883	57	140,002	12,282	461	1,777,532	226,860

整備事業														
小規模圃地整備									用水・かん水施設の整備			特認事業		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備						圃地管理軌道施設の整備		
圃地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	圃地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	圃地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	圃地数	面積(m ²)	補助金額(千円)	圃地数	面積(m ²)	補助金額(千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	29,400	2,480	0	0	0
5	20,303	6,163	4	8,074	1,846	32	108,849	13,042	0	0	0	0	0	0
6	16,594	3,438	0	0	0	4	6,050	570	8	96,330	3,885	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	8,141	2,280	1	3,471	1,015	4	7,408	962	65	137,659	20,260	0	0	0
2	10,215	553	2	13,783	558	1	2,858	253	91	243,949	15,672	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	5,233	1,456	12	19,373	3,010	0	0	0
3	4,615	771	6	9,231	2,478	10	27,219	3,267	58	104,201	11,861	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	29,461	6,475	0	0	0	4	5,549	1,939	16	34,208	3,897	19	41,624	10,738
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7,038	1,548	0	0	0
5	37,500	700	0	0	0	0	0	0	21	39,223	7,214	1	6,000	275
11	31,677	20,065	11	10,240	5,203	11	33,506	9,866	107	256,810	93,652	243	619,942	127,295
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10,839	2,105	0	0	0
1	1,864	459	0	0	0	0	0	0	13	22,657	2,306	1	6,300	825
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1,327	1,453	0	0	0	1	1,003	54	1	1,705	933
2	2,425	716	8	15,962	9,795	4	4,052	589	19	35,732	6,328	2	3,050	1,033
0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	202,170	77,215	155	347,767	116,797
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,008	2,658	3	7,855	3,889
11	26,832	12,145	5	15,816	1,442	4	10,444	2,637	20	43,804	9,854	0	0	0
4	5,002	2,439	0	0	0	2	16,985	3,801	13	22,778	4,641	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	134	322,332	11,493	0	0	0
1	1,500	1,894	0	0	0	0	0	0	12	44,257	5,144	0	0	0
0	0	0	2	2,800	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	895	176	0	0	0
4	8,643	3,072	0	0	0	3	5,988	1,530	24	45,949	11,642	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,218	191	0	0	0
2	7,500	1,590	1	3,030	2,360	0	0	0	10	22,566	18,985	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,722	756	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,400	297	2	5,771	459	3	8,441	625	1	2,898	786	0	0	0
0	0	0	1	1,400	342	1	1,400	619	0	0	0	0	0	0
2	1,645	756	1	1,065	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,200	909	0	0	0
5	7,758	5,965	0	0	0	1	1,300	558	2	4,953	655	0	0	0
1	2,651	2,954	0	0	0	1	5,910	1,037	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	2,565	616	2	47,170	2,748	4	52,795	6,624	11	57,877	5,784	0	0	0
78	228,291	73,344	47	139,140	29,811	92	303,987	49,373	740	1,820,049	325,160	425	1,034,243	261,785

平成28年度 つづき

	整備事業												整備事業 小計		
	特認事業						新植								
	防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽			新植			園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)
園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額 (千円)	
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	43,890	5,748	102	280,713	55,912
青森県	1	2,900	1,246	54	269,300	45,212	69	148,258	26,170	0	0	0	680	1,458,605	319,374
岩手県	0	0	0	4	9,159	2,063	16	8,853	1,121	51	41,443	8,261	381	449,325	85,173
秋田県	0	0	0	0	0	0	1	1,257	213	4	8,119	502	43	49,237	12,455
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	23,007	621	199	371,312	63,104
福島県	2	6,807	2,035	108	243,442	48,856	0	0	0	9	25,306	1,226	252	601,988	81,431
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	60,066	1,452	710	672,997	107,389
長野県	12	27,089	8,300	5	11,514	2,194	0	0	0	104	184,284	29,216	1,069	1,270,701	280,006
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	23,443	4,427
静岡県	0	0	0	12	23,400	7,430	0	0	0	58	104,458	16,529	648	995,332	213,334
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	17,878	3,618
三重県	0	0	0	4	6,640	1,433	0	0	0	0	0	0	140	243,855	44,990
和歌山県	2	2,940	1,307	48	76,035	20,069	1	1,830	338	48	75,883	5,246	1,612	2,483,610	560,102
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,700	61	11	19,843	4,246
広島県	0	0	0	1	2,718	455	0	0	0	4	10,300	487	185	226,364	45,553
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,000	125	14	15,991	3,573
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	62,281	13,906
香川県	0	0	0	3	6,592	813	0	0	0	21	31,537	1,241	253	277,366	56,013
愛媛県	0	0	0	6	12,057	2,242	0	0	0	75	70,533	1,969	1,105	1,526,442	388,160
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	10,627	256	45	44,762	11,704
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	132,910	4,180	351	828,301	141,100
佐賀県	0	0	0	2	10,000	938	7	4,849	1,216	0	0	0	343	443,063	95,294
長崎県	0	0	0	16	26,503	5,237	2	1,517	87	0	0	0	462	792,119	101,279
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	100,827	1,819	950	1,802,844	289,451
大分県	2	8,360	3,129	1	1,998	471	0	0	0	19	19,604	1,214	102	146,688	29,436
宮崎県	0	0	0	0	0	0	2	2,368	1,101	14	13,234	646	97	142,891	30,054
鹿児島県	0	0	0	20	43,316	8,155	0	0	0	10	48,755	3,990	222	531,746	92,759
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	11	37,082	8,548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	57,547	13,728
栃木県	0	0	0	2	3,100	1,890	5	7,182	826	4	5,098	718	49	95,107	37,507
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12,352	902	37	65,208	12,043
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	700	36	4	4,122	1,023
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	1	850	468	0	0	0	6	12,495	813	72	106,121	17,487
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4,114	726	12	11,818	3,305
福井県	0	0	0	1	1,000	23	0	0	0	6	8,503	1,446	22	25,305	4,542
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,268	386
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	20,438	3,232
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,500	50	4	7,300	1,570
奈良県	1	1,500	875	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	46,519	16,927
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	29,552	8,220
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	2	47,170	14,711	0	0	0	9	55,379	3,950	113	399,943	51,092
計	31	86,678	25,439	290	794,794	162,661	103	176,114	31,072	631	1,108,624	93,430	10,433	16,650,945	3,304,909

労働力調整システムの構築		担い手支援・圃地情報システムの構築		推 進 事 業								推 進 事 業 小 計		推 進 事 務 費 (千円)	補 助 金 合 計
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	大苗育苗ほの設置		新技術の導入・普及支援		販路開拓・ブランド化の推進強化		輸出用果実の生産・流通体系の実証		件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,335	57,247
0	0	0	0	1	11,261	2	30,437	1	350	0	0	0	42,048	3,742	365,165
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,130	86,303
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	14,955
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,555	65,659
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	977	82,408
0	0	0	0	1	618	0	0	0	0	0	0	0	618	1,320	109,327
0	0	0	0	1	1,050	0	0	0	0	0	0	0	1,050	4,675	285,731
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,427
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,580	215,914
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,064	4,682
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	980	45,970
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,543	565,646
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	4,436
0	0	0	0	2	11,213	0	0	0	0	0	0	0	11,213	5,660	62,426
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	3,872
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	896	14,801
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	750	56,763
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,559	392,719
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	12,064
0	0	0	0	2	20,151	0	0	0	0	0	0	0	20,151	5,127	166,379
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	96,944
0	0	1	750	1	915	0	0	0	0	0	0	0	1,665	5,350	108,294
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,016	294,467
0	0	0	0	1	317	0	0	0	0	0	0	0	317	2,495	32,248
0	0	0	0	2	7,703	0	0	0	0	0	0	0	7,703	859	38,616
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,935	94,694
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	14,578
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37,507
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,043
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,023
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,487
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,305
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	4,610
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	386
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,232
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,570
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,927
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,220
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,092
0	0	1	750	11	53,228	2	30,437	1	350	0	0	15	84,765	64,466	3,454,140

9. 果樹未収益期間支援事業

計画採択分の事業の実施状況

	24年度			25年度			26年度		
	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)
北海道	125	276	53,122	122	202	39,899	123	247	48,465
青森県	847	1,491	298,159	726	1,297	258,861	689	1,305	260,969
岩手県	421	305	61,013	533	347	69,283	494	332	66,009
秋田県	40	58	11,599	53	69	13,702	107	106	21,179
山形県	132	186	37,253	164	244	48,366	147	212	41,880
福島県	26	28	5,431	27	47	9,266	11	11	2,130
山梨県	87	81	16,188	152	130	25,874	520	567	113,153
長野県	571	571	114,089	491	516	102,729	636	650	128,932
神奈川県	0	0	0	0	0	0	1	1	102
静岡県	340	457	91,468	400	517	103,290	445	635	126,591
愛知県	32	29	5,699	48	38	7,536	39	39	7,700
三重県	116	145	29,001	102	122	24,331	88	132	26,349
和歌山県	620	798	159,672	678	835	166,923	712	928	185,407
鳥取県	12	19	3,767	10	18	3,632	3	5	995
広島県	155	142	28,336	132	124	24,679	113	109	21,805
山口県	41	40	8,028	49	46	9,099	26	29	5,723
徳島県	67	73	14,555	91	98	19,539	70	73	14,579
香川県	165	154	30,869	179	166	33,237	157	139	27,747
愛媛県	523	544	108,723	543	562	112,334	612	589	117,640
高知県	23	21	4,150	26	28	5,558	25	35	7,089
福岡県	231	391	78,298	326	592	118,284	337	582	115,811
佐賀県	358	410	82,007	433	502	100,127	395	457	91,246
長崎県	234	239	47,896	337	366	73,129	302	311	60,596
熊本県	841	1,291	258,217	874	1,228	244,862	761	1,130	225,476
大分県	138	187	37,350	121	160	32,009	86	104	20,666
宮崎県	131	228	45,354	119	188	37,612	137	233	46,541
鹿児島県	123	197	38,895	136	184	36,712	204	246	48,893
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	2	3	598	5	6	1,228	32	46	9,246
栃木県	0	0	0	3	11	2,200	39	57	11,408
群馬県	28	45	9,079	35	56	11,227	49	56	11,263
埼玉県	0	0	0	1	1	122	2	3	599
千葉県	0	0	0	0	0	0	3	3	600
新潟県	5	10	2,081	10	18	3,603	43	41	8,188
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	1	244	0	0	0	3	6	1,126
岐阜県	0	0	0	1	1	243	2	2	304
滋賀県	14	35	6,674	6	37	7,127	2	20	3,743
京都府	6	15	2,762	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	35	61	12,222
奈良県	9	19	3,551	2	12	2,343	26	71	13,131
兵庫県	10	8	1,686	4	4	759	2	2	467
岡山県	4	2	483	1	1	153	0	0	0
島根県	32	38	7,661	23	25	4,911	10	13	2,540
計	6,510	8,539	1,703,959	6,963	8,798	1,754,790	7,488	9,587	1,908,510

	27年度			28年度		
	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)
北海道	92	188	36,375	86	190	40,673
青森県	505	917	183,203	550	936	205,639
岩手県	368	249	49,532	350	258	56,505
秋田県	50	72	14,360	42	48	10,556
山形県	90	117	23,175	127	215	46,826
福島県	16	19	3,864	46	81	17,347
山梨県	318	280	55,965	669	610	133,849
長野県	632	699	138,732	964	1,062	232,185
神奈川県	0	0	0	4	18	3,870
静岡県	366	490	97,956	530	707	155,298
愛知県	31	27	5,463	12	11	2,385
三重県	146	202	40,405	102	144	31,556
和歌山県	913	1,218	243,249	1,130	1,329	292,062
鳥取県	3	7	1,311	5	9	1,981
広島県	129	137	27,124	168	189	41,282
山口県	12	16	3,214	14	16	3,518
徳島県	40	32	6,450	49	58	12,768
香川県	185	182	36,303	206	193	42,269
愛媛県	752	767	153,047	810	852	186,965
高知県	22	30	6,063	38	31	6,884
福岡県	276	476	94,990	277	553	121,399
佐賀県	381	437	87,410	301	345	75,926
長崎県	239	269	52,369	196	216	46,343
熊本県	866	1,079	214,889	835	1,218	266,610
大分県	84	107	21,398	97	134	29,238
宮崎県	113	180	35,636	94	140	30,484
鹿児島県	195	303	60,454	141	232	50,387
沖縄県	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
茨城県	18	23	4,688	19	18	4,014
栃木県	18	42	8,332	32	51	11,116
群馬県	22	25	5,017	37	65	14,303
埼玉県	1	2	304	3	1	308
千葉県	7	7	1,303	0	0	0
新潟県	48	54	10,635	57	65	14,194
富山県	0	0	0	10	9	1,936
福井県	5	6	1,125	18	22	4,751
岐阜県	3	3	698	3	2	499
滋賀県	3	3	577	7	20	4,183
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	2	4	880
奈良県	16	50	9,785	12	23	4,992
兵庫県	7	12	2,268	2	2	361
岡山県	0	0	0	0	0	0
島根県	32	35	6,793	91	145	31,174
計	7,004	8,760	1,744,463	8,136	10,221	2,237,515

10. 国産果実需要適応型取引手法実証事業

[平成24年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証事業	9,630	9,203	下表3団体へ補助
合 計	9,630	9,203	

・国産果実需要適応型取引手法実証事業の実施状況

(単位：千円)

	県名	実施者・対象品目	実施内容	事業費	補助金額
1	福岡	全農福岡県本部 (うんしゅう みかん(早生))	生産・流通コスト分析として、生産に係る経費、流通段階別のコストを調査したほか、出荷の集中する一部を1ヶ月程度貯蔵して販売時期の調整を行った。	1,159	1,104
2	和歌山	和歌山県農協連合会 (柿(中谷早生)、 はっさく、キウイフ ルーツ)	生産・流通コスト分析として、生産資材費、集出荷経費、収支損益を調査したほか、通い容器利用とその効果測定を行うとともに、販売実証・理解醸成活動として、小売店舗で、産地情報の提供や消費者アンケートを実施した。	2,322	2,217
3	長崎	ながさき西海農業協 同組合 (うんしゅう みかん)	生産・流通コスト分析として、集出荷経費、流通経費を調査したほか、簡易貯蔵施設利用による出荷調整システムを構築するとともに、販売実証・理解醸成活動として、仙台と東京で味まるブランドみかんの販売実証を行った。	6,149	5,881

[平成 25 年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証事業	14,586	13,984	下表 4 団体へ補助
合計	14,586	13,984	

・国産果実需要適応型取引手法実証事業の実施状況

(単位：千円)

	県名	実施者・対象品目	実施内容	事業費	補助金額
1	和歌山	ファーマーズマーケット委員会 (もも、かき、柑橘類、キウイフルーツ、りんご、パパイヤ)	ファーマーズマーケット間の提携商品の取引価格、売上総利益を調査したほか、直売所間の専用コンテナ利用による直送による流通の効率化を行うとともに、直売所での PR 活動や消費者アンケートを実施した。	3,910	3,728
2	福岡	全農福岡県本部 (いちじく(博多とよみつひめ))	生産・流通段階のコストを産別別に調査したほか、共同輸送と併せて関東消費地での一元的な検品・選別・パック詰め替え作業により流通の効率化を図るとともに、小売店舗で試食、リーフレット配布を行った。	2,518	2,398
3	長崎	長崎県中央農業協同組合 (うんしゅうみかん)	ブランド新基準、指定園制度にかかる生産経費を調査したほか、完熟こだわりみかんの共同選果、ギフト用少量パッケージの試作により流通の効率化を図るとともに、生産者による小売店舗での栽培方法、果実特性等の情報提供活動を実施した。	6,434	6,147
4	神奈川	湘南みかんの木パートナーシップ組合 (うんしゅうみかん)	青摘みかんの労働生産性、成分、生産から販売までのネットワークについて調査したほか、新規取組農家研修会を実施するとともに、神奈川県下のホテル・サービスエリアで青摘みみかん果汁の販売実証をした。	1,723	1,711

[平成26年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証事業	20,720	15,915	下表6団体へ補助
合計	20,720	15,915	

・国産果実需要適応型取引手法実証事業の実施状況

(単位：千円)

	県名	実施者・対象品目	実施内容	事業費	補助金額
1	長野	全農長野県本部 (りんご(シナノドル チェ、シナノゴール ド))	品種の特性を活かし流通性に優れたりんご用「横詰めパック」の試作を行い、陳列効率分析、荷造り経費・労力を調査したほか、量販店での比較試験販売を実施した。	3,238	2,998
2	沖縄	沖縄県農業協同組合 (パインアップル)	新たな流通形態として国産果実によるスライスパインとパック付生果パインの流通実証のため、パック等容器を試作し、小売店舗への供給による流通試験を行ったほか、販売者及び一般消費者を対象に需要調査を行った。	3,336	3,078
3	青森	全農青森県本部 (りんご)	生産・流通コスト分析として、1-MCP処理とこれまでの貯蔵方式のコスト、品質の比較調査を行うとともに、出荷期間の延長による年明け以降の需要の掘り起こし、出荷の平準化を行った。	7,494	3,680
4	奈良	奈良県農業協同組合 (ハウス柿(刀根)、富 有柿)	生産・流通コスト分析として、1-MCP処理による軟果発生率、輸送にかかる経費比較を行ったほか、ハウス柿の品質改善に伴う選果効率及び輸送方法の見直しによる低コスト化を図るとともに、主力市場で販売者を対象に消費動向調査を行った。	4,791	4,436
5	山梨	全国ブドウ産地協議会 (ぶどう)	ぶどうの穂軸にフレッシュホルダーを装着し給水を行いつつ冷蔵庫内で貯蔵を行い、長期貯蔵後に市場・小売店へ供給し、販売者及び消費者を対象に消費動向調査を行った。	768	711
6	岩手	岩手江刺農業協同組合 (りんご(紅ロマン))	4農協と連携して「紅ロマンの一元集荷」を行い市場での認知度の向上と、流通の効率化に取り組むとともに、1-MCP処理を行い棚持ちの悪さの改善と、「冷蔵貯蔵を組み合わせた計画出荷」を行い切れ目のない供給による有利販売に取り組んだ。	1,092	1,012

[平成 27 年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証事業	27,908	25,065	下表 6 団体へ補助
合計	27,908	27,065	

・国産果実需要適応型取引手法実証事業の実施状況

(単位：千円)

	県名	実施者・対象品目	実施内容	事業費	補助金額
1	沖縄	沖縄県農業協同組合 (シークァーサー)	長期鮮度保持技術(氷温保存、CA 保存等)の試験を実施したほか、加工用として出荷された果実から、業務向けの規格基準に適合するものを選別し、業務向けの青切用として出荷する取引手法の実証を行った。	7,491	6,188
2	栃木	有限会社 菜匠 (みかん)	流通経費の削減を図り、消費者のニーズに合った規格やパッケージングの提案等を行うため、新型パッケージ「ソルマバッグ」を使用した流通方式の実証を行った。	5,530	5,120
3	和歌山	紀の里農業協同組合 (柿、キウイフルーツ、八朔)	リターナブルコンテナを利用したファーマーズマーケット向け新規規格の果物流通手法を実証するとともに、機能性に対する消費者の認知度向上を図った。	2,763	2,563
4	長野	全農長野県本部 (りんご)	1-MCP 長期貯蔵による生果販売の供給期間の延長、商品企画の多様化及びカットフルーツ等業務加工需要の開拓等、安定取引による需要拡大を目指した実証を行った。	6,306	5,839
5	長野	農事組合法人 増野 (梨、りんご)	食材宅配業者との連携強化のため、第三者認証(JGAP)認証に向けた生産管理体制の構築、機能性成分の分析等、需要拡大に繋がる契約取引手法の実証を行った。	2,450	2,236
6	福岡	JA ふうおか八女 かんきつ部会(みかん)	会員制小売業者との連携強化のため、JGAP 認証に向けた生産管理体制の構築、新たなパレット導入によるトレーサビリティと物流効率化の両立、陳列用パッケージによる契約取引の拡大等の取組の実証を行った。	3,368	3,119

11. 果実加工需要対応産地育成事業（果実加工需要対応産地強化事業）

(1) 新需要開発型（加工専用果実生産支援事業）

平成24年度 果実加工需要対応産地育成事業（新需要開発型）

（単位：千円）

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
三重	三重県農業研究所	かき（家庭料理、新作料理）、シマサルナシ（氷菓）	柿：群状着果法、少間引き摘果法 さるなし：葉数と大玉化、追熟果と未追熟果の貯蔵性	1,761
長崎	パインテールファーム	びわ、かんきつ、ぶどう（ジャム、ドライフルーツ使用のフルーツチーズ）	無摘果、無袋掛け、区分収穫、着色程度と品質	2,100
高知	高知はた農業協同組合	ゆず（ハニーソース、塩ダレ、ケチャップ）	青果率向上、防除回数削減、適期防除	1,475
栃木	タカ食品工業（株）関東支社	巨峰（ピューレ、洋菓子）	環状剥皮着色向上技術（多収量で安定的な着色）	320
静岡	静岡県農林技術研究所	キウイフルーツ（ジャムリキュール）	無人工受粉栽培法	1,672
広島	芸南農業協同組合	じゃぼん（ジャム、ジェラード、清涼飲料水、漢方、化粧品）	摘果基準曲線の作成、果汁及び酸含量の増加の検討、葉面散布剤の活用、防除暦の作成	1,158
島根	合同会社 Fe センス	ララベリー（桑実）（糖衣グミ、ドライパウダー）	収穫省力化栽培法	1,570
山梨	（有）ぶどうばたけ	ぶどう（ピューレ、シフォンケーキ、濃厚ジュース、スムージー）	ジベレリン処理簡素化技術	1,894
青森	「あおり24」生産・利用研究会	りんご（タルト、サラダ、ドレッシング）	摘果剤効果、収穫時期と果実品質	1,041
山形	山形県庄内総合支庁産地研究室	樹上脱渋柿の柿ジュース	脱渋に係る省力化技術	2,039
愛媛	東予園芸農業協同組合	キウイフルーツ（ドライフルーツ、ゼリー、ジャム）	結果母枝吊上栽培技術を用いた省力化、低コスト栽培	1,301
福岡	福岡県農業総合試験場	かんきつ「果のしづく」（ジャム、ドライ、ソース、冷凍）	樹冠上部摘果、摘果剤利用、霜害防止早期収穫と追熟	2,017
佐賀	田島柑橘園&加工所	柑橘（クレメンティン、ジャバラ、ポンカン、サガンルビー）のアロマオイル抽出	ニンニク、トウガラシ、木酢を利用した農薬無散布栽培	1,161
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェスティバル」、「アグリフード EXPO 大阪2013」		1,591

平成 25 年度 果実加工需要対応産地育成事業（新需要開発型）

（単位：千円）

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
埼玉	埼玉県農林総合 研究センター	「ポロタン」の黒変果の焼き栗の 商品性確認	早期多収と省力化の新整枝法に よる密植栽培 ネット利用の省力的収穫法	1,311
神奈川	神奈川県農業技 術センター	うめ新品種「十郎小町」「虎子姫」 のうめ干し、ピューレ、ジャム、 ジュース	ジョイント栽培のコスト削減実 証（低コスト簡易棚、接木労力節 減）	1,933
長野	長野県果樹試験 場	赤果肉りんごの加工品（混濁果 汁、ジャム、シラップ漬け、カッ トフルーツ）	着果管理、収穫作業の省力化技 術、果肉着色が安定する栽培技 術の開発（1果そう2果着果、 落下防止剤、一挙収穫）	1,702
静岡	静岡県農林技術 研究所果樹研究 センター	加工用ブルーベリーのジャム、ジ ュース、酢	房採り収穫の省力生産実証	1,412
三重	三重県工業研究 所	日本なしのドライフルーツ、ドラ イフルーツを用いた菓子	県農試開発の摘果器具による省 力栽培技術	1,391
三重	三重県農業研究 所	中晩生かんきつ「みえ紀南4号」 の果皮も使用したシャーベット、 ママレード、果汁等		1,593
兵庫	兵庫県立農林水 産技術総合セン ター	さんしょうの軸取り果実冷凍品 炊き込みご飯の具（レトルト品）	低樹高栽培の仕立て法およびせ ん定方法	1,479
島根	益田市柚子産地 づくり推進協議 会	柚子青玉炭酸飲料 果汁グミ	ヘアリーベッチによる雑草抑制 と有機質補給効果の検証 緩効性肥料による窒素濃度の変 動について検証	1,710
島根	農業生産法人 有限会社 宝箱	小粒西条柿のあんぼ柿開発	リビングマルチによる省力化栽 培、ヘアリーベッチによる雑草 抑制と窒素肥料軽減	1,101
岡山	株式会社 創・ 和	清水白桃の白色ジャム、マスカッ トの緑色ジャム	低コスト・省力化栽培（農薬回数 減、施肥量減、低い棚）	956
山口	山口県農林総合 技術センター	なし	ブルーベリーの針葉樹樹皮培地 とした栽培方法実証（収量確保、 雑草抑制）、ネットを利用した省 力的収穫方法（ブロー等の利用 による落果）	1,095

愛媛	愛媛県農林水産研究所	加工用ブラッドオレンジ「モロ」の酵素剥皮技術による果肉丸ごと利用加工品、オリジナルスイーツの試作、最適酵素剥皮技術の開発	銅剤とマシン油主体の減農薬栽培の実証	1,829
福岡	筑前あさくら農業協同組合	日本なしの蜜「梨の蜜」の商品化	ジョイント栽培及び防蛾灯による省力・低コスト生産の実証	1,101
長崎	外海地区ゆうこう振興会	県特産の香酸カンキツ「ゆうこう」の加工品試作（飲む酢、ママレード、ゼリー、シャーベット、ドレッシング等）	品種特性、加工向け栽培技術検討（摘果軽減法、減農薬）	2,000
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェスティバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2013」		1,658

平成26年度 果実加工需要対応産地育成事業（新需要開発型）

（単位：千円）

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
新潟	新潟県農業総合研究所園芸研究センター	—	ニホンナシ自家和合性品種を利用した低コスト超省力果樹生産技術開発	1,791
青森	国立大学法人弘前大学	赤果肉の紅の夢、こうこう、弘大みさきのカットリング、ドライ、ジュース、ジャム、ゼリー	摘果剤での省力化、環状はく皮での密入り効果、寒冷紗網掛けでの斑点生理障害抑制効果	2,000
埼玉	鳩山町	あんず加工品（コンフィチュール、ジュース、シャーベット、アイス、ゼリー、大福ほか）	害虫交信かく乱剤、植物由来害虫防除、チップ堆肥被覆雑草抑制	742
静岡	静岡県農林技術研究所果樹研究センター	干し柿（酵素剥皮処理）	わい性台木利用の省力効果と栽培マニュアル	1,264
岐阜	岐阜県農業技術センター	パッションフルーツのミックスジャム	仕立て方法、剥皮方法による開花数確保・期間延長と多収技術、秋期開花果実の追熟温度・日数	2,008
三重	三重大学	カラ、セミノール、サマーフレッシュなどのジャム、ジュース	防除回数減、摘果剤、開発した移動式散水型防除機（散水時間減）の省力実証	1,911
三重	三重県工業研究所	ブドウの新特許法によるドライフルーツ及びその菓子利用	果穂摘粒作業簡素化技術（支梗単位での摘粒、仕上げ摘粒な	1,829

			し)	
兵庫	兵庫県いちじく研究会		いちじくの被覆資材による凍害回避	1,704
徳島	(有) 柚冬庵	種なし小玉ゆずのゆず皮フリーズドライ、皮粉飲料、スライスゆずフリーズドライ、菓子	農薬散布回数4割削減。トゲが短いことの省力効果。	1,247
福岡	福岡県農業総合試験場	柿「西村早生」の干し柿(高級和菓子風)	不完全甘柿「西村早生」の渋残り果(木)の樹上簡易判別方法(果形、光照射)により、渋残り果のある樹を省力管理し、干し柿用に低コスト栽培。	1,998
佐賀	佐賀県果樹試験場	完熟清見スライスジャム、ジュレ、パフェ	隔年交互結実栽培	12,853
宮崎	宮崎県総合農業試験場	種なしキンカン「宮崎夢丸」のピューレ、ドライフルーツ、シロップ漬け	側枝誘引による結果安定、ジベレリン結果安定、摘果による大玉生産	1,655
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェスティバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2013」		1,084

平成 27 年度 果実加工需要対応産地育成事業 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
宮城	宮城県・農業園芸総合研究所	りんご「サワールージュ」加工品	省力栽培実証	15,833
栃木	栃木県農業試験場	なし「豊水」「にっこり」のフリーズドライ	一発仕上げ摘果	1,845
長野	長野県農村工業研究所	りんご丸ごとシロップ漬け	葉とらず、一発収穫	1,573
静岡	静岡県農林技術研究所果樹研究センター	キウイフルーツの湯剥き	静岡ゴールドの摘蕾、摘果作業の省力化	938
新潟	新潟県農業総合研究所	—	もも黄肉新種の大苗定植1年目収穫技術	1,086
岐阜	岐阜県農業技術センター	ベビーパーシモンの容器詰	ベビーパーシモンの省力多収栽培	1,804
長崎	西彼農業協同組合	「不知火」の加工品	摘果剤利用による省力収穫	1,749

事業成果報告会・交流会	農林水産祭「実りのフェスティバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2013」		802
-------------	---	--	-----

平成 28 年度 果実加工需要対応産地強化事業 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
栃木	栃木県農業試験場	ぶどうのフリーズドライ	房づくりの省略による低コスト栽培技術	1,863
福井	敦賀美方農業協同組合	「福太夫」を使った新たな梅加工品	無選別規格を前提とした省力管理栽培	2,442
大阪	サンアクティス	もものカットフルーツの製品化	袋かけ資材の改良による省力栽培	1,778
和歌山	紀の里農業協同組合	新柑橘「オーラスター」を使った加工品	加工専用栽培マニュアル	390
長崎	西彼農業協同組合	うんしゅうみかん「原口早生」のペースト及び菓子加工品	加工専用園省力栽培体系	1,859
事業成果報告会・交流会	農林水産祭「実りのフェスティバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2013」			955

11. (2) 加工原料用果実価格安定型

(1) 基本計画

(平成24年度・25年度計画)

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
和歌山	210	1,234,800	210	1,234,800	2,469,600
山口	310	1,822,800	310	1,822,800	3,645,600
計	520	3,057,600	520	3,057,600	6,115,200

造成単価@5.88

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
和歌山	750	4,410,000	750	4,410,000	8,820,000
愛媛	0	0	0	0	0
計	750	4,410,000	750	4,410,000	8,820,000

造成単価@5.88

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
愛媛	2,898	17,040,240	2,913	17,128,440	34,168,680

造成単価@5.88

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
沖縄	2,000	15,280,000	(2,300)	(17,572,000)	(32,852,000)
計			1,750	13,370,000	28,650,000

造成単価@7.64

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
岩手	774	13,397,940	774		13,397,940
山形	380	6,577,800	380		6,577,800
福島	139	2,406,090	139		2,406,090
計	1,293	22,381,830	1,293		22,381,830

造成単価@17.31

	平成24年産		平成25年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
山形	267	4,621,770	267		4,621,770
福島	917	15,873,270	917		15,873,270
山梨	1,723	29,825,130	1,723		29,825,130
長野	1,076.0	18,625,560	1,076.0		18,625,560
和歌山	600	10,386,000	600		10,386,000
計	4,583.0	79,331,730.0	4,583.0		79,331,730

造成単価@17.31

総計	対象数量	事業費	対象数量	事業費	事業費計
		12,044	141,501,400	(12,359)	(42,168,040)
			11,809	37,966,040	179,467,440

(平成26年度・27年度計画)

①なつみかん (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
和歌山	190	1,117,200	190	1,117,200	2,234,400
山口	310	1,822,800	310	1,822,800	3,645,600
計	500	2,940,000	500	2,940,000	5,880,000

造成単価@5.88

②はっさく (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
和歌山	868	5,103,840	868	5,103,840	10,207,680
愛媛	0	0	0	0	0
計	868	5,103,840	868	5,103,840	10,207,680

造成単価@5.88

③いよかん (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
愛媛	2,543	14,952,840	2,543	14,952,840	29,905,680

造成単価@5.88

④パインアップル (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
沖縄	1,850	14,134,000	2,300	17,572,000	31,706,000

造成単価@7.64

⑤缶詰用もも (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
岩手	695	12,030,450	695		12,030,450
山形	370	6,404,700	370		6,404,700
福島	127	2,198,370	127		2,198,370
計	1,192	20,633,520	1,192		20,633,520

造成単価@17.31

⑥果汁用もも (単位:t、円)

	平成26年産		平成27年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
山形	257	4,448,670	257		4,448,670
福島	714	12,359,340	714		12,359,340
山梨	1,935	33,494,850	1,935		33,494,850
長野	1,040.8	18,016,248	1,040.8		18,016,248
和歌山	460	7,962,600	460		7,962,600
計	4,406.8	76,281,708	4,406.8		76,281,708

造成単価@17.31

(単位:t、円)

総計	対象数量	事業費	対象数量	事業費	事業費計
		11,360	134,045,908	11,810	40,568,680

加工用園地生産果実
(平成25年度・26年度計画)

①ゆず(高知県) (単位:t、円)

	平成25年産		平成26年産		事業費計
	対象数量	事業費	対象数量	事業費	
JA土佐あき	550	20,966,000	550		20,966,000
JA土佐れいほく	800	18,440,000	800		18,440,000
JA津野山	20	797,800	20		797,800
JA四万十	117.7	4,772,735	117.7		4,772,735
JA高知はた	415.7	11,834,979	415.7		11,834,979
計	1,903.4	56,811,514	1,903.4	0	56,811,514

11. (2) 加工原料用果実価格安定型

(2) 資金造成実績

(平成24年度：24・25年度分一括造成)

①なつみかん (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
和歌山	2,469,600	1,234,800	491,285	743,515	1,234,800	
山口	3,645,600	1,822,800	1,822,800	0	1,822,800	
計	6,115,200	3,057,600	2,314,085	743,515	3,057,600	

②はつき (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
和歌山	8,820,000	4,410,000	473,635	3,936,365	4,410,000	
計	8,820,000	4,410,000	473,635	3,936,365	4,410,000	

③いよかん (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
愛媛	34,168,680	17,084,340	594,845	16,489,495	17,084,340	
計	34,168,680	17,084,340	594,845	16,489,495	17,084,340	

④パインアップル (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
沖縄	28,650,000	14,325,000	11,632,293	2,692,707	14,325,000	
計	28,650,000	14,325,000	11,632,293	2,692,707	14,325,000	

⑤缶詰用もも (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
岩手	13,397,940	6,698,970	6,863,415	-164,445	6,698,970	
山形	6,577,800	3,288,900	4,157,467	-868,567	3,288,900	
福島	2,406,090	1,203,045	1,498,554	-295,509	1,203,045	
計	22,381,830	11,190,915	12,519,436	-1,328,521	11,190,915	

⑥果汁用もも (単位：円)

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
山形	4,621,770	2,310,885	138	2,310,747	2,310,885	
福島	15,873,270	7,936,635	3,365,986	4,570,649	7,936,635	
山梨	29,825,130	14,912,565	1,797,813	13,114,752	14,912,565	
長野	18,625,560	9,312,780	999,010	8,313,770	9,312,780	
和歌山	10,386,000	5,193,000	603,651	4,589,349	5,193,000	
計	79,331,730	39,665,865	6,766,598	32,899,267	39,665,865	

基金協会	造成額	中央基金補助金		調整額	実交付額	その他
		中央基金補助金	調整額			
基金協会	179,467,440	89,733,720	34,300,892	55,432,828	89,733,720	
総計	179,467,440	89,733,720	34,300,892	55,432,828	89,733,720	

(平成26年度：26・27年度分一括造成)

①なつみかん

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
和歌山山口	2,234,400 3,645,600	490,941 1,822,800	626,259 0	1,117,200 1,822,800
計	5,880,000	2,313,741	626,259	2,940,000

④パインアップル

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
沖繩	31,706,000	15,853,000	12,282,854	3,570,146
計	31,706,000	15,853,000	12,282,854	3,570,146

②はっさく

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
和歌山	10,207,680	5,103,840	30,223	5,073,617
計	10,207,680	5,103,840	30,223	5,073,617

③いよかん

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
愛媛	29,905,680	14,952,840	669,936	14,282,904
計	29,905,680	14,952,840	669,936	14,282,904

⑤缶詰用もも

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
岩手山形福島	12,030,450 6,404,700 2,198,370	6,015,225 3,202,350 1,099,185	6,698,970 3,290,494 1,203,681	6,015,225 3,202,350 1,099,185
計	20,633,520	10,316,760	11,193,145	10,316,760

⑥果汁用もも

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
山形福島山梨長野和歌山	4,448,670 12,359,340 33,494,850 18,016,248 7,962,600	2,224,335 6,179,670 16,747,425 9,008,124 3,981,300	331 7,939,443 75,597 2,297,764 1,020,553	2,224,335 6,179,670 16,747,425 9,008,124 3,981,300
計	76,281,708	38,140,854	11,333,688	38,140,854

基金協会	造成額	中央基金補助金		その他
		調整額	実交付額	
総計	174,614,588	87,307,294	37,823,587	87,307,294

11. (2) 加工原料用果実価格安定型

(3) 取引実績及び補給金交付状況

平成24年産(晩柑類)

果汁用なつみかん

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %	単価 円/kg		交付額 円	交付残額 円
和歌山	210	1,234,800	10.28	3.75	6.00	226,740	107.9	194,560	749,056	485,744	
山口	310	2,734,200	11.47	4.94	27.70	164,089	52.9	0	0	2,734,200	
計	520	3,969,000			15.11	390,829	75.2	194,560	749,056	3,219,944	

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用はっさく

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %	単価 円/kg		交付額 円	交付残額 円
和歌山	750	4,410,000	13.68	7.15	6.15	795,035	106.0	741,980	4,362,842	47,158	
計	750	4,598,160			6.15	795,035	106.0	741,980	4,362,842	47,158	

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用いよかん

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %	単価 円/kg		交付額 円	交付残額 円
愛媛	2,898	17,040,240	13.61	7.08	7.31	4,743,000	163.7	2,898,000	16,431,660	608,580	
計	2,898	17,040,240			7.31	4,743,000	163.7	2,898,000	16,431,660	608,580	

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

平成25年度(晩柑類)

果汁用なつみかん

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	平均取引 価格	実績		交付対象 数量	補給金	
						取引数量	達成率		単価	交付額
和歌山	210	1,477,672	10.28	3.75	6.00	221,990	105.7	191,860	738,662	739,010
山口	310	2,734,200	11.47	4.94	27.10	237,949	76.8	0	0	2,734,200
計	520	4,211,872			16.92	459,939	88.4	191,860	738,662	3,473,210

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用はっさく

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	平均取引 価格	実績		交付対象 数量	補給金	
						取引数量	達成率		単価	交付額
和歌山	750	4,433,579	13.68	7.15	6.15	901,235	120.2	747,740	4,396,711	36,868
計	750	4,433,579			6.15	901,235	120.2	747,740	4,396,711	36,868

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用いよかん

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	平均取引 価格	実績		交付対象 数量	補給金	
						取引数量	達成率		単価	交付額
愛媛	2,913	17,432,730	13.61	7.08	7.28	5,178,520	177.8	2,878,130	16,405,341	1,027,389
計	2,913	17,432,730			7.28	5,178,520	177.8	2,878,130	16,405,341	1,027,389

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

平成26年度(晩柑類)
果汁用なつみかん

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
和歌山	190	1,117,200	10.28	3.75	6.00	154,000	81.1	149,710	576,384	540,816
山口	310	1,822,800	11.47	4.94	27.10	115,740	37.3	0	0	1,822,800
計	500	2,940,000			15.05	269,740	53.9	149,710	576,384	2,363,616

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用はっさく

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
和歌山	868	5,103,841	13.68	7.15	6.15	875,113	100.8	834,150	4,904,802	199,039
計	868	5,103,841			6.15	875,113	100.8	834,150	4,904,802	199,039

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用いよかん

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
愛媛	2,543	14,952,840	13.61	7.08	7.35	3,623,480	142.5	2,543,000	14,317,090	635,750
計	2,543	14,952,840			7.35	3,623,480	142.5	2,543,000	14,317,090	635,750

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

平成27年度(晩柑類)

果汁用なつみかん

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
和歌山	190	1,387,608	10.28	3.75	6.00	175,160	92.2	168,460	648,571	739,037
山口	310	2,734,200	11.47	4.94	23.50	231,672	74.7	0	0	2,734,200
計	500	4,121,808			15.97	406,832	81.3	168,460	648,571	3,473,237

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用はっさく

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
和歌山	868	5,203,360	13.68	7.15	6.15	1,224,280	141.0	863,730	5,078,732	124,628
計	868	5,203,360			6.15	1,224,280	141.0	863,730	5,078,732	124,628

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

果汁用いよかん

県名	交付契約 数量 t	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	平均取引 価格 円/kg	実績		交付対象 数量 kg	補給金	
						取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
愛媛	2,543	15,271,996	13.61	7.08	7.33	3,890,640	153.0	2,535,510	14,325,631	946,365
計	2,543	15,271,996			7.33	3,890,640	153.0	2,535,510	14,325,631	946,365

注) 交付準備金造成単価は5.88円である。

平成24年産（もも及びびんアップル）
果汁用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
山形	267	4,621,770	34.74	15.51	13.15	221,732	81.4	217,212	3,759,939	861,831
福島	917	15,873,270	29.13	9.90	9.05	899,832	97.7	0	0	15,873,270
山梨	1,723	29,825,130	31.36	12.13	21.00	2,329,848	115.7	1,722,191	16,050,820	13,774,310
長野	1,076	18,625,560	29.56	10.33	21.98	1,059,492	98.5	1,005,425	6,856,999	11,768,561
和歌山	600	10,386,000	27.92	8.69	8.00	473,614	78.9	471,332	3,445,435	6,940,565
計	4,583	79,331,730			17.47	4,984,518	101.2	3,416,160	30,113,193	49,218,537

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

缶詰用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
岩手	774	13,397,940	72.45	53.22	116.72	690,104	89.2	0	0	13,397,940
山形	380	6,577,800	69.30	50.07	133.96	226,803	59.7	0	0	6,577,800
福島	139	2,406,090	74.25	55.02	113.53	108,657	78.2	0	0	2,406,090
計	1,293	22,381,830			120.19	1,025,564	79.3	0	0	22,381,830

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

加工用びんアップル

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
沖縄	2,000	15,280,000	29.93	21.44	26.33	1,297,922	64.9	1,297,922	4,205,267	11,074,733
計	2,000	15,280,000			26.33	1,297,922	64.9	1,297,922	4,205,267	11,074,733

注) 交付準備金造成単価は7.64円である。

平成25年産（もも及びびんアップル）

果汁用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
山形	267	861,831	34.74	15.51	13.15	261,995	96.5	257,769	861,831	0
福島	917	15,873,270	29.13	9.90	9.05	927,134	101.1	0	0	15,873,270
山梨	1,723	13,774,310	31.36	12.13	21.00	2,201,035	110.6	1,705,021	13,623,118	151,192
長野	1,076	11,768,561	29.56	10.33	21.15	1,055,936	98.1	948,271	7,178,412	4,590,149
和歌山	600	6,940,565	27.92	8.69	8.00	490,474	81.7	489,946	4,899,460	2,041,105
計	4,583	49,218,537			17.08	4,936,574	101.2	3,401,007	26,562,821	22,655,716

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

缶詰用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
岩手	774	13,397,940	72.45	53.22	124.50	632,672	81.7	0	0	13,397,940
山形	380	6,577,800	69.30	50.07	138.94	199,349	52.5	0	0	6,577,800
福島	139	2,406,090	74.25	55.02	116.54	117,823	84.8	0	0	2,406,090
計	1,293	22,381,830			126.54	949,844	73.5	0	0	22,381,830

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

加工用びんアップル

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
沖縄	1,750	18,937,242	29.93	21.44	35.56	1,418,927	81.1	0	0	18,937,242
計	1,750	18,937,242			35.56	1,418,927	81.1	0	0	18,937,242

注) 交付準備金造成単価は7.64円である。

**平成26年産（もも及びびんアップル）
果汁用もも**

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	実績			交付対象 数量	補給金	
					平均取引 価格	取引数量	達成率		単価	交付額
山形	257	4,448,670	34.74	15.51	13.15	295,887	113.7	251,184	4,347,995	100,675
福島	714	12,359,340	29.13	9.90	9.05	1,002,134	140.4	679,301	0	12,359,340
山梨	1,935	33,494,850	31.36	12.13	21.00	2,203,700	110.7	1,919,248	17,887,392	15,607,458
長野	1,041	18,016,248	29.56	10.33	20.91	1,220,403	117.2	974,580	7,591,978	10,424,270
和歌山	460	7,962,600	27.92	8.69	8.00	430,261	93.5	427,002	3,121,384	4,841,216
計	4,407	76,281,708			17.12	5,152,385	115.4	4,251,315	32,948,749	43,332,959

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

缶詰用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	実績			交付対象 数量	補給金	
					平均取引 価格	取引数量	達成率		単価	交付額
岩手	695	12,030,450	72.45	53.22	126.17	627,809	90.3	0	0	12,030,450
山形	370	6,404,700	69.30	50.07	133.96	232,141	62.7	0	0	6,404,700
福島	127	2,198,370	74.25	55.02	116.98	97,349	76.7	0	0	2,198,370
計	1,192	20,633,520			127.12	957,299	80.3	0	0	20,633,520

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

加工用びんアップル

県名	交付契約 数量	交付準備金	保証基準 価格	最低基準 価格	実績			交付対象 数量	補給金	
					平均取引 価格	取引数量	達成率		単価	交付額
沖縄	1,850	14,134,000	29.93	21.44	41.56	1,402,186	75.8	0	0	14,134,000
計	1,850	14,134,000			41.56	1,402,186	75.8	0	0	14,134,000

注) 交付準備金造成単価は7.64円である。

平成27年産（もも及びびんアップル）

果汁用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
山形	257	100,675	34.74	15.51	318,908	122.7	257,000	17.31	100,675	0
福島	714	12,359,340	29.13	9.90	1,027,953	144.0	631,733	17.31	0	12,359,340
山梨	1,935	15,607,458	31.36	12.13	2,485,858	128.5	1,929,302	7.99	15,430,154	177,304
長野	1,041	10,424,270	29.56	10.33	1,044,042	99.8	928,593	7.79	7,233,739	3,190,531
和歌山	460	4,841,216	27.92	8.69	443,844	96.5	437,530	10.00	4,375,300	465,916
計	4,407	43,332,959			5,320,605	120.7	4,184,158		27,139,868	16,193,091

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

缶詰用もも

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
岩手	695	12,030,450	72.45	53.22	674,372	97.0	0	0	0	12,030,450
山形	370	6,404,700	69.30	50.07	204,061	53.4	0	0	0	6,404,700
福島	127	2,198,370	74.25	55.02	94,333	74.3	0	0	0	2,198,370
計	1,192	20,633,520			972,766	81.1	0	0	0	20,633,520

注) 交付準備金造成単価は17.31円である。

加工用びんアップル

県名	交付契約 数量	交付準備金 円	保証基準 価格 円/kg	最低基準 価格 円/kg	実績			交付対象 数量 kg	補給金	
					平均取引 価格 円/kg	取引数量 kg	達成率 %		単価 円/kg	交付額 円
沖縄	2,000	23,525,428	29.93	21.44	2,059,776	103.0	0	0	0	23,525,428
計	2,000	23,525,428			2,059,776	103.0	0	0	0	23,525,428

注) 交付準備金造成単価は7.64円である。

11. (2) 加工原料用果実価格安定型

(4) 契約会員等

生産者補給金交付契約会員及び長期取引契約相手方名(24年産～25年産)

果汁用なつみかん

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		24年産	25年産		24年産	25年産
和歌山	和歌山県農協連	210	210	和歌山ノーキョー食品工業(株)	210	210
山口	あぶらんど萩農協	250	250	全農山口県本部	250	250
	長門大津農協	60	60	全農山口県本部	60	60
	計	310	310	計	310	310
合	計	520	520	合	計	520

果汁用はっさく

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		24年産	25年産		24年産	25年産
和歌山	和歌山県農協連	700	700	和歌山ノーキョー食品工業(株)	700	700
	和歌山県農協連	50	50	紀州食品(株)	50	50
合	計	750	750	合	計	750

果汁用いよかん

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		24年産	25年産		24年産	25年産
愛媛	周桑農協	80	80	(株) えひめ飲料	80	80
	越智今治農協	300	300	(株) えひめ飲料	300	300
	えひめ中央農協	2,100	2,100	(株) えひめ飲料	2,100	2,100
	西宇和農協	333	343	(株) えひめ飲料	333	343
	東宇和農協	70	70	(株) えひめ飲料	70	70
	えひめ南農協	15	20	(株) えひめ飲料	15	20
合	計	2,898	2,913	合	計	2,898

果汁用もも

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		24年産	25年産		24年産	25年産
山形	全農山形県本部	267	267	山形食品(株)	267	267
福島	全農福島県本部	917	917	不二家サンヨー(株)	527	527
				日本果実加工(株)	130	130
				ゑび屋	260	260
				計	917	917
山梨	全農山梨県本部	1,723	1,723	長野興産(株)	90	90
				寿高原食品(株)	305	305
				ゴールドパック(株)	567	567
				丸善食品工業(株)	406	406
				サンフーズ(株)	275	275
				森食品工業(株)	25	25
				不二家サンヨー(株)	55	55
				計	1,723	1,723
長野	全農長野県本部	1,076	1,076	ゴールドパック(株)	50	50
				寿高原食品(株)	309	309
				長野興産(株)	491	491
				森食品工業(株)	226	226
				計	1,076	1,076
和歌山	和歌山県農協連	600	600	紀州食品(株)	600	600
合	計	4,583	4,583	合	計	4,583

缶詰用もも

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		24年産	25年産		24年産	25年産
岩手	全農岩手県本部	774	774	岩手缶詰(株)	774	774
山形	全農山形県本部	380	380	(株)五百川屋商店	15	15
				(株)桜桃園	20	20
				小林食品(株)	35	35
				佐竹商事(株)	150	150
				サンヨー缶詰(株)	160	160
				計	380	380
福島	全農福島県本部	139	139	サンヨー缶詰(株)	139	139
合	計	1,293	1,293	合	計	1,293

加工用パインアップル

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約		長期取引契約			摘要	
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量		
		24年産	25年産		24年産		25年産
沖 縄	沖縄県農業協同組合	(2,000)	(2,300)	沖縄総合農産加工(株)	(2,000)	(2,300)	()は 計画 変更 前
		2,000	1,750		2,000	1,750	
合計		(2,000)	(2,300)	合 計	(2,000)	(2,300)	
		2,000	1,750		2,000	1,750	

生産者補給金交付契約会員及び長期取引契約相手方名(26年産～27年産)

果汁用なつみかん

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		26年産	27年産		26年産	27年産
和歌山	和歌山県農協連	190	190	和歌山ノーキョー食品工業(株)	190	190
山口	長門大津農協	60	60	全農山口県本部	60	60
	あぶらんど萩農協	250	250	全農山口県本部	250	250
	計	310	310	計	310	310
合	計	500	500	合	計	500

果汁用はっさく

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		26年産	27年産		26年産	27年産
和歌山	和歌山県農協連	750	750	和歌山ノーキョー食品工業(株)	750	750
	和歌山県農協連	68	68	南海加工(株)	68	68
	和歌山県農協連	50	50	紀州食品(株)	50	50
合	計	868	868	合	計	868

果汁用いよかん

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		26年産	27年産		26年産	27年産
愛媛	周桑農協	60	60	(株) えひめ飲料	60	60
	越智今治農協	300	300	(株) えひめ飲料	300	300
	えひめ中央農協	1,800	1,800	(株) えひめ飲料	1,800	1,800
	西宇和農協	323	323	(株) えひめ飲料	323	323
	東宇和農協	50	50	(株) えひめ飲料	50	50
	えひめ南農協	10	10	(株) えひめ飲料	10	10
合	計	2,543	2,543	合	計	2,543

果汁用もも

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		26年産	27年産		26年産	27年産
山形	全農山形県本部	257	257	山形食品(株)	257	257
福島	全農福島県本部	714	714	不二家サンヨー(株)	399	399
				山石(日果工)	120	120
				ゑび屋	195	195
				計	714	714
山梨	全農山梨県本部	1,935	1,935	長野興産(株)	185	185
				寿高原食品(株)	300	300
				ゴールドパック(株)	641	641
				丸善食品工業(株)	394	394
				サンフーズ(株)	325	325
				森食品工業(株)	35	35
				不二家サンヨー(株)	55	55
				計	1,935	1,935
長野	全農長野県本部	1,041	1,041	長野興産(株)	447	447
				寿高原食品(株)	314	314
				森食品工業(株)	230	230
				ゴールドパック(株)	50	50
				計	1,041	1,041
和歌山	和歌山県農協連	460	460	紀州食品(株)	460	460
合	計	4,407	4,407	合	計	4,407

缶詰用もも

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約		
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量	
		26年産	27年産		26年産	27年産
岩手	全農岩手県本部	695	695	岩手缶詰(株)	695	695
山形	全農山形県本部	370	370	(株)五百川屋商店	15	15
				(株)桜桃園	30	30
				小林食品(株)	25	25
				佐竹商事(株)	150	150
				サンヨー缶詰(株)	150	150
				計	370	370
福島	全農福島県本部	127	127	サンヨー缶詰(株)	127	127
合	計	1,192	1,192	合	計	1,192

加工用パインアップル

(単位: t)

区分 協会名	補給金交付契約			長期取引契約			摘要
	契約会員名	契約数量		果実加工業者名	契約数量		
		26年産	27年産		26年産	27年産	
沖 縄	沖縄県農業協同組合		(2,300)	沖縄総合農産加工(株)		(2,300)	()は 計画 変更 前
		1,850	2,000		1,850	2,000	
合計			(2,300)	合 計		(2,300)	
		1,850	2,000		1,850	2,000	

11. (3) 果汁競争力強化型 (27年度:国産果汁競争力強化事業) (28年度:国産果実競争力強化事業)

[平成24年度]

(単位:千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
(株)ジェイエイビバレッジ佐賀	過剰な搾汁設備等の廃棄 ・建物解体(工場・製品置場等) ・機械設備撤去(ボイラー室・陳皮ライン、冷凍・冷蔵施設等)	89,785	29,028
計		89,785	29,028

[平成25年度]

(単位:千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
(株)ヒロシマ・コープ	部門別経営分析等 ・経営管理体制実態等調査 ・部門別経営分析の実施 ・システム開発等	16,795	16,795
計		16,795	16,795

11. (4) 品質向上・産地安定出荷型

[平成24年度]

・ 品質向上型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
岩手	2	6,652	6,652	もも、りんご	果汁、缶詰	24	2	6,652	6,652	全農岩手県本部
山梨	1	830	830	ぶどう	醸造	24	1	830	830	マンズワイン
静岡	1	3,206	3,206	うんしゅう みかん	果汁	24	1	3,206	3,206	静岡県経済連
広島	1	5,273	5,273	うんしゅう みかん、中晩 かん	果汁、缶詰	23	1	17,312	17,312	広島県果実連
山口	1	2,170	2,170	うんしゅう みかん、ゆず	果汁、缶詰	23	1	6,422	6,422	全農山口県本部
高知	2	1,414	1,414	ゆず	果汁	24	2	1,414	1,414	高知市農協ほか
福岡	2	4,983	4,983	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	23	2	6,615	6,615	全農福岡県本部
佐賀	1	10,950	10,950	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	23	1	14,097	14,097	佐賀県農協
沖縄	1	19,179	19,179	パインアッ プル	缶詰	24	1	19,179	19,179	沖縄県農協
合計	12	54,657	54,657				12	75,727	75,727	

・ 産地安定出荷型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
愛媛	2	47,413	9,483	うんしゅう	果汁	24	1	42,788	8,558	全農えひめ
				みかん						
				いよかん		23				
熊本	4	110,000	110,000	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	23	5	150,000	50,000	玉名農協ほか
合計	6	157,413	39,483				7	198,338	60,408	

[平成25年度]

・ 品質向上型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
岩手	2	4,778	4,778	もも、りんご	果汁、缶詰	25	2	4,778	4,778	全農岩手県本部
山梨	1	713	713	ぶどう	醸造	25	1	713	713	マンズワイン
静岡	1	1,604	1,604	うんしゅう みかん	果汁	25	1	1,604	1,604	静岡県経済連
広島	1	6,011	6,011	うんしゅう みかん、中晩 かん	果汁、缶詰	24	1	5,273	5,273	広島県果実連
山口	1	5,482	5,482	うんしゅう みかん、ゆず	果汁、缶詰	-	-	-	-	全農山口県本部
香川	1	3,150	3,150	うんしゅう みかん	果汁	-	-	-	-	香川県農協
愛媛	1	16,721	16,721	うんしゅう みかん	果汁	25	1	16,721	16,721	全農愛媛県本部
高知	1	164	164	ゆず	果汁	25	1	1,414	1,414	高知市農協ほか
福岡	2	5,765	5,765	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	24	2	4,983	4,983	全農福岡県本部
佐賀	1	8,835	8,835	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	24	1	10,950	10,950	佐賀県農協
大分	1	4,149	4,149	かぼす	果汁	25	1	4,149	4,149	全農大分県本部
沖縄	1	19,150	19,150	パインアッ プル	缶詰	25	1	19,150	19,150	沖縄県農協
合計	13	76,523	76,523					70,655	70,655	

・ 産地安定出荷型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
愛媛	-	-	-	-	-	24	1	4,625	925	全農えひめ
熊本	5	125,000	25,000	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	24	4	110,000	30,000	玉名農協ほか
合計	5	125,000	25,000				5	114,625	30,925	

[平成26年度]

・ 品質向上型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
岩手	2	4,928	4,928	もも、りんご	果汁、缶詰	26	2	4,928	4,928	全農岩手県本部
山梨	2	544	544	ぶどう	醸造	26	2	544	544	マンズワイン、サントリー
静岡	1	5,289	5,289	うんしゅう みかん	果汁	26	1	5,289	5,289	静岡県経済連
広島	1	1,366	1,366	レモン	果汁	25	1	6,011	6,011	広島県果実連
山口	1	2,092	2,092	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	25	1	5,482	5,482	全農山口県本部
香川	1	2,730	2,730	うんしゅう みかん	果汁	25	1	3,150	3,150	香川県農協
愛媛	1	18,446	18,446	うんしゅう みかん	果汁	26	1	18,446	18,446	全農愛媛県本部
福岡	1	4,028	4,028	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	25	1	5,765	5,765	全農福岡県本部
佐賀	1	6,819	6,819	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	25	1	8,835	8,835	佐賀県農協
大分	1	2,764	2,764	かぼす	果汁	26	1	2,764	2,764	全農大分県本部
沖縄	1	9,232	9,232	パインアップル	缶詰	26	1	9,232	9,232	沖縄県農協
合計	13	58,240	58,240					70,448	70,448	

・ 産地安定出荷型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
熊本	5	90,000	10,000	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	25	5	125,000	25,000	玉名農協ほか
合計	5	90,000	10,000				5	125,000	25,000	

[平成27年度]

・ 品質向上型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
広島	-	-	-	レモン	果汁	26	1	1,366	1,366	広島県果実連
山口	-	-	-	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	26	1	2,092	2,092	全農山口県本部
香川	-	-	-	うんしゅう みかん	果汁	26	1	2,730	2,730	香川県農協
福岡	-	-	-	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	26	1	4,028	4,028	全農福岡県本部
佐賀	-	-	-	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	26	1	6,819	6,819	佐賀県農協
合計	-	-	-					17,035	17,035	

・ 産地安定出荷型

(単位:千円)

県名	計画承認分					事業完了分				摘要 (事業実施主体)
	事業者数	事業費	補助金	品目	用途	計画年度	事業者数	事業費	補助金 (支出額)	
熊本	-	-	-	うんしゅう みかん	果汁、缶詰	26	5	90,000	10,000	玉名農協ほか
合計	-	-	-				5	90,000	10,000	

11. (5) 加工原料安定供給連携体制構築事業

[平成 28 年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	33,004	29,192	下表 7 団体へ補助
加工原料用果実の選別、出荷の取組	30,050	30,050	下表 1 団体へ補助
作柄安定技術等の導入の取組	0	0	実績なし
合 計	63,054	59,242	

・国産果実需要適応型取引手法実証の取組の実施状況

(単位：千円)

	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
1	大阪	神宮寺出荷組合	ぶどう	第三者認証の導入と「おすそわけ袋」による直売所の顧客拡大手法の実証	2,041	1,890
2	奈良	奈良県農業協同組合	かき	軟化防止剤（1-MCP）による品質低下対策&市場隔離による安定供給手法の実証	16,143	7,588
3	山梨	フルーツ山梨農業協同組合	もも	低温保存と機能性段ボールを利用した品質保存技術を使った遠隔地との取引手法実証	5,232	4,845
4	長野	全農長野県本部	ぶどう	業務加工向け巨峰の契約栽培による集出荷の省力化と新たな需要開拓の取組	3,107	2,877
5	沖縄	沖縄県農業協同組合	パインアップル	新鮮製造体制の確立による製造歩留り向上と新たな加工品製造への取組	2,720	2,518
6	徳島	勝浦みかん生産販売促進協議会	みかん	第三者認証の取得に向けた生産・品質管理体制の構築による消費拡大の取組	2,205	2,205
7	福島	ふくしま未来農業協同組合	なし、りんご	1 MCP 処理によるなし・りんごの需要動向に合わせた安定的供給と需要拡大の実証	1,556	1,441

・加工原料用果実の選別、出荷の取組の実施状況

(単位：千円)

	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
1	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書作成等	30,000 50	30,000 50
				合 計	30,050	30,050
	愛媛	愛媛県果実生産出荷安定協議会	うんしゅう みかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	120,640	120,000

注：愛媛県の事業費、補助金は、平成28年度交付決定のもので、事業完了は29年度を予定。

12. 果実輸出支援強化事業

[平成 28 年度]

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出支援強化事業	37,191	16,541	下表 3 団体へ補助
合 計	37,191	16,541	

・果実輸出支援強化事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	GLO-berry Japan 株式会社 (東京都豊島区)	りんご いちご	タイ フィリピン	果実輸出効率化支援事業（リーファーコンテナを用いたタイ、フィリピンへの効率的な輸送の実証）	7,823	3,774
2	株式会社柳澤果樹園 (奈良県五條市)	かき	カンボジア	果実輸出効率化支援事業（リーファーコンテナを用いた産地と物流会社が連携した国際流通の実証）	23,554	10,034
3	株式会社ニューズ (愛媛県伊方町)	みかん	台湾	果実輸出鮮度保持技術導入支援事業（高機能吸着剤と光触媒技術の融合による柑橘の鮮度保持技術の実証）	5,813	2,734

13. パインアップル構造改革特別対策事業

[平成24年度]

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・ 優良母系株の輪切り増殖 (2) 育苗事業 ・ 生食専用品種の優良母茎確保 (3) 配布事業	47,007 4,415 7,125	57,384
計		58,547	57,384

(2) パインアップル産地構造改革事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 推進事業 ・ 産地構造改革検討会の開催 ・ 生食用パインアップルの普及指導 (2) 栽培管理改善事業 ・ 担い手集約型栽培 ・ 実証展示ほ ・ 施設・機械整備	157 5,906	5,697
計		6,063	5,697

(3) パインアップル新需要開発推進事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
(一社)日本パインアップル 缶詰協会	(1) 検討会の開催・取りまとめ報告 (2) 安全安心な原料確保、 新需要缶詰の試作・評価 (3) 副産物の高付加価値化 (4) 啓発普及等	2,170 9,023 10,084 5,494	19,576
計		26,771	19,576
合計(1)+(2)+(3)		91,382	82,657

[平成 25 年度]

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖	58,985	} 61,339
	(2) 育苗事業 ・生食専用品種の優良母茎確保	1,477	
	(3) 配布事業	7,619	
計		68,082	61,339

(2) パインアップル産地構造改革事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 推進事業 ・産地構造改革検討会の開催 ・生食用パインアップルの普及指導	193	} 2,359
	(2) 栽培管理改善事業 ・担い手集約型栽培	2,381	
計		2,574	2,359

合計(1)+(2)		70,656	63,698
-----------	--	--------	--------

[平成 26 年度]

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖	66,756	63,698
計		66,756	63,698

[平成27年度]

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1)増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖	67,726	63,698
計		67,726	63,698

[平成28年度]

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1)増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖	66,889	63,698
計		66,889	63,698

14. 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

(平成 27 年度補正分)

(単位：千円)

事業実施者	原料農産物	新商品の内容	事業費	補助金額
ドクターフーズ株式会社	にんにく	黒ニンニク	59,109	28,251
ヤマダイ株式会社	ねぎ	国産ネギラーメン	2,018	1,179
甲州市勝沼ぶどうの丘	ぶどう、もも等	地元産果物スイーツ	2,913	2,691
長野県高圧果実事業化推進協議会	りんご	高压加工りんご	2,141	1,207
タチバナペーパーウェア(株)	かき	干柿スイーツ	234	234
広瀬ファーム(株)	ジャンボにんにく	黒ニンニク	3,937	2,065
(株)岡林農園	みかん	みかんソース	1,619	855
NPO法人湘南スタイル	みかん	プレミアムみかんジュース	1,036	1,023
(株)技研食品	だいこん	大根ドレッシング	146	135
(株)ヤマザキ	ごぼう、豆	きんぴらごぼう、金時豆	47,333	19,016
(株)西和賀産業	にんじん、クルミ等	ドレッシング	956	913
(企業組合)スイーツキッチン	おうとう、西洋梨等	マカロン、タルト	750	694
藍住町にんじん需要拡大協議会	にんじん	微粉末パウダー、チップ等	5,539	3,443
(資)丸新醤油醸造元	うめ	調味料(ソース、ペースト)	3,879	2,582
青森県りんごジュース(株)	にんじん、とまと	ミックスジュース	155,151	71,919
(株)みつばちの詩工房	山ぶどう	山ぶどうみつ	24,184	10,736
開屋本舗(株)	海老いも、なす等	野菜クルトン、せんべい	3,145	1,849
(株)柚子っ子	ゆず	ゆず表皮ペースト、菓子等	3,595	2,128
ゴールドパック株式会社	トマト、人参等	濃縮汁、ピューレ	455,212	202,517
沖縄総合農産加工株式会社	シークアサー	天然エキス	26,956	12,552
宮崎県農協果汁株式会社	うんしゅうみかん	乳酸菌発酵果汁飲料	60,927	28,724
平林産業	りんご	冷凍ダイスカットりんご	18,631	8,649
トップフーズ	野菜・果物	調味液、ドライフルーツ等	49,237	23,141
敦賀美方農協	うめ	梅ピューレ、ドライフルーツ	27,426	12,717
株式会社プロジェ	もも	スムージー	396	367
ハイランドリゾート株式会社	桃、ぶどう、柿	地元産果物パフェ等	862	817
合計			957,329	440,402

(平成28年度補正分)

(単位：千円)

事業実施者	原料農産物	新商品の内容	事業費	補助金額
(株) ノースコーポレーション	ヨーロッパ野菜	ドレッシング	658	609
(有) くにみ農産加工	パクチー	パクチーペースト	9,808	4,706
(株) アイズ	キウイ、いちご等	果実ゼリー	7,316	3,774
(株) ベジテック	メロン	カットメロン	18,371	8,510
上野村農協	柿	柿クリーム大福	1,059	980
JA 紀の里	オーラスター、山椒、黒豆	レトルトカレー	1,747	1,618
(株) ズッペン	セロリ	セロリパウダー、チップ	2,973	2,279
合 計			41,930	22,476

(注) 事業費及び補助金額は交付決定額。(平成29年5月29日現在)

15. 調査研究事業

(1) 経営動向に関する調査（平成 24 ～ 28 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
219	平成 24 年度果樹経営構造動向調査（その 1）果樹経営分析等調査報告書	平成 25 年 2 月
225	平成 25 年度果樹産地経営構造動向調査報告書	平成 26 年 3 月
229	平成 26 年度大規模果樹経営実態調査報告書	平成 27 年 2 月
235	平成 27 年度高付加価値型果樹農業経営動向調査報告書	平成 28 年 1 月

(2) 生産構造等に関する調査（平成 25 ～ 28 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
223	平成 25 年度生鮮果実価格形成要因分析調査（その 1）果実価格動向解析調査・果樹産地差別化戦略調査報告書	平成 26 年 3 月
227	平成 26 年度付加価値創造型果樹農業調査報告書	平成 27 年 1 月
228	平成 26 年度果樹産地発展要因解析調査報告書	平成 27 年 1 月
236	平成 27 年度果樹産地生産構造動向分析調査報告書	平成 28 年 1 月
238	平成 28 年度果樹生産構造分析調査報告書	平成 29 年 3 月

(3) なし花粉の利用実態調査（平成 28 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
241	平成 28 年度なしの安定生産に向けたなし花粉の利用実態調査報告書	平成 28 年 12 月

(4) 消費に関する調査（平成 24 ～ 28 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
218	平成 24 年度果実加工流通消費調査報告書－果物の消費に関するアンケート調査－	平成 25 年 1 月
222	平成 25 年度果物消費拡大・普及啓発手法確立調査報告書	平成 26 年 2 月
226	平成 26 年度果物の消費に関するアンケート調査報告書	平成 27 年 2 月
233	平成 27 年度果物の消費に関する調査報告書	平成 28 年 2 月
239	平成 28 年度果物の消費に関する調査報告書	平成 29 年 2 月

(5) 果樹農業研究会報告書（平成 24 ～ 28 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
219	平成 24 年度果樹経営構造動向調査（その 2）果樹農業研究会報告書	平成 25 年 3 月
224	平成 25 年度生鮮果実価格形成要因分析調査（その 2）果樹農業研究会報告書	平成 26 年 3 月
231	平成 26 年度大規模果樹経営実態調査（その 2）果樹農業研究会報告書	平成 27 年 3 月
232	平成 27 年度果樹産地生産構造動向分析調査（その 2）果樹農業研究会報告書	平成 28 年 2 月
237	平成 28 年度果樹生産構造分析調査（その 2）果樹農業研究会報告書	平成 29 年 3 月
242	果実輸出取引入門	平成 29 年 3 月

(6) 全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要（平成24～28年度）

番号	調査報告書名	発行年月
220	第14回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成25年3月
221	第15回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成26年3月
230	第16回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成27年3月
234	第17回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成28年3月
240	第18回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成29年3月

(7) 海外果樹農業情報（平成24～28年度）

番号	調査報告書名	発行年月
118	台湾における東日本大震災後の日本産果実等流通実態調査報告書	平成25年3月
119	中国におけるモモの生産・流通消費調査報告書	平成25年3月
120	世界の主要果実の生産概況2013年版	平成25年10月
121	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入に関する規制等に係る調査報告書	平成26年3月
122	世界の主要果実の貿易概況2013年版	平成26年3月
123	世界の主要果実の生産概況2014年版	平成26年10月
124	世界の主要果実の生産概況2015年版	平成27年3月
125	台湾における日本産果実の流通及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査報告書	平成27年3月
126	ニュージーランドの果樹農業及び日本食品事情と香港の日本食品・果実事情調査報告書	平成27年8月
127	海外の果樹産業ニュース 2015年度版	平成28年3月
128	台湾における日本産食品の輸入規制強化にともなう日本産果実の流通への影響に係る調査報告書	平成28年3月
129	海外の果樹産業ニュース 2016年度上期版	平成28年10月
130	世界の主要果実の生産概況2016年版	平成29年2月
131	世界の果樹産業ニュース 2016年度下期版	平成29年3月
132	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査	平成29年3月

16. 食育実践活動推進事業

[平成 24 年度]

(1) 成人男性参加型「ヘルシーメニュー教室」

開催日	実施会場	参加者
平成25年 2月15日(金)	東京都中央区銀座	1 回目(18:00～19:50) 19名 2 回目(20:00～21:50) 20名
2月20日(水)	福岡県福岡市博多区	1 回目(18:00～19:50) 14名 2 回目(20:00～21:50) 13名
2月21日(木)	愛知県名古屋市中村区	1 回目(16:00～17:50) 8名 2 回目(19:00～20:50) 18名
2月21日(木)	東京都千代田区丸の内	1 回目(18:00～19:50) 14名 2 回目(20:00～21:50) 20名
		合計 126名 うち 男性60名 女性66名

(2) 大学公開講座等で「スマート朝食講座」

開催日	実施大学	参加者
平成24年 12月20日(木)	鹿児島女子短期大学 (鹿児島市)	大学全体の1、2年生を対象。教員等も加わり 約450名。
12月22日(土)	相模女子大学 (相模原市)	栄養科学部・短期大学食物栄養学科の学生や市 民等、約60名(大荒れの天気)。
平成25年 1月11日(金)	名古屋学芸大学 (愛知県日進町)	管理栄養学部の1年生を対象。約180名。

17. 食育関係の独自の取組

(1) 「毎日くだもの200グラムメールマガジン」の発信

年度	号	配信回数
平成24年度	20号～41号	22回
平成25年度	42号～61号	20回
平成26年度	62号～83号	20回
平成27年度	84号～106号	22回
平成28年度	107号～129号	23回

(2) 果物に関する食育セミナー等の実施

開催日	実施大学	参加者
平成25年 11月15日	名古屋学芸大学	教員、学生等
平成26年 10月10日	名古屋学芸大学	教員、学生等約180名
平成27年 10月6・7日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生約80名
平成28年 1月8日	名古屋学芸大学	教員、学生等約180名
9月26日	金城大学（石川県）	福祉学科及び医療健康学部学生約80名
10月4・5日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生約80名
10月7日	名古屋学芸大学	管理栄養学部学生等約180名
10月26日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等約150名

(3) イベントへの出展

開催日	イベント名	開催場所
平成24年11月10-11日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	日比谷公園
平成25年11月8-9日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	明治公園
平成26年10月31日 - 11月1日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ
平成27年11月13-14日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ
平成28年11月11-12日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ

(4) ホームページの運営

平成24年4月～29年3月 ホームページ「果物ではじめる健康生活 毎日くだもの200グラム」の運営

18. その他

(1) 中央果実協会年度別予算・決算一覧(平成24～28年度)

項目	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	予算額	変更後予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	変更後予算額	予算額	変更後予算額	決算額
I 事業活動収支の部										
I 事業活動収入										
①基本財産運用収入										
基本財産運用収入	10,929,000	10,929,000	11,177,500	10,929,000	8,993,479	8,993,479	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,540
②特定資産運用収入										
損失補てん等準備金等運用収入	21,594,000	21,594,000	23,033,500	20,076,000	19,886,000	19,060,346	17,545,000	17,545,000	12,013,000	12,177,571
③補助金等収入	5,222,602,000	5,222,602,000	4,796,645,000	5,330,200,000	4,750,433,000	4,953,833,000	5,520,000,000	5,078,250,000	5,600,000,000	6,127,466,434
指定法人事業費補助金収入	5,222,602,000	5,222,602,000	4,796,645,000	5,330,200,000	4,750,433,000	4,953,833,000	756,579,000	314,829,000	797,845,000	245,507,000
公弊事業費補助金収入	—	—	—	—	—	—	4,763,421,000	4,763,421,000	4,802,155,000	5,354,493,000
農産物需要拡大対策事業費補助金収入	—	—	—	—	—	—	0	841,985,000	0	527,466,434
④返納金収入	0	0	2,888,441	0	2,794,552	0	100,000	27,425,459	100,000	43,710,627
⑤雑収入	100,000	100,000	110,513	100,000	24,610	37,358	100,000	648	100,000	72,880
雑収入	5,255,225,000	5,255,225,000	4,833,854,954	5,361,305,000	4,785,797,162	4,984,714,798	5,542,569,000	5,128,046,107	5,617,037,000	6,188,252,052
事業活動収入計										
2 事業活動支出										
①事業費支出	5,222,602,000	5,222,602,000	4,262,481,166	5,330,200,000	4,692,067,466	4,623,957,159	5,520,000,000	4,302,101,999	5,600,000,000	6,004,479,506
果樹経営支援対策事業費支出	2,683,041,000	2,807,200,000	2,236,465,381	2,751,189,000	2,572,796,779	2,544,754,623	3,043,167,000	2,368,035,286	3,064,301,000	3,127,841,264
果樹未収益期間支援事業費支出	1,500,000,000	1,800,000,000	1,460,798,557	1,500,000,000	1,666,240,202	1,632,353,396	1,621,400,000	1,600,060,891	1,639,000,000	2,085,269,928
果実計画生産推進事業費支出	30,713,000	24,100,000	24,023,957	34,126,000	22,748,396	21,331,981	34,126,000	17,630,701	34,126,000	19,364,625
緊急需給調整特別対策事業費支出	94,459,000	50,000,000	39,810,889	141,689,000	0	0	49,932,000	0	49,932,000	0
果計特別調整確保等対策事業費支出	43,303,000	0	0	43,303,000	0	0	33,807,000	0	33,807,000	0
自然災害被害軽減等加工利用促進等対策事業費支出	32,561,000	0	0	32,561,000	5,543,532	0	25,532,000	0	25,532,000	6,004,666
果実加工需要対応産地強化事業費	582,128,000	284,905,000	251,590,283	582,128,000	182,820,170	184,189,814	487,377,000	93,315,630	500,000,000	61,966,296
果実輸出支援強化事業費	—	—	—	—	—	—	—	—	27,548,000	16,540,882
〆の777 #構造改革特別対策事業費支出	83,498,000	83,498,000	82,657,000	63,698,000	63,698,000	63,698,000	63,698,000	63,698,000	63,698,000	63,698,000
果樹農業調査研究事業費支出	12,466,000	12,466,000	11,950,208	50,418,000	20,373,043	21,396,062	19,364,000	18,327,842	19,364,000	20,030,845
都道府県推進事務費支出	50,860,000	50,860,000	49,215,556	21,515,000	48,274,910	49,321,299	45,376,000	44,629,501	45,376,000	44,641,398
農産物需要拡大対策事業費支出	—	—	—	—	—	—	0	227,072	0	841,758,000
連携体制構築事業費支出	—	—	—	—	—	—	0	227,072	0	24,577,280
新商品開発等事業費支出	—	—	—	—	—	—	0	0	804,000,000	440,401,904

項目	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	予算額	変更後予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	変更後予算額
事務管理費支出	109,573,000	109,573,000	105,969,335	109,572,434	106,911,984	96,221,000	96,177,076	97,316,000	97,316,000	97,316,000
役員員給与支出	78,470,000	78,470,000	70,871,310	74,664,223	72,396,977	67,091,000	62,532,502	66,970,000	66,970,000	66,970,000
社会保険料支出	9,010,000	9,010,000	9,672,766	10,304,596	9,947,568	9,246,000	8,194,284	9,367,000	9,367,000	9,367,000
旅費交通費支出	1,094,000	1,094,000	1,548,640	1,553,100	1,906,606	2,449,000	1,755,420	2,449,000	2,449,000	2,449,000
事務費支出	20,999,000	20,999,000	23,876,619	23,050,515	22,660,833	17,435,000	23,694,870	18,530,000	18,530,000	18,530,000
②管理費支出	133,792,000	133,792,000	76,441,368	72,384,099	82,161,673	104,854,000	71,347,672	84,977,000	84,977,000	84,977,000
役員員給与支出	77,613,000	77,613,000	47,404,363	47,726,067	37,686,070	45,113,000	30,823,225	42,646,000	42,646,000	42,646,000
退職金支出	3,900,000	3,900,000	5,377,200	3,359,700	25,624,800	22,446,000	21,955,500	6,249,000	6,249,000	6,249,000
社会保険料支出	12,454,000	12,454,000	8,610,413	7,083,835	4,918,047	6,825,000	5,255,861	6,568,000	6,568,000	6,568,000
諸謝金支出	932,000	932,000	0	932,000	816,800	878,000	1,166,500	1,294,000	1,294,000	1,294,000
旅費交通費支出	13,755,000	13,755,000	4,376,994	4,929,380	3,789,522	7,467,000	4,032,820	7,209,000	7,209,000	7,209,000
事務費支出	25,138,000	25,138,000	10,672,398	9,285,117	9,326,434	22,125,000	8,113,766	21,011,000	21,011,000	21,011,000
③国庫返納金支出	0	0	537,052,275	0	332,666,456	100,000	803,800,532	100,000	100,000	100,000
事業活動支出計	5,356,394,000	5,356,394,000	4,875,974,809	4,825,611,651	5,038,785,288	5,624,954,000	5,177,250,203	5,685,077,000	5,685,077,000	5,685,077,000
事業活動収支差額	△ 101,169,000	△ 101,169,000	△ 42,119,855	△ 39,814,489	△ 54,070,490	△ 82,385,000	△ 49,204,096	△ 68,040,000	△ 68,040,000	△ 67,813,000
II投資活動収支の部										
1投資活動収入										
特定資産取崩収入										
損失補てん等準備金引当資産取崩収入	119,721,000	119,721,000	44,621,155	42,575,989	31,839,890	75,764,000	33,373,996	77,694,000	77,694,000	77,694,000
退職給付引当資産取崩収入	3,900,000	3,900,000	5,377,200	3,359,700	25,624,800	22,446,000	21,955,500	6,249,000	6,249,000	6,249,000
投資活動収入計	123,621,000	123,621,000	49,998,355	45,935,689	57,464,690	98,210,000	55,329,496	83,943,000	83,943,000	83,943,000
2投資活動支出										
特定資産取得支出										
退職給付引当資産取得支出	15,452,000	15,452,000	7,878,500	6,121,200	3,394,200	8,825,000	6,125,400	8,903,000	8,903,000	8,903,000
投資活動支出計	15,452,000	15,452,000	7,878,500	6,121,200	3,394,200	8,825,000	6,125,400	8,903,000	8,903,000	8,903,000
投資活動収支差額	108,169,000	108,169,000	42,119,855	39,814,489	54,070,490	89,385,000	49,204,096	75,040,000	75,040,000	75,040,000
III財務活動収支の部										
1財務活動収入										
2財務活動支出										
財務活動収支差額										
IV予備費支出	7,000,000	7,000,000	0	7,000,000	0	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000
当期収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227,000
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227,000

(注1) 都道府県推進事務費支出は、従来果樹農業調査研究事業費支出の内訳項目として計上されていたが、平成27年度からは独立の科目として計上。

(注2) 国産果実需要適応型取引手法実証事業費支出は、従来独立した科目として計上されていたが、平成28年度からは加工需要対応産地向け性強化事業費支出の内訳科目として計上。

(2) 国の関係予算一覧表

[平成24年度]

区 分	予算額	内 訳
	千円	
I 国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金		
1 果樹・茶支援対策事業推進費補助金	5,222,602	
(1) 果実計画生産推進事業費	(5,222,602)	
(2) 緊急需給調整特別対策事業費	30,713	
(3) 果汁特別調整保管等対策事業費	(24,100)	
(4) 果樹経営支援対策事業費	94,459	
(5) 果樹未収益期間支援事業費	(50,000)	
(6) 国産果実需要適応型取引手法実証事業費	43,303	
(7) 果実加工需要対応産地育成事業費	542,658	①新需要開発型 59,867 (23,730)
	(273,435)	②加工原料用果実価格安定型 106,318 (55,596)
		③品質向上・産地安定出荷型 344,817 (164,181)
		④果汁競争力強化型 31,656 (29,928)
(8) パインアップル構造改革特別対策事業費	83,498	
(9) 自然災害被害果実利用促進等対策事業費	32,561	
(10) 調査研究事業費	(0)	
	63,326	①果樹農業情報収集・提供事業費
		ア国内調査費 7,388
		イ果樹産地経営構造状況調査費 5,388
		ii 果実加工流通消費状況調査費 2,000
		イ海外調査費 5,520
		②推進交付金 50,418
(11) 事務管理経費	109,573	
(12) 特認事業	-	

() は変更後予算額

[平成25年度]

区 分	予算額	内 訳
	千円	
I 国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金		
1 果樹・茶支援対策事業推進費補助金	5,330,200	
(1) 果実計画生産推進事業費	34,126	
(2) 緊急需給調整特別対策事業費	141,689	
(3) 自然災害被害果実緊急対策事業	75,864	①自然災害被害果実加工利用促進等対策事業 32,561
		②果汁特別調整保管等対策事業 43,303
(4) 果樹経営支援対策事業費	2,751,189	
(5) 果樹未収益期間支援事業費	1,500,000	
(6) 国産果実需要適応型取引手法実証事業費	39,470	
(7) 果実加工需要対応産地育成事業費	542,658	①新需要開発型 59,867
		②加工原料用果実価格安定型 106,318
		③品質向上・産地安定出荷型 344,817
		④果汁競争力強化型 31,656
(8) パインアップル構造改革特別対策事業費	63,698	
(9) 調査研究事業費	71,933	①果樹農業情報収集・提供事業費
		ア国内調査費 17,212
		イ果樹産地経営構造状況調査費 8,711
		ii 生鮮果実価格形成要因分析調査 5,501
		iii 果実消費拡大・普及啓発手法確立事業費 3,000
		イ海外調査費 4,303
		②推進交付金 50,418
(11) 事務管理経費	109,573	
(12) 特認事業	-	

[平成28年度]

区 分	予算額	内 訳	
	千円		
I 国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金			
1 果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金	5,600,000		
	(5,600,000)		
(1) 果樹経営支援対策事業費	3,064,301		
	(3,158,549)		
(2) 果樹未収益期間支援事業費	1,639,000		
	(2,097,090)		
(3) 調査研究事業費	19,364	①果樹農業情報収集・提供事業費	
		ア国内調査費	16,720
		i 果樹産地生産構造分析調査	4,300
		ii 全国果樹技術・経営コンクール	3,200
		iii 果樹農業研究会	1,500
		iv なし花粉輸入多角化調査	4,720
		v 果樹の消費に関するアンケート調査	3,000
		イ海外調査費	2,644
(4) 果樹対策推進事務費	79,490		
(5) 果実計画生産推進事業費	34,126		34,126 (19,365)
	(19,365)		
(6) 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等 対策事業	109,271	①緊急需給調整特別対策事業	49,932 (0)
	(6,005)	②果汁特別調整保管等対策事業	33,807 (0)
		③自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	25,532 (6,005)
(7) 果実加工需要対応産地強化事業費	500,000	①加工原料安定供給連携体制構築事業	423,193 (64,077)
	(73,077)	ア国産加工用果実の安定供給体制の検討	384,203 (30,050)
		イ国産果実の需要に適応した取引手法の検討	38,990 (34,027)
		②国産果汁競争力強化事業	31,656 (0)
		③加工専用果実生産支援事業	45,151 (9,000)
(8) 果実輸出支援強化事業費	27,548	①果実輸出効率化支援事業	13,688 (10,160)
	(20,160)	②果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	13,880 (10,000)
(8) パインアップル構造改革特別対策事業費	63,698		
(9) 指定法人等事務管理経費	63,202	①都道府県推進事務費	45,376
		②事務管理経費	17,826
(12) 特認事業	-		

() は変更後予算額

注) 1 果実等生産出荷安定対策事業推進費補助金 → 果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金に補助金名変更

(3) 中央果実協会基本財産

(平成29年3月31日現在)

区 分	金 額
国 庫 補 助 金	300,000 千円
自 己 財 源	239,660
合 計	539,660

(4) 団体からの寄託金

(平成29年3月31日現在)

協 会 名	寄 託 金 額
日本園芸農業協同組合連合会	107,210 千円
全国農業協同組合連合会	41,260
社団法人日本果汁協会	16,000
日本蜜柑缶詰工業組合	30,000
全国青果物移出業協会	5,000
社団法人日本パインアップル缶詰協会	700
ホクレン農業協同組合連合会	200
静岡県経済農業協同組合連合会	4,410
愛知県経済農業協同組合連合会	1,250
和歌山県農業協同組合連合会	4,290
広島県果実農業協同組合連合会	2,460
高知県園芸農業協同組合連合会	2,550
佐賀県農業協同組合	3,140
宮崎県経済農業協同組合連合会	5,100
熊本県果実農業協同組合連合会	4,290
鹿児島県経済農業協同組合連合会	4,050
合 計	231,910

(5) 道県基金協会への出資金

(平成29年3月31日現在)

協 会 名	出 資 金 額
北海道青果物価格安定基金協会	20,000 千円
青森県青果物価格安定基金協会	30,000
岩手県農畜産物価格安定基金協会	15,000
秋田県青果物価格安定基金協会	30,000
山形県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
福島県青果物価格補償協会	27,500
神奈川県果実生産出荷安定基金協会	45,000
山梨県青果物経営安定基金協会	15,000
静岡県果実生産出荷安定基金協会	17,500
長野県果実生産出荷安定基金協会	52,500
愛知県園芸振興基金協会	45,000
三重県青果物価格安定基金協会	28,000
和歌山県果実生産出荷安定基金協会	50,000
鳥取県果実生産出荷安定基金協会	15,000
広島県果実生産出荷安定基金協会	50,000
山口県青果物生産出荷安定基金協会	40,000
徳島県園芸振興資金協会	50,000
香川県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
愛媛県園芸振興資金協会	50,000
高知県青果物価格安定基金協会	30,000
ふくおか園芸農業振興協会	50,000
佐賀県園芸農業振興基金協会	50,000
長崎県園芸農業経営安定基金協会	50,000
熊本県果実生産出荷安定基金協会	62,000
大分県果実生産出荷安定基金協会	50,000
宮崎県果実生産出荷安定基金協会	50,000
鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
沖縄県園芸農業振興基金協会	15,000
合 計	1,087,500

(6) 中央果実協会評議員・役員・職員

① 評議員名簿

(任期：平成28年6月21日から就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

上 田 實	元熊本県農政部次長
川 上 博 志	一般社団法人 日本果汁協会会長理事
小 越 慎 介	全国農業協同組合連合会愛媛県本部県本部長
倉 重 徳 也	全国農業協同組合連合会福岡県本部県本部長
小 高 良 彦	穀物乾燥貯蔵施設協会理事長
後 藤 和 雄	全国農業協同組合連合会山形県本部県本部長
坂 野 雅 敏	一般社団法人全国農業改良普及支援協会会長
鈴 木 忠	日本園芸農業協同組合連合会代表理事専務
染 英 昭	公益社団法人大日本農会会長
柘 植 茂 晃	一般社団法人 日本パインアップル缶詰協会専務理事
内 藤 英 代	元消費科学連合会企画委員
萩 原 正 明	一般財団法人 長野県果樹研究会会長
吉 田 企 世子	女子栄養大学名誉教授

② 役員名簿

(任期：平成28年6月21日から就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

理 事 長	弦 間 洋	筑波大学名誉教授
副 理 事 長	小 栗 邦 夫	元一般社団法人 J F T D 事務局長
常 務 理 事	今 井 良 伸	元復興庁岩手復興局長
理 事	井 上 誠 一	全国青果物移出業協会会長
理 事	太 田 修	全国農業協同組合連合会青森県本部県本部長
理 事	加 納 洋 二 郎	日本蜜柑缶詰工業組合理事長
理 事	駒 村 研 三	一般社団法人 日本果樹種苗協会専務理事
理 事	櫻 井 研	元日本大学生物資源科学部講師
理 事	下 林 茂 文	紀北川上農業協同組合代表理事組合長
理 事	鈴 木 敏 行	東京シテイ青果株式会社代表取締役社長
理 事	寺 崎 利 子	元全国学校給食研究会会長
理 事	馬 場 正	東京農業大学農学部農学科教授
理 事	早 川 潔	元日本農業新聞論説委員
理 事	藤 原 葉 子	お茶の水女子大学基幹研究院教授
監 事	海 野 浩 史	日本園芸農業協同組合連合会参事
監 事	露 木 洋 一	元神奈川県湘南地域県政総合センター副所長

③ 職員名簿

平成29年3月31日現在

総 務 部 長	北 島 秋 吉
指 導 部 長	佐 野 資 郎
需要促進部長	丸 山 恵 史
情 報 部 長	藤 定 光 太 郎
審 議 役	田 中 茂 雄

審	議	役	中	谷	政	雄
審	議	役	竹	原	敏	郎
審	議	役	大	澤	慶	幸
審	議	役	長	谷	川	美
經	理	主	紺	野	小	百
職		任	馬	場	裕	子
		員				

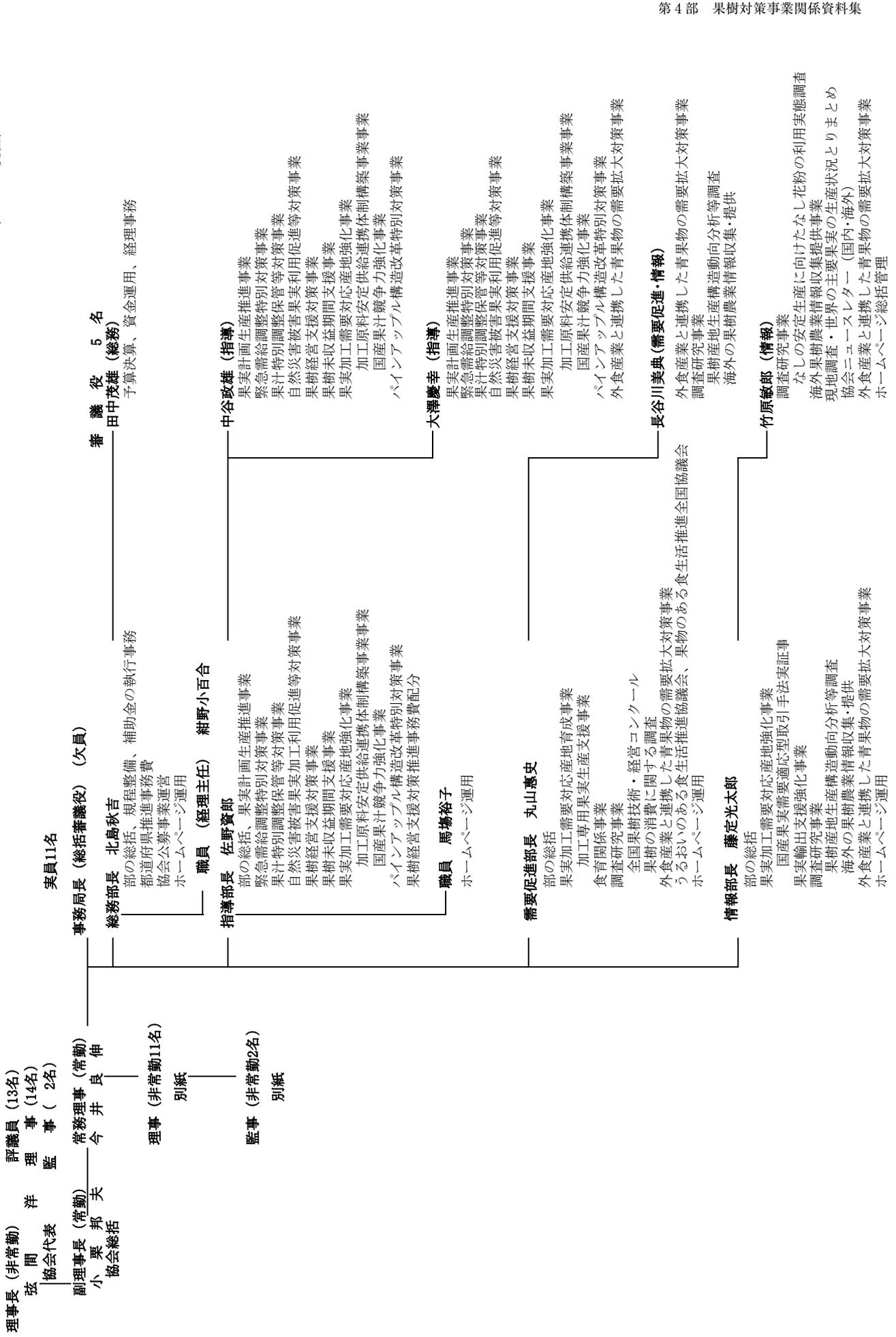
④ 役職員の變遷（平成20年～28年）

年	20	21	22	23	24	25	26	27	28
理事 長	(18.6.26より) 古國 隆						[6.20] (6.20) 弦間 洋		
副理 事 長	(20.4.1より) 染 英昭						[6.20] (6.20) 黒木 幾雄		[6.21] (6.21) 小栗 邦夫
専務 理 事	(欠)	(21.7.18より) 中山 尊裕					[6.20]→(廃止)		
常務 理 事	(18.11.1より) 井上 直聖	[7.17] (21.9.10) 佐藤 典良					[6.20] (6.20) 岩元 明久		[6.21] (6.21) 今井 良伸
監 事	(20.7.1より) 渡木 洋		[7.17] (7.17) 永見 健一				[6.20]→(非常勤～)		
事務局 長	(18.5.1より) 伊藤 英明								
総務 部 長	(20.4.1より) 齊藤 勉						[3.31] (4.1) 北島 秋吉		
指導 部 長	(19.5.1より) 森崎 育男				[4.30] (5.1) 小林 慎一	[6.30] (7.1) 福田 豊治	[6.30] (7.1) 岩下浩太郎		[4.17] (4/18) 佐野 資郎
調整 部 長	(欠)		(4.1) 小林 慎一		[4.30]→(欠)				
情報 部 長	(19.8.1より) 小平 基						[3.31] (4.21) 藤定光太郎		
需要促進部長	(17.4.1より) 野田 知広		[4.30] (5.1) 原田 都夫					[5.31] (6.16) 丸山 恵史	
審 議 役	(19.7.1より) 吉原 和雄						[7.31] (8.1) 田中 茂雄		
	(17.4.1より) 金子 藏	[6.10] (6.11) 山形 澄夫			[4.30]	(5.1) 北島 秋吉			
	(20.9.16より) 合田 利見		[3.31]		[4.30]	(6.3) 森崎 育男		[6.15] (8.17) 佐野 資郎	(5.23) 大澤 慶幸
	(20.4.16より) 片山 恵之	[9.3]						(6.1) 竹原 敏郎	
	(18.4.1より) 原田 都夫			(4.26) 高橋 則康			(5.12) 中谷 政雄		
職 員	(19.4.1より) 駒村 研三	[6.23] (6.24) 吉田 幸二				[5.31]			(4.1) 長谷川美典
	(19.7.14より) 岩下浩太郎							[5.31]	
	(昭61.1.1より) 中浦マキコ								
	(2.1.1より) 紺野小百合								
臨時 職 員	(17.3.1より) 馬場 裕子								
	(21.4.1) 渡邊洋一郎			[3.31]	(4.1) 中澤 健雄	[3.31]	(10.1) 中澤 健雄	[3.31]	
						(6.1) [10.31] 岩田 幸二	(4.1) [8.31] 齊藤 勉		

注：()は就任年月日、[]は退任年月日

⑤ (公財)中央果実協会組織図

(29. 3. 31現在)



第4部 果樹対策事業関係資料

(7) 公益財団法人中央果実協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定果実（果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業並びに一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県の区域において果実の生産及び出荷に関する事業を協会と連携して行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対する助言、指導、その他の援助
- (2) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業
- (3) 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業
- (4) 果実及び果樹農業についての情報の収集及び提供に関する事業
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 協会は、当分の間、前項に規定する事業のほか、国産青果物（国産の野菜及び果実をいう。）を原料とした新商品の開発を推進する取組等を支援する事業を行う。

3 前2項に規定する事業については、本邦において行うものとする。ただし、第1項第4号に掲げる事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 協会の資産は、基本財産、事業資金及び普通財産とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号

に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産
- (2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業資金)

第7条 事業資金は、第4条に掲げる事業に係る政府からの補助金その他の業務方法書で定める資金をもって構成する。

(普通財産)

第8条 普通財産は、基本財産及び事業資金以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 協会の資産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(寄託金)

第10条 協会は、この法人の財政基盤の強化のため、寄託金を預かることができる。

2 前項の寄託金の管理及び処分の方法は、評議員会の決議により別に定める寄託金規程によるものとする。

(借入金)

第11条 協会は、第4条に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、その事業年度内において一時借入れをすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第12条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない
- 4 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第16条 協会に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 同一業界の関係者の占める割合は、評議員の総数の2分の1を超えないものであること。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が45万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

- (2) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 寄託金規程
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第29条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
 - (2) 監事2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 理事長及び副理事長を代表理事とする。
- 4 常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会の決議によって代表理事の中から理事長及び副理事長を選定する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 同一業界の関係者の占める割合は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事の職務及び権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告する。

- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第38条 理事長は、理事会の開催の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
- (3) 業務方法書の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 代表理事の中から理事長及び副理事長の選定
- (7) 理事長、副理事長、常務理事の職務権限規程の決定
- (8) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第8章 業務の執行

(業務方法書)

第43条 この定款に定めるもののほか、事業の執行に関する事項その他業務運営に必要な事項は、業務方法書をもって定める。

2 業務方法書は、理事会において定める。これを変更しようとするときも同様とする。

(業務実施規程)

第44条 法第4条の5に基づき、理事長は、法第4条の4第1号に掲げる事業を実施しようとするときには、業務実施規程を作成し、理事会の議決を経た上で農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業計画及び収支予算の農林水産大臣の承認)

第45条 法第4条の6第1項に基づき、理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を経た上で、事業計画及び収支予算について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣への提出)

第46条 法第4条の6第2項に基づき、理事長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、評議員会への報告又は承認を経た上で、事業報告書及び収支決算書について農林水産大臣に提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第48条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則（平成28年3月18日変更）

この定款は、平成28年3月18日から施行する。

(8) 公益財団法人中央果実協会業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人中央果実協会（以下「本会」という。）が行う業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、農林水産省その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

(業務)

第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、果樹農業好循環形成総合対策等実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人（以下「都道府県法人」という。）に対する出資
- (2) 都道府県法人が行う果実計画生産推進事業に必要な資金の造成に対する補助
- (3) 緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (4) 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業の実施
- (5) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が必要と認める業務
- (6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

2 本会は、定款第4条第2項に基づく業務として、外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2361号農林水産事務次官依命通知。以下「連携要綱」という。）、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2362号・27政統第425号農林水産省生産局長、政策統括官連名通知。以下「連携要領」という。）に基づき、国産青果物（野菜及び果実）の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により、国産青果物を原料とした新商品の開発を推進する取組等を支援する業務を行う。

第2章 資産の管理等

(管理費等の支弁の方法)

第4条 本会の管理費には、定款第45条で定める収支予算において損失補てん等準備金を充てることができるものとする。

第3章 出資

(出資の方法)

第5条 本会は、都道府県法人に対して出資することができる。

2 本会は、都道府県法人から前項の出資金の交付申請があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

(出資の際に附する条件)

第6条 本会は、前条第2項の交付の決定を行う場合には、次の条件を附するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、要綱、要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 出資金の交付を受けたときは、出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならないこと。
- (3) 当該出資金の交付を受けた会計年度の翌会計年度の4月5日までに出資金等造成事業実績報告書を本会に提出しなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会の理事長が出資金の交付の目的を達成するために必要と認める要件

(出資金の総額)

第7条 本会からの一の都道府県法人に対する出資金の総額は、予算の範囲内で、当該都道府県法人の会員のうち本会以外の会員が出資した総額に相当する額を限度とする。

2 本会は、前項の出資を2事業年度に分割して行うものとする。

(出資金の返れい)

第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、生産局長と協議の上、出資金の全部又は一部を返れいさせることができる。

- (1) 都道府県法人が第6条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 都道府県法人が要綱に掲げる事業を実施しなくなったと認められる場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、本会が出資していることが適切でないとして認められるに至った場合

(加算金)

第9条 本会は、前条第1号の場合に該当するものとして、都道府県法人に対し出資金の返れいを命じた場合には、その命令に係る出資金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該出資金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

第4章 果実需給安定対策

(推進指導)

第10条 本会は、要綱第2の果実需給安定対策について、生産局長から適正生産出荷見通しの通知があった場合及び全国の段階に設置された生産出荷団体の代表等で構成する果実生産出荷安定協

議会（以下「全果協」という。）から全国生産出荷目標の通知があった場合には、速やかに都道府県法人に通知するものとする。

- 2 本会は、前項のほか、全国の計画的生産出荷の取組の実施状況の把握及び指導の推進に努めるとともに、関係機関に対し、本対策の適切な実施に必要な情報の提供を行うものとする。

第5章 交付準備金の造成に対する補助

第1節 総則

（交付準備金の造成に対する補助）

第11条 本会は、都道府県法人が行う果実計画生産推進事業に必要な資金（以下「交付準備金」という。）の造成につき補助する。

- 2 本会は、前項の補助金の交付を受けようとする都道府県法人から要綱第2の6の(1)のウの果実計画生産推進基本計画（以下「基本計画」という。）の提出があった場合において、次の要件をみたすときは、速やかにこれを承認するものとする。基本計画を変更する場合も同様とする。

- (1) 本会の事業計画に即していること。
- (2) 第12章の業務実施方針及び業務実施規程に即していること。

- 3 本会は、前項の承認を行ったときは、その旨を生産局長に報告するものとする。

- 4 本会は、都道府県法人から第1項の補助金の交付申請があった場合において、申請の内容が次の要件をみたすときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

- (1) 基本計画に即していること。
- (2) 実施に必要な負担金等の納付が行われていること、又は納付が確実と見込まれることを証する書類が添付されていること。

- 5 本会は、前項の規定により、補助金の交付の決定を行ったときは、生産局長に報告するものとする。

（補助金交付の際に附する条件）

第12条 本会は、前条第4項の交付の決定をする場合には、次の条件を附するものとする。

- (1) 適正化法、施行令、規則、要綱、要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 交付準備金造成費補助金の交付を受けた場合は、速やかに交付準備金の口座に繰り入れなければならないこと。
- (3) 交付準備金を造成した実績を、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日までに本会に報告しなければならないこと。
- (4) 補給金を交付した実績を、事業実施期間及び業務対象年間の終了後速やかに本会に提出しなければならないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件

（補助金の返還）

第13条 本会は、都道府県法人が、交付された補助金の扱いに関し前条第1号の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯した場合には、生産局長と協議の上、当該都道府県法人に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金)

第14条 本会は、前条に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

(交付準備金の運用益の用途)

第15条 本会は、都道府県法人から交付準備金の運用により生じた利益の用途について協議を受けた場合、適正と認められるときは、これを承認する。

第2節 果実計画生産推進事業

(事業の内容)

第16条 果実計画生産推進事業は、都道府県法人が、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）の計画的生産出荷を促進するため、次に掲げる措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し補給金を交付する事業とする。

- (1) 計画的生産出荷の指導
- (2) 要綱第2の4の(2)のアに該当して、うんしゅうみかんについての生産出荷安定指針又はりんごについての生産出荷指導指針が策定された場合の計画的生産の促進

(補助金の額)

第17条 本会が都道府県法人の資金造成に対して交付する補助金の額は、当該都道府県法人が補給金の交付に充てるために本会以外の者からの負担金及び補助金により造成した資金の額と、第12章に規定する業務実施方針及び業務実施規程（その実施細則を含む。）に定めるところによる限度額とのいずれか低い額を限度とする

(補給金の対象経費等)

第18条 補給金の対象経費については、実施細則で定める。

(業務方法書)

第19条 本会は、都道府県法人からこの事業の実施に係る業務方法書の届け出を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときは、これを受理するものとする。

- (1) 果実計画生産推進基本計画に関する事項
- (2) 果実計画生産推進計画に関する事項
- (3) 負担金の納付に関する事項
- (4) 果実計画生産推進資金の区分経理に関する事項
- (5) 補給金の交付に関する事項
- (6) その他この事業の実施に必要な事項

第6章 事業の実施に対する補助等

第1節 総則

(事業の実施に対する補助等)

第20条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他生産局長が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する都道府県法人又は本会が認める者に対して補助する。

2 前項の事業を実施しようとする者は、要綱の定めるところにより、事業実施計画を本会、都道府県法人又は本会が認める者に提出するものとする。本会は、提出された計画（都道府県法人又は本会が認める者に提出されて本会に協議された事業実施計画を含む。）が、本会の事業計画に即したものであると認められるときは、生産局長と協議の上、これを承認するものとする。

3 本会は、自ら第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画について生産局長と協議するものとする。

4 前2項の規定は、事業実施計画を変更する場合について準用する。

(規定の準用)

第21条 第11条から第14条までの規定は、本章の補助に準用する。

(事業の内容等)

第22条 第20条第1項に掲げる事業の内容等は、次節から第9節まで、第7章、第8章及び第10章に規定するとおりとし、補助対象経費、補助率等については、実施細則で定めるものとする。

(事業実績の報告)

第23条 本会は、事業終了後、事業の実施者から直接又は都道府県法人等を通じて提出される事業の実績の報告及び自ら実施した事業の実績の報告を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第24条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地を育成するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(要領第2の1の(1)のアの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等(都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節、第3節及び第13章において「都道府県法人等」という。)とする。

(支援対象となる担い手)

第25条 要領第2の1の(1)のイの表(1)の支援対象者の欄の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。)その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者

であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(本会が特認する支援対象者)

第26条 要領第2の1の(1)のイの表の(1)の支援対象者の欄の④の「要綱第3の1の事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約（継続して8年以上の期間を有するものに限る。）を締結することが確実な農地に係る取組を行うと本会が認める者をいうものとする。

2 要領第2の1の(1)のイの表の(2)の支援対象者の欄の③の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと本会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第27条 整備事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のアの改植又は高接の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 優良品目・品種への転換の改植とは、果樹の樹体を根元から切断（以下「伐採」という。）し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種（要領第2の1の(1)のイ又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目又は品種をいう。以下同じ。）の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合（以下「移動改植」という。）、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実に行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合（以下「補植改植」という。）及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植（ただし第3節を除く。）とみなす。

イ 優良品目・品種への転換の高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

ウ うんしゅうみかんの早生種及び極早生種を転換先とする場合は、転換元をうんしゅうみかんの早生種及び極早生種に限るものとする。また、原則として、早生種から極早生種への転換は対象としない。

エ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、りんごのわい化栽培その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など実施細則に定める場合にあってはこの限りではない。

オ 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

カ 補植改植を行う場合にあっては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のイの取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であって、舗装等を施し、スピードスプレヤー、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備する

ものとする。

イ 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知)に準じて行うものとする。この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 廃園(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。

イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水施設の整備(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。)は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。

(5) 本会特認事業(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により本会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。)は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽(以下「特認植栽」という。)

ウ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備

エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽(以下「新植」という。)

(推進事業)

第28条 推進事業(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。)は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築(要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平

成 25 年法律第 101 号。以下「中間管理事業法」という。) 第 4 条に規定する農地中間管理機構をいう。以下以下同じ。) との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

- (3) 大苗育苗ほの設置 (要領第 2 の 1 の (1) のイの表の支援の対象となる取組の欄の (2) のウの取組をいう。以下同じ。) は、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための大苗育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

- (4) 新技術等の導入支援 (要領第 2 の 1 の (1) のイの表の支援の対象となる取組の欄の (2) のエの取組をいう。以下同じ。) は、次によるものとする。

ア 新技術等の導入支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野とのマッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ICT 機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した異分野の新技術の実証を行う場合に導入するものとする。

イ 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。

- (5) 販路・ブランド化開拓の推進強化 (要領第 2 の 1 の (1) のイの表の支援の対象となる取組の欄の (2) のオの取組をいう。以下同じ。) は、次によるものとする。

ア 販路開拓の推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化 (他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。) の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。

イ 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。

ウ ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証 (要領第 2 の 1 の (1) のイの表の支援の対象となる取組の欄の (2) のカの取組をいう。以下同じ。) は、次によるものとする。

ア 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病害虫防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレーサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

- (7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進 (要領第 2 の 1 の (1) のイの表の支援の対象となる取組の

欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。)は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

(関係機関等との調整)

第29条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

(推進指導体制等)

第30条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 要綱第3の1の(6)のアの(イ)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、都道府県法人等は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 要綱第3の1の(6)のアの(ウ)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。
- (4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。
- (5) 要領第2の1の(5)により支援対象者からチェックシートの提出があつた場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会がチェックシートの提出を受けるものとする。
- (6) 産地パワーアップ事業(産地パワーアップ事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知)に定める事業をいう。以下同じ。)が実施されるに際し、本会は、基金管理団体(産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。)に対し、必要な助言等を行うものとする。また、都道府県法人等は、都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件)

第31条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、廃園を行う果樹園については、この限りではない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹

園、又は、新植を行う土地、移動改植先の土地、廃園見合いの改植先の土地にあってはこの限りではない。

- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

（整備事業実施の要件）

第3条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 要領第2の1の(2)のア及びイに掲げる要件。ただし、実施細則に定める場合にあってはイに掲げる要件については、この限りではない。

- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（廃園の取組を除く）。

ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（特認植栽の改植先及び新植の場合に限る。）であること。

イ 農地中間管理機構が保全管理している土地であること。

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の欄の「事業実施主体」として本会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあっては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

- (3) 改植、高接、廃園、土壌土層改良、特認植栽又は新植を実施する場合にあっては実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。ただし、自然災害による被害を受けた場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。

- (4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。

ア 都道府県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目について、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。

イ 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。

- (5) 新植を実施する場合にあっては、次の全ての要件をみたしていること。ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

ア 種苗法に基づく品種登録から概ね10年以内の品種又は産地での栽培実績が概ね10年以内の品種（実施細則に定める優良系統を含む。）であって、産地計画に新植の対象品種として記載されていること。

イ 新植を実施することにより当該産地における当該品目の事業実施年度の前年度の栽培面積を上回らないこと。

- (6) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水施設の整備、及び特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。

- (7) 廃園を実施する場合にあっては、産地計画に定める産地の範囲内における廃園面積と同等以上の面積の果樹園が、原則として廃園の実施年度の翌年度までに、産地内（同一都道府県内の他の産地協議会との間で調整を行う場合にあっては調整先の産地内を含む。）の担い手に集積されることが確実であること。ただし、極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、この限りではない。

- (8) 極早生うんしゅうみかんを植栽してある果樹園を廃園する場合にあっては、当該品種が産地計

画に廃園の対象である旨、位置づけられていること。

- (9) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として重機を用いた土木工事であること。
- (10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。
 - ア 国の補助事業による整備が困難であること。
 - イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。
 - ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

(推進事業実施の要件)

第33条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が要領第2の1の(2)のアに掲げる要件を満たしていること。
 - (2) 事業の支援を受けようとする者が要領第2の1の(2)のウに掲げる要件を満たしていること。ただし、実施細則に定める場合にあつては、この限りではない。
 - (3) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
- 2 要領第2の1の(2)のエの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは本会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済の加入率が、当該推進事業を実施する者の主たる事務所が所在する都道府県の加入率以上でない場合にあつては、果樹共済の加入率向上を目標として加入推進体制が整備され、加入推進を図るための活動計画や加入目標について関係者の合意形成を行う等により加入率向上のための取組が行われているものとする。

(整備事業の実施計画の手続き)

第34条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、要綱第3の1の(7)により整備事業に係る果樹経営支援対策事業整備実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、第43条により当該整備事業実施計画について事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、整備事業実施計画を都道府県法人等に提出する。
- (5) 都道府県法人等は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、本会と協議するものとする。なお、この場合において、本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。
- (6) 本会は、前号の都道府県総括表(本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を含む。)の提出があり、本会の事業計画に即していると認められる場合は、必要に応じ事

業規模等について都道府県法人等と調整した上で、都道府県総括表の協議についての回答又は本会特認事業若しくは本会特認団体についての承認を行うものとする。

- (7) 本会は、前号の回答又は承認をしたときは、速やかに都道府県法人等に通知するとともに、生産局長に報告するものとする。
- (8) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (9) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第1号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
- (10) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合（農地中間管理機構を含む。）は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (11) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができる。
- (12) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち都道府県法人等と本会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
 - ア 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
 - ウ ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加

（推進事業の実施計画の手続き）

第35条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者（以下「推進事業支援対象者」という。）は、要綱第3の1の(7)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進事業実施計画（以下「推進事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等、本会による承認等の手続きは、前条第5号から第8号及び第11号に準じて行うものとする。
- (4) 都道府県法人等は、前条第8号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第1号の推進事業支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
 - ア 事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
 - イ 推進事業に掲げる事業メニューの中止

（本会特認事業及び本会特認団体の精査）

第36条 第34条又は第35条において、本会が、本会特認事業、本会特認団体として承認する場

合にあつては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第37条 第34条又は第35条において、産地協議会が都道府県法人等に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあつては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第38条 要綱第3の1の(8)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を都道府県法人等に提出するものとする。この場合、支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を經由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があつたときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があつたときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を經由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
- (6) 第1号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)

第39条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第5号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、都道府県法人等にその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工することができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(整備事業の施行)

第40条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として3者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第41条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼補助金支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第44条に定めるところにより、事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表とともに都道府県法人等に提出するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において、速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号により本会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を經由して、又は直接、整備事業支援対象者に通知するとともに、前号による補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を經由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 都道府県法人等は、第5号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (10) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ生産局長に報告するものとする。

（推進事業の実績報告及び補助金の交付）

第42条 推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。

- (6) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域とするなどの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (7) 都道府県法人等は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (8) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

(産地協議会による事前確認)

第43条 第34条第3号の産地協議会による事前確認は次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が要領第2の1の(1)のイの表の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第25条の規定に留意するものとする。
- (2) 第31条の対象果樹園の要件及び第32条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第44条 第41条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、改植又は廃園が実施された面積、定率（要領第2の1の(1)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。
- (3) 第32条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合においては、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第45条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第27条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、都道府県法人等に報告するものとする。

(廃園実施後の確認)

第46条 廃園を実施した産地の産地協議会は、廃園の実施年度の翌々年度に、第32条第7号の要件を満たすことについて確認を行い、都道府県法人等に報告するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第47条 第43条から前条の確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあつては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実

施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園)等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会(産地協議会が設立されていない産地にあつては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。)に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第43条から前条までの規定に準じるものとする。

(補助金交付果樹園)

第48条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第44条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第49条 要領第2の1の(1)のイの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第44条第2号により確認された果樹園の面積(㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。)ごとに、実施細則に定める助成単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第50条 支援対象者は、第38条、第41条及び第42条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(推進事務費)

第51条 推進事務費(要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、実施細則で定めるものとし、交付対象者は都道府県法人等及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 都道府県法人等の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする都道府県法人等は、推進事務に係る実施計画(以下、「推進計画」という。)を本会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、前号の承認をした場合は、速やかに都道府県法人等に通知するものとする。

ウ 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書(以下、「推進事務費交付申請書」という。)を本会に提出するものとする。

エ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。

オ 都道府県法人等は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

カ 本会は、前号により実績報告兼支払請求書の提出があつたときは、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに推進事務費に係る補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。

(2) 産地協議会の推進事務費

- ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を都道府県法人等に提出するものとする。
- イ 都道府県法人等は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、本会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。
- ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を都道府県法人等に提出するものとする。
- エ 都道府県法人等は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書を取りまとめて、本会に提出するものとする。
- オ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- カ 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。
- キ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、都道府県法人等に提出するものとする。
- ク 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書を取りまとめて、速やかに本会に提出するものとする。
- ケ 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- コ 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

- 第52条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。
- 2 当該指標ごとに付与すべきポイント等については、本会が別に定めるものとする。
- 3 産地協議会は、実施細則に定める様式により、第1項に掲げる指標に係るデータを作成し、第34条第4号において、都道府県法人等に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。
また、都道府県法人等は、同条第5号の都道府県法人等から知事及び本会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に配分するものとする。

(果樹共済への加入等による果樹経営の安定化)

- 第53条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

(整備事業実施果樹園の継続的・安定的利活用)

第54条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

(関係様式)

第55条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業の内容等)

第56条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、競争力の高い産地の育成を強化するため、支援対象者(要領第2の2の(1)のアの支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は要領第2の2の(1)のアの(エ)若しくは(オ)の取組により改植(補植改植を除く。)、特認植栽又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第24条第2項の実施者とする。

(支援の対象となる取組)

第57条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第58条 本事業の支援を受けようとする者(要領第2の2の(1)のアの(エ)及び(オ)の支援対象者を除く。以下、第59条及び第60条において同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合を除き、第34条の手続きと一体的に行うものとする。なお、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手続きを第34条の手続きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第59条 要綱第3の2の(6)の補助金交付の申請の手続きは、第38条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアの(ウ)の支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第58条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第60条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手続きは、第41条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、要領第2の2の(1)のアのウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第58条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

(補助金の額)

第61条 支援対象者ごとの補助金の額は、第57条第1号の改植等の園地ごとの面積に、実施細則に定める助成単価及び要領第2の2の(1)のイの支援対象期間の4年間(要領第2の2の(1)のイの場合にあっては、改植等の後に農地中間管理機構による保全管理が行われた年数(1年に満たない日数は、これを切り捨てて得た年数。)を減じた年数。)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

(補助金交付事務の委任)

第62条 支援対象者は、第59条及び第60条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(東日本大震災関連に係る改植に係る手続き)

第63条 要領第2の2の(1)のアのエ及びウの取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、果樹未収益期間支援事業対象者申告書(以下「申告書」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、支援対象者から提出された申告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、申告書及び東日本震災交付金実施要綱第6の1の事業実施状況報告等の写しと併せて、果樹未収益期間支援事業対象者協議書兼補助金交付申請書兼補助金支払請求書(以下「未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書」という。)に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から提出された未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (4) (1)において、支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に申告書を提出するものとし、この場合、産地協議会が(2)の産地総括表を作成するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、(3)により産地協議会から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、果樹未収益期間対策事業対象者として確認するとともに、補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、果樹未収益期間対策事業対象者として承認するとともに、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会及び生産出荷団体、又は産地協議会を経由して、支援対象者に通知するものとする。また、前号による補助金の交付があった場

合は、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(8) 都道府県法人等は、(5)で作成した都道府県総括表により、実績報告を知事に行うものとする。

(9) 本会は、(6)で確認した果樹未収益期間支援事業対象者を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

(関係様式)

第64条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

第4節 緊急需給調整特別対策事業

(事業の内容)

第65条 緊急需給調整特別対策事業は、要綱第2の3の計画的生産出荷の取組を的確に実施した上で、一時的な出荷の集中により、なお価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける指定果実出荷事業者に対して都道府県法人が補給金を交付するのに要する経費を本会が補助する事業とする。

(対象果実)

第66条 この事業の対象となる果実は、一旦生食用として選果場に出荷され選別された指定果実であって、価格の低下の主因となるおそれのある特定の規格の果実として全果協が定めたものとする。

(対象指定果実出荷事業者)

第67条 この事業の対象となる指定果実出荷事業者は、要綱第2の2の(3)により、都道府県の段階に設置された生産出荷団体の代表等で構成する果実生産出荷安定協議会（以下「都道府県果協」という。）から都道府県生産出荷目標の通知を受けている指定果実出荷事業者とする。

(緊急需給調整事業実施方針)

第68条 本会は、全果協から全国緊急需給調整事業実施方針（以下「全国事業実施方針」という。）の通知があった場合は、その旨を都道府県法人に通知するものとする。

2 都道府県法人及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協が作成した都道府県緊急需給調整事業実施方針の通知を受けるものとする。

(緊急需給調整事業実施計画)

第69条 緊急需給調整事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知を受けた場合には、当該年における指定果実出荷事業者別の事業の実施に係る次に掲げる事項を定めた、緊急需給調整資金の造成の根拠となる産地緊急需給調整事業実施計画（以下「産地事業実施計画」という）を作成し、都道府県法人の承認を受けるものとする。

ア 対象とする品目に関する事項

- イ 指定果実出荷事業者に関する事項
 - ウ 推進体制に関する事項
 - エ 取組の実績の確認及び報告に関する事項
 - オ 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
 - カ 対象とする果実の数量に関する事項
 - キ 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
 - ク その他この事業の実施に関し必要な事項
- (2) 都道府県法人は、前号の産地事業実施計画を承認しようとする場合は、次に掲げる事項を定めた緊急需給調整資金の造成の根拠となる都道府県緊急需給調整事業実施計画（以下「都道府県事業実施計画」という。）として取りまとめ、都道府県知事と調整の上、あらかじめ本会与協議を行うものとする。
- ア 対象とする品目に関する事項
 - イ 指定果実出荷事業者に関する事項
 - ウ 推進体制に関する事項
 - エ 取組の実績の確認及び報告に関する事項
 - オ 対象となる果実の加工に係る選果場及び加工工場の選定に関する事項
 - カ 対象とする果実の数量に関する事項
 - キ 緊急需給調整資金の拠出に関する事項
 - ク その他この事業の実施に関し必要な事項
- (3) 本会は、前号により協議された都道府県事業実施計画が前条の全国事業実施方針に即していると認められるときは、速やかにこれを承認するものとする。
- (4) 本会は、前号により承認する旨を回答した場合には、当該計画及び回答の内容を生産局長に報告するものとする。
- (5) 第1号から前号までの規定は、産地事業実施計画の変更について準用する。

（事業の発動）

第70条 本会は、全果協から事業の発動の通知があった場合は、その旨を都道府県法人に通知するものとする。

2 都道府県法人及び指定果実出荷事業者は、都道府県果協から事業の発動の通知を受けるものとする。

（緊急需給調整の実行）

第71条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第69条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め（以下「数量契約」という。）を行うものとする。

（緊急需給調整資金の造成）

第72条 都道府県法人は、補給金の交付に充てるため、指定果実出荷事業者から負担金を納付させ、都道府県等からの助成金とあわせてあらかじめ緊急需給調整資金を造成するものとする。

2 前項の緊急需給調整資金の額は、実施細則で定めるものとする。

(指定果実出荷事業者に対する補給金の交付)

第73条 都道府県法人は、指定果実出荷事業者からの申請により補給金を交付するものとする。

- 2 本会は、都道府県法人からの申請により、補給金を交付するのに要する経費の全部又は一部を補助するものとする。
- 3 第1項の補給金の額は、実施細則で定めるものとする。

(補給金の交付申請等)

第74条 要綱第2の6の(2)の(キ)の補給金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第77条により産地調整実績報告が承認されたときは、都道府県法人に補給金交付申請書を提出するものとする。
- (2) 都道府県法人は、第1号により指定果実出荷事業者から補給金の交付申請があった場合には、内容を審査した上、補給金の交付を決定するものとし、補給金を決定したときには補給金交付決定通知書をもって指定果実出荷事業者に通知するものとする。
- (3) 前2号の規定は、補給金交付申請を変更する場合について準用する。
- (4) 都道府県法人は、補助金の申請を行う場合は、都道府県調整実績報告を作成の上、負担金等による資金の造成額を証する書類を添付するものとする。

(補助金の額)

第75条 本会が都道府県法人の資金造成に対して交付する補助金の額は、この事業で実施した緊急需給調整加工仕向量実績(kg)に、実施細則に定める単価(円/kg)を乗じた金額の2分の1以内とする。

(補助金の対象経費)

第76条 補助金の対象経費については、実施細則で定める。

(実績の報告)

第77条 指定果実出荷事業者は、事業終了後、次に掲げる事項を定めた産地調整実績報告を作成し、都道府県法人に提出するものとする。

- (1) 対象とする品目に関する事項
 - (2) 指定果実出荷事業者に関する事項
 - (3) 緊急需給調整加工仕向量の実績に関する事項
 - (4) その他この事業の実施に関し必要な事項
- 2 都道府県法人は、前項により提出された産地調整実績報告が適切であると認められるときは、これを都道府県調整実績報告として取りまとめ、知事に報告の上、本会に提出するものとする。
 - 3 本会は、前項により提出された都道府県調整実績報告が適切であると認められるときは、速やかにこれを承認するとともに、前項により提出された実績報告を取りまとめ、生産局長に提出するものとする。
 - 4 都道府県法人は、前項により都道府県調整実績報告が承認された場合は、指定果実出荷事業者に産地調整実績報告の承認を通知するものとする。

(事業要件)

第78条 本事業による支援を受けるためには、以下に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 総出荷量が要綱第2の2の(4)の適正出荷量の範囲内であること。
- (2) 生食用出荷量が要綱第2の2の(4)の生食用の適正出荷量の範囲内であること。
- (3) 指定果実出荷事業者が要綱第2の3の(1)のアの規定に基づき生産出荷計画を作成し、都道府県法人の承認を受けていること。
- (4) 要領第1の1の(6)のウの(イ)の特定時期の出荷量が特別出荷調整目標数量の範囲内であること。
- (5) 指定果実出荷事業者が要領第1の1の(6)のウの(ウ)の特別摘果に取り組むべき面積を定めた場合、これを実施していること。

(業務方法書)

第79条 本会は、都道府県法人からこの事業の実施に係わる業務方法書の届け出を受けた場合において、次に掲げる事項が適正に定められているときは、これを受理するものとする。

- (1) 都道府県事業実施計画に関する事項
- (2) 負担金の納付に関する事項
- (3) 緊急需給調整資金の区分経理に関する事項
- (4) 補給金の交付に関する事項
- (5) その他この事業の実施に必要な事項

第5節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第80条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

- 2 前項の果実製品の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、本会は、要綱第2の6の(2)のイの(ウ)のcにより果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。
- 3 第1項の果実の産地廃棄に係る事業の実施者は、指定果実出荷事業者とする。ただし、当該事業者に出荷している指定果実生産者が計画的生産を的確に実施している場合に限る。

第6節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第81条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、指定果実その他果実について台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合に、生産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者及びその他生産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第82条 本会は、要綱第2の6の(2)のウの(エ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、生産局長が別に定めるところによる。

3 本会は、要綱第2の7の(2)のウの(オ)により、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第7節 果実加工需要対応産地強化事業

第1款 加工専用果実生産支援事業

(事業の内容等)

第83条 加工専用果実生産支援事業は、国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を行うとともに、事業成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、都道府県、独立行政法人、果実加工業者等とするものとする。ただし、前項の事業成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等は、本会が行うものとする。

3 第1項の事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

4 第1項の事業の実施期間は、毎年度、事業実施計画の承認日から3月末までとする。ただし、事業実施者が本会以外の場合は、2月末までとする。

(補助金の交付及び額等)

第84条 本会は、要綱第4の2の(2)のエの(ア)の補助金の交付申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要領第3の2の(1)のイの(ア)の表の補助率の欄の、本会が生産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の2の(2)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第2款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第85条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

(補助金の交付及び額等)

第86条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2の(2)のイ及び実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第3款 加工原料安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第87条 加工原料安定供給連携体制構築事業は、加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費を交付する事業とする。

2 前項の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(補助金の交付及び額等)

第88条 本会は、要綱第4の1の(4)のエの(ア)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(3)のウの(ア)の表の補助率の欄の本会が生産局長と協議して定める額については、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の1の(4)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第8節 果実輸出支援強化事業

(事業の内容等)

第89条 果実輸出支援強化事業は、以下に掲げる事業とする。

(1) 果実効率化支援事業

国産果実を船便により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

(2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。

(補助金の交付及び額等)

第90条 本会は、要綱第4の2の(5)のアの補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2のイの(ア)の表の補助率の欄に定める補助率とする。

3 本会は、要綱第4の2の(5)のアにより、事業実績報告兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第9節 パインアップル構造改革特別対策事業

(事業の内容等)

第91条 パインアップル構造改革特別対策事業は、次に掲げる事業を内容とする。

(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業として、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備を実施する優良種苗増殖事業並びに優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の開催等を実施する優良種苗供給推進事業

(2) パインアップル産地構造改革事業として、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他推進体制を整備する推進事業及びパインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理方法の改善を行う栽培管理改善事業並びに加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行う生食用パインアップル緊急定着事業

(3) その他パインアップルの需給改善を図る上で必要な緊急対策事業として生産局長が別に定める事業

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体その他生産局長が適当と認めた者とする。

(補助金の交付及び額等)

第92条 本会は、要綱第5の5の(1)及び(2)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、要領第4の3の(1)及び(2)で定めるとおりとする。

3 本会は、要綱第5の6の(1)及び(2)により、事業実績報告書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第7章 果樹農業調査研究等事業

(果樹農業調査研究等事業の内容等)

第93条 本会は、果樹農業調査研究等事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

(1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業

(2) その他本会の目的を達成するために実施する事業

2 本会は、前項の事業を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、あらかじめ生産局長と協議するものとする。

(事業実績の報告)

第94条 本会は、果樹農業調査研究等事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に

報告するものとする。

第8章 特認事業

(特認事業の内容等)

第95条 本会は、その他、国際化の急激な進展等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として生産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(事業実績の報告)

第96条 本会は、特認事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

第9章 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業

(事業の内容等)

第97条 本会は、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 日本型食生活の実践を推進するための広域的、先進的な食育活動並びに果実及び果実製品の需要の増進のための実践活動
- (2) その他消費拡大に関連する事業

第10章 都道府県推進事務費

(都道府県推進事務費の内容等)

第98条 本会は、都道府県法人等に対し、果実計画生産推進事業等の円滑な推進に資するために要する経費で別に定めるものを、都道府県推進事務費として交付する。

(実績の報告)

第99条 本会は、都道府県推進事務費を交付したときは、その実績をとりまとめ、生産局長に報告するものとする。

第11章 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業

(事業の内容等)

第100条 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業は、連携要綱及び連携要領に基づき、生産者と外食・加工業者等（外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会をいう。以下同じ）との連携体制を構築する事業及び外食・加工事業者等による新商品の開発（新商品開発に必要な市場調査、試作品の製造、製造機器の改良、プロモーション等を含む。以下同じ。）を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、生産者と外食・加工業者等との連携体制を構築する事業については、本会とし、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業については、外食・加工業者等とする。
- 3 事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(補助金の交付及び額等)

第101条 本会は、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業を実施する者に対し、別に定

める事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領に基づき補助金の交付決定、補助金の額の確定及び補助金の交付を行うものとする。

- 2 前項に規定する事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領は、連携要綱第3の1及び連携要領第12の1に基づき、あらかじめ生産局長の承認を受けなければならない。

第12章 本会の業務

(業務実施方針)

第102条 本会は、果実計画生産推進事業、緊急需給調整特別対策事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、生産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

(業務実施規程)

第103条 本会は、生産出荷安定指針が定められた場合において、果実計画生産推進事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、果振法第4条の5の規定に基づき、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

第13章 雑則

(報告の徴取及び閲覧)

第104条 本会は、必要があると認めるときは、補助事業に関連する必要な範囲において、都道府県法人等若しくは生産者団体等に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、又は都道府県法人等若しくは生産者団体等の事務所その他の事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

(生産局長への報告)

第105条 本会は、都道府県法人等の業務方法書の制定又は変更について受理したときは、生産局長に報告するものとする。

(仕入れに係る消費税等の扱い)

第106条 事業実施者は、本会へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかな場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

- 2 事業実施者は、本会へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施者は、本会へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（2により減額した場

合にあつては、その金額を上回る部分の金額)を本会に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(財産処分等の手続)

第107条 事業実施者(果樹経営支援対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、都道府県法人等の承認を受けなければならない。

また、都道府県法人等が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、本会の承認を受けなければならない。

- 2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第60条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 3 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壌土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 4 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、都道府県法人等に報告するものとする。
都道府県法人等は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を本会に報告するものとする。
- 5 事業実施者は、第1項に定める財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 6 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前に本会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。

(実施細則)

第108条 第18条、第22条、第27条第1号、第32条第1号、第32条第1号、第32条第

5号、第33条第1項第2号、第49条、第51条第1項、第52条第3項、第55条、第61条、第64条、第72条第2項、第73条第3項、第75条、第76条、第84条第2項、第86条第2項、第88条第2項、第101条及び第107条第2項から第6項までに定めるもののほか、この業務方法書に掲げる業務の実施に必要な手続き及び様式については、実施細則又は新商品開発等事業実施要領で定める。

(附則) (昭和50年9月1日付け50農蚕第5448号)

この業務方法書は、農林水産省農蚕園芸局長の承認のあった日から施行する。

(略)

(附則)

この業務方法書の変更は、平成17年3月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成18年3月31日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 変更前の業務方法書第4条の果実生産出荷安定資金、果樹特別対策資金及びパインアップル対策資金は、平成18年4月1日から平成18年10月31日までの間においては、果樹対策資金とみなす。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成19年2月19日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成19年4月5日から施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく計画生産出荷促進事業の平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 3 変更前の業務方法書に基づく経営安定対策事業の平成17年産及び平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 4 変更前の業務方法書に基づく果樹特別対策事業のうちかんきつ園地転換特別対策事業に係る業務の実施については、なお従前の例による。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成20年9月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成22年3月31日より施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく果樹対策資金における業務の実施及び県基金協会の保有する交付準備金の運用益の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成23年4月1日から施行する。
- 2 県基金協会の保有する平成21年度までの交付準備金の運用により生じた利益については、本

会と協議の上、県基金協会の管理運営に要する経費、県基金協会が行う果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費として使用することができるものとし、本会は、県基金協会から当該運用益の使途の協議を受けた場合、適正と認められるときは、これを承認するものとする。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成24年4月6日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度の果樹経営支援対策事業の整備事業計画に係る変更交付申請の手続きは、平成26年4月1日からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い増額となる補助金については、業務方法書第43条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出と同時に行うことができるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成26年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成26年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成27年4月20日（農林水産省生産局長の承認を受けた日）から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 平成27年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ、平成27年度中に、第11次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
- 3 要領第9の1の(2)の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証で、平成27年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成27年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 4 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地育成事業のうち品質向上型及び産地安定出荷型については、事業の継続ができるものとする。
- 5 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型については、その事業が完了するまでの間、事業の継続ができるものとする。なお、事業の実施及び交付準備金の造成及び管理については、従前の例によることとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 27年度に果樹経営支援対策事業の事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者が承認されたもののうち、通常、28年4月以降、苗木の植栽が完了する産地において同事業計画に事業完了予定年度が28年度と記載されているものであって改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しく

は新植の事業が28年4月以降、完了したもの、又は自然災害に伴う不測事態により明らかに植栽の遅れを生じた産地においてやむを得ず改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が28年4月以降に完了したものについては、当該都道府県法人等が適切と認めた場合に限り、改正後の業務方法書実施細則に定める補助率を適用することができる。

3 2により補助率が変更されたことに伴う、果樹経営支援対策事業の整備事業計画及び果樹未収益期間支援事業の事業対象者の承認に係る事業計画の変更並びに変更交付申請の手続きについては、業務方法書第34条第6号及び第38条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出に合わせてできるものとする。

4 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の1の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証・普及で、平成28年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成28年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

1 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。

2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。